

平成28年度 第三者評価

西南女学院大学短期大学部
自己点検・評価報告書

平成28年6月

目 次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	26
3. 提出資料・備付資料一覧	37
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	48
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	49
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	51
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	56
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	60
基準Ⅰについての特記事項	61
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	62
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	64
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	82
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	94
基準Ⅱについての特記事項	95
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	99
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	100
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	110
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	115
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	119
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	123
基準Ⅲについての特記事項	123
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	124
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	125
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	128
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	130
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	133
基準Ⅳについての特記事項	133
【選択的評価基準：教養教育の取り組みについて】	146
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】	155

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、西南女学院大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成28年6月24日

理事長

田中 綜二

学 長

工藤 二郎

A L O

阿南 寿美子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革 (1600字程度)

西南女学院は大正11年、米国南部バプテスト海外伝道局の宣教師たちにより、高等女学校（修業年限5ヶ年）として福岡県企救郡板櫃村到津（大正14年に小倉市と合併、現北九州市）に設立された。

昭和21年に新生日本の女性の高等教育機関として西南女学院専門学校を設立し、英語科と生活科を設置した。昭和25年には、さらに高度の教育を行うために西南女学院短期大学を設立し、英語科と家政科を設置した。昭和33年には地域や時代のニーズに応じて保育科を増設した。同年、家政科が栄養士養成施設の指定を受けたことに伴い、家政課程と栄養士課程に専攻分離した。昭和46年には家政科栄養士課程を母体とした食物栄養科の設置が認可された。さらに、昭和51年には家政科を家政専攻と被服専攻に分離し、充実を図った。

平成6年には西南女学院大学（保健福祉学部）が設立された。次いで、平成14年に短期大学の英語科と食物栄養科を改組転換し、大学に人文学部人文学科と保健福祉学部栄養学科を設置した。同年、家政科は時代のニーズに対応すべく、生活創造学科に名称を変更し、翌平成15年には定員変更を行った。

生活創造学科と保育科の2学科になった西南女学院短期大学は、西南女学院大学との一体化を含む更なる充実を目指して、平成16年に西南女学院大学短期大学部へと名称変更及び組織改編を行った。なお、平成22年に財団法人短期大学基準協会による第三者評価で適格の認定を受けた。

現在、西南女学院は、西南女学院大学、西南女学院大学短期大学部（本学）、西南女学院中学校・高等学校及び西南女学院大学短期大学部附属シオン山幼稚園の各学校を擁する総合学園である。

学校法人西南女学院及び設置する学校の沿革

大正11年	3月	J.H.ロウ氏設立者となり、修業年限5ヶ年の高等女学校として西南女学院設立。 C.H.ロウ女史初代院長就任。
昭和10年	3月	西南家政学院（高等女学校卒業後1ヶ年）設立。
昭和13年	4月	財団法人西南女学院設立認可。
昭和21年	3月	西南女学院専門学校設立。英語科、生活科を置く。
昭和22年	4月	西南女学院中学校（新制）設置。
昭和23年	3月	西南女学院高等学校（新制）設置。
昭和25年	3月	西南女学院短期大学設立。英語科（80名）、家政科（80名）を置く。 マロリーホール竣工。
昭和26年	2月	学校法人西南女学院設立認可。
昭和27年	2月	西南女学院幼稚園設立認可。
昭和33年	4月	短期大学保育科増設（50名）。短期大学家政科に対し栄養士養成施設（栄養士課程）の指定を受く。

昭和35年	4月	短期大学家政科（120名）定員増。
昭和37年	10月	西南女学院創立40周年記念式典挙行。
昭和40年	4月	短期大学英語科（100名）、家政科（200名）、保育科（80名）定員増。
昭和46年	4月	短期大学食物栄養科増設（120名）。
昭和47年	4月	西南女学院創立50周年記念式典挙行。
昭和51年	4月	短期大学家政科専攻分離（家政専攻100名、被服専攻100名）。 短期大学英語科（200名）、保育科（150名）定員増。
昭和55年	4月	中学校、高等学校一貫教育体制の確立に伴い、西南女学院中学校・高等学校と名称変更。
昭和57年	4月	西南女学院創立60周年記念式典挙行。
昭和60年	6月	短期大学ティフト大学（米国・ジョージア州）と姉妹校締結。
昭和62年	4月	短期大学英語科（200名→250名）臨時定員増。 （昭和62年度～平成7年度）
平成元年	7月	短期大学マーサー大学（米国・ジョージア州）と姉妹校締結。
平成2年	10月	短期大学開学40周年記念式典挙行。
平成4年	2月	短期大学培花女子専門大学（韓国・ソウル特別市）と姉妹校締結。
	4月	西南女学院創立70周年記念式典挙行。
平成5年	4月	短期大学家政科定員変更。 （家政専攻100名→150名、被服専攻100名→50名）
	12月	西南女学院大学保健福祉学部（看護学科・福祉学科）設置認可。
平成6年	1月	保健婦・看護婦学校の指定を受ける。
	3月	西南女学院大学献堂（竣工）式挙行。 大学・短期大学図書館竣工。
	4月	西南女学院大学第1回入学式挙行。
	5月	西南女学院大学開学記念式典挙行。
平成8年	4月	短期大学英語科臨時定員増期間延長（平成8年度～平成11年度）。
平成9年	12月	大学保健福祉学部福祉学科定員増（80名→140名）認可。 【平成10年4月より】
平成11年	12月	大学保健福祉学部看護学科定員増（50名→80名）認可。 【平成12年4月より】
平成12年	4月	短期大学英語科臨時定員増恒常定員化（200名→250名）。
	11月	短期大学開学50周年記念式典挙行。
平成13年	8月	大学保健福祉学部栄養学科設置認可。 【平成14年4月より】
	12月	西南女学院大学人文学部人文学科設置認可。 【平成14年4月より】
平成14年	4月	短期大学家政科専攻分離廃止、生活創造学科に名称変更。 短期大学英語科（同一法人の既設する西南女学院大学に新設の人文学部人文学科に改組転換）・食物栄養科（同一法人の既設する西南女学院大学保健福祉学部）に新設の栄養学科に改組転換）学生募集停止。

西南女学院大学短期大学部

- 平成15年 3月 短期大学英語科、食物栄養科廃止。短期大学生生活創造学科定員変更（200名→100名）。
- 平成16年 4月 西南女学院短期大学を西南女学院大学短期大学部に名称変更。
- 平成18年 4月 西南女学院大学人文学部英語学科及び観光文化学科開設。
- 平成20年 4月 西南女学院大学助産別科開設。
- 平成21年 4月 大学保健福祉学部福祉学科定員変更（140名→80名）。
福祉学科に指定保育士養成施設（子ども家庭福祉コース）開設（30名）。
- 平成22年 3月 人文学部人文学科廃止。
西南女学院大学短期大学部が、財団法人短期大学基準協会による第三者評価で適格の認定を受ける。
- 平成23年 3月 西南女学院大学が、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で大学評価基準を満たしていると認定される。
- 平成28年 5月 西南女学院大学短期大学部生活創造学科学生募集停止の公表。

（２） 学校法人の概要

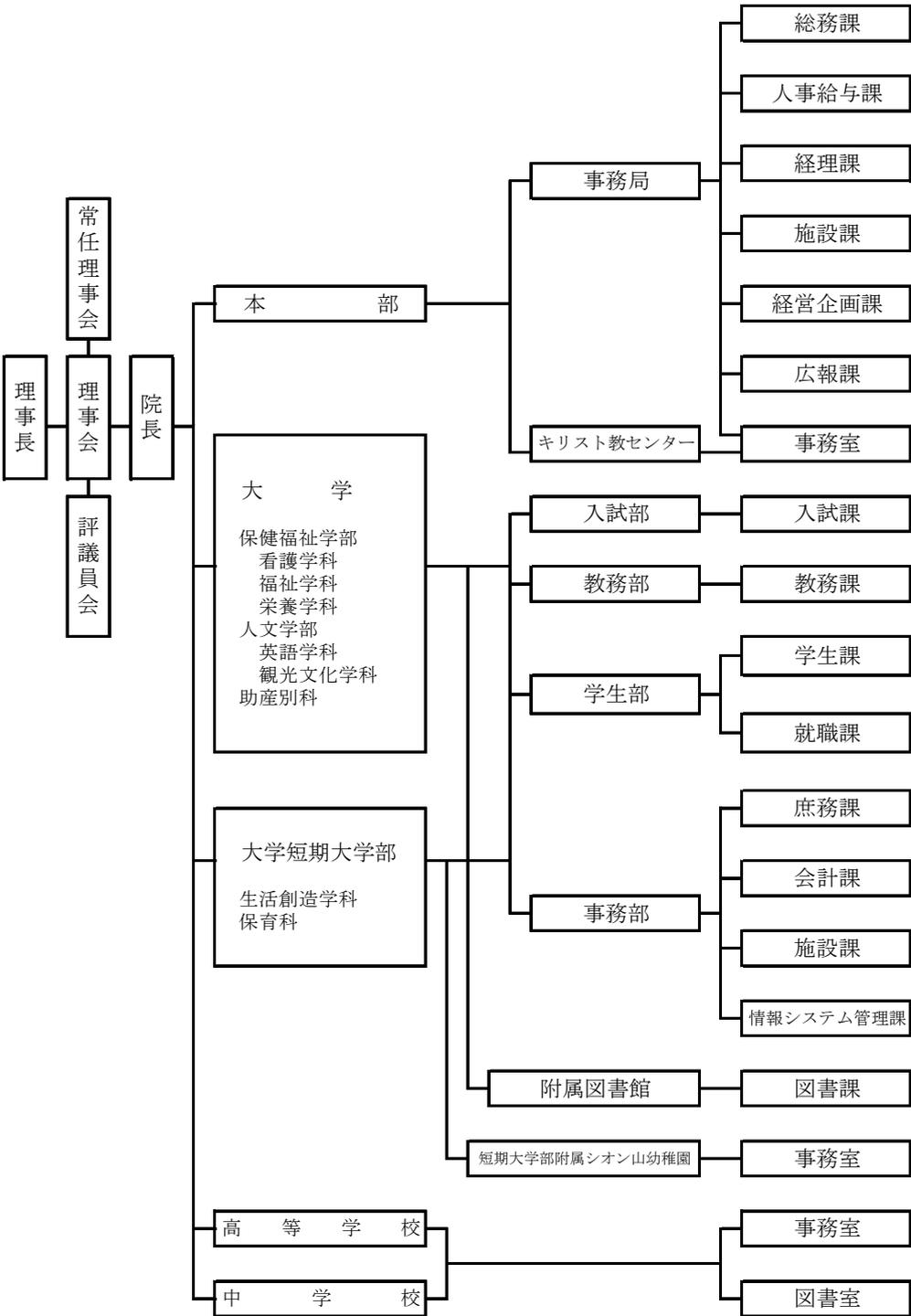
平成28年5月1日現在

教育機関名		所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
西南女学院大学		福岡県北九州市小倉北区 井堀一丁目3番5号	390	1,560	1,577
西南女学院大学短期大学部		福岡県北九州市小倉北区 井堀一丁目3番2号	250	500	226
西南女学院 中学校・高等学校	高等学校	福岡県北九州市小倉北区 上到津一丁目10番1号	160	480	176
	中学校	福岡県北九州市小倉北区 上到津一丁目10番1号	80	240	136
西南女学院大学短期大学部 附属シオン山幼稚園		福岡県北九州市小倉北区 井堀一丁目3番4号	67	180	83

(3) 学校法人・短期大学の組織図

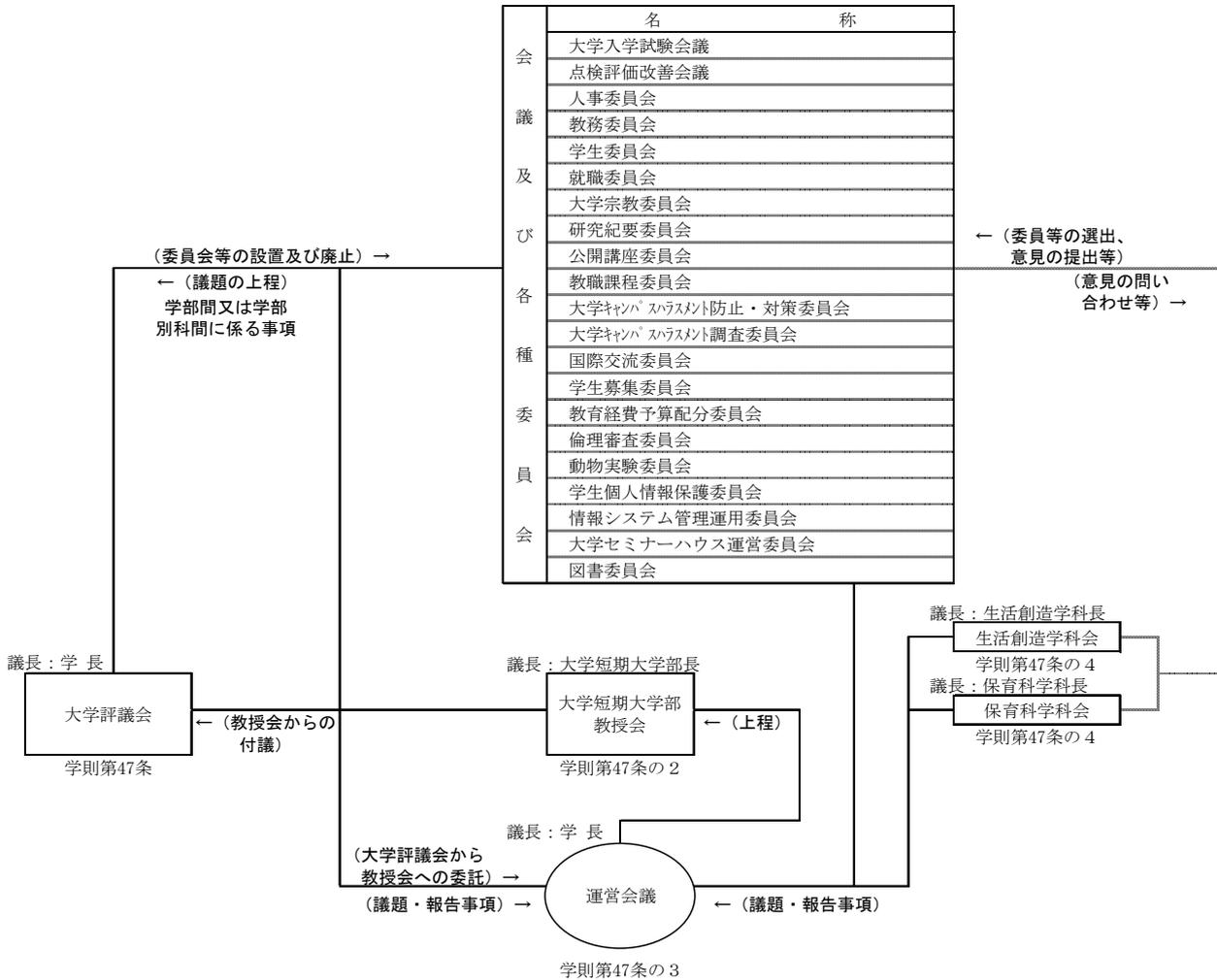
① 学院組織図

平成28年5月1日現在



② 短期大学運営機構図

平成28年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

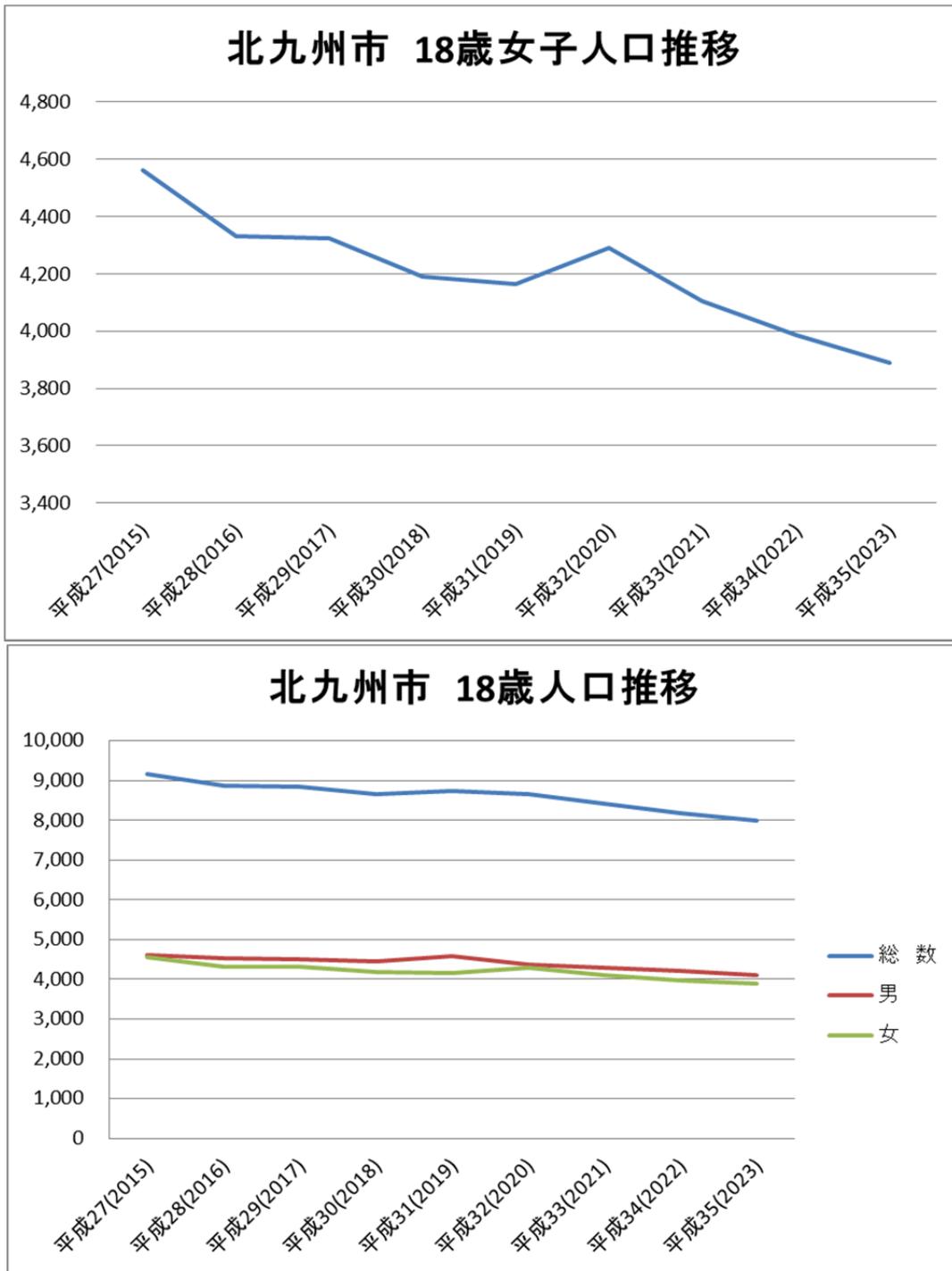
① 立地地域の人口動態

北九州市圏域 (平成27年6月1日現在)

年 齢	区 分	人 口		
		総 数	男	女
18 歳		9,167	4,605	4,562
17 歳		8,868	4,537	4,331
16 歳		8,833	4,511	4,322
15 歳		8,654	4,463	4,191
14 歳		8,748	4,586	4,162
13 歳		8,656	4,366	4,290
12 歳		8,410	4,305	4,105
11 歳		8,188	4,203	3,985
10 歳		7,989	4,101	3,888

18歳に達する年

平成27(2015)
平成28(2016)
平成29(2017)
平成30(2018)
平成31(2019)
平成32(2020)
平成33(2021)
平成34(2022)
平成35(2023)



福岡県企画・地域振興部調査統計課による平成27年6月1日現在の「人口移動調査」によれば、本学が立地する北九州市圏域における平成27年度の18歳人口の推移は、表及び図のとおりである。平成29年度入学試験において募集対象となる平成28年の18歳女子人口は、4,331人であり、前年度比で231人減少となる。平成32年に微増するも、平成34年には4千人を割ることになる。第2次産業の衰退とともに人口の減少が著しく、福岡市一極化現象の構図となっている本学立地地域の現状は、学生募集という観点からも一層厳しさを増していると言わざるを得ない。

② 学生の入学動向

地域	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
愛知									1	1.0
兵庫	1	0.6	1	0.7						
島根	1	0.6	1	0.7						
広島									1	1.0
山口	40	23.1	35	24.3	32	23.4	35	24.8	22	21.1
愛媛									1	1.0
福岡	108	62.4	90	62.5	90	65.7	90	63.9	69	66.3
佐賀	1	0.6			1	0.7				
長崎	1	0.6			1	0.7	2	1.4		
熊本	1	0.6			1	0.7				
大分	13	7.5	16	11.1	8	5.9	13	9.2	10	9.6
宮崎	3	1.7			1	0.7				
鹿児島	1	0.6			3	2.2	1	0.7		
その他*	3	1.7	1	0.7						
合計	173	100.0	144	100.0	137	100.0	141	100.0	104	100.0

※その他は、高等学校卒業程度認定試験合格者及び在外教育施設の者

[注]

- 短期大学の实態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成27年度を起点に過去5年間。

本学学生の出身地は、福岡県、山口県、大分県が多くを占める。福岡県出身者の割合は50%を超えている。学生の入学動向と本学立地地域の人口動態を鑑みると、今後も県内出身の入学者確保に向けた取組みが重要であり、また、近県からの入学者の維持と増加に向けた努力も継続しなければならない。

③ 地域社会のニーズ

昭和25年の設立以来、地域における女子教育を担ってきた本学は歴史と伝統のもとで地域社会からの理解を得ている。

少子化や市外への転出者増が本学の入学者数に一定の影響を与えていることは事実であるが、学生の入学動向から見て本学に対する地域社会のニーズがあることは確かであり、今後も本学の立地地域の若年者の状況及び地方創生等の政策動向並びに地域ニーズを主体的に受け止めていかなければならない。

④ 地域社会の産業の状況

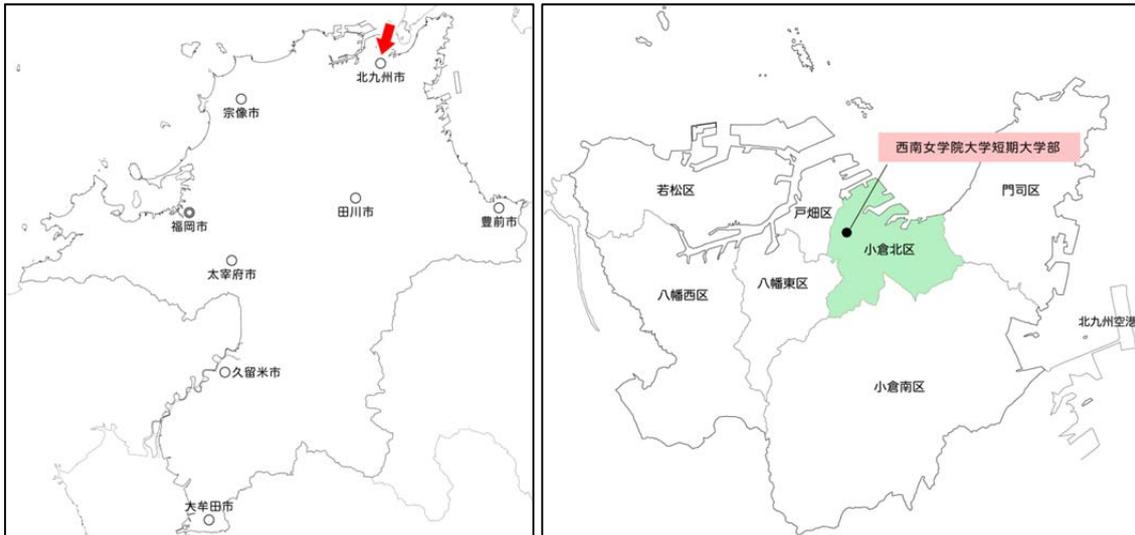
第2次産業、特に製造業の構成比が高い。基礎素材型産業の高度化と加工組立型産業の集積により、市の基幹産業として重要な位置を占めている。戦後、筑豊地域の石炭産業を背景に鉄鋼を中心として形成された北九州工業地帯は斜陽化のさなかにある。

一方、工業都市としての市民・行政・企業が一体となって公害等の諸問題を克服した経験に基づく環境問題への積極的な取組み（平成20年に「環境モデル都市」として政府認定）は、平成27年7月にユネスコ世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の一つである官営八幡製鐵所関連施設群、従来から市が重点を置いている門司港レトロ地区等の観光資源と相まって、環境都市・観光都市づくりの取組みとして新たな局面を迎えつつある。

なお、市内に立地する大学及び短期大学の数は下表のとおりである。

設置者	学 校 法 人	国立大学法人	公立大学法人
大学数	9	1	2
短大数	4	0	0

⑤ 短期大学所在の市区町村の全体図



北九州市は九州の最北に位置し、7つの行政区によって構成される政令指定都市である。その規模は、福岡市（県庁所在地）に次ぐ県下第2位となっている。市の東部に周防灘、北部に関門海峡及び響灘を臨み、西部には内湾である洞海湾が響灘に開口している。西端は響灘に向かって北流する遠賀川周辺地域に、南端は筑豊地域及び京築地域に接している。市平野部の大部分は、北の海洋と南の山麓に挟まれる形で東西に伸びる形状をとる。関門橋と関門トンネルによって本州と結ばれる市域は、本州からの玄関口として交通の要衝に位置している。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
<p>教育理念・教育目標を全学で共有するためにも、「GUIDE BOOK（大学案内パンフレット）」や「CAMPUS LIFE（学生便覧）」などにおいて文言を一致させておくことが重要であると考えます。</p>	<p>従前の教育理念・教育目標の文言を見直し、平成22年度「CAMPUS LIFE」及び平成23年度「GUIDE BOOK」に、学部・学科の教育目的と教育目標として記載した。さらに平成26年度に教育目的と教育目標の文言を統一し、平成27年度から教育目的として記載した。</p>	<p>教育理念・教育目標等を教育目的として統一したことで、全学で共有することが容易になった。</p>
<p>学生による授業評価アンケートは、評価の実態を把握する点からも全科目で実施することが望まれる。学生の負担を軽減するため、質問項目の厳選を検討されたい。</p>	<p>平成23年度から一部の演習、実習を除き、全科目の授業評価アンケートを実施した。 さらに、平成27年度から学生による授業評価アンケートは、学位授与の方針の観点に沿った質問内容とした。あわせて、学生の学習時間の実態や、学習環境についての情報収集を行うことができるような質問項目を設定した。また、授業評価アンケート結果による教員側からのリフレクションカードの作成をすることとした。</p>	<p>アンケートを通して学生の学習成果の把握ができるようになり、このことから教育改善につながるようになった。 授業科目のリフレクションカードについては、本学公式ウェブサイト上にも掲載している。</p>
<p>シラバス作成について、見やすさについてより一層工夫を図ることが必要であることから、シラバス作成委員会等を設置するなどして再確認する必要がある。</p>	<p>平成26年度に「教育の質保証プロジェクト」会議のシラバス充実チームで、学生にとって理解しやすいシラバスを検討し、平成27年度のシラバスを改訂した。シラバス作成にあたっては、内容についての学内統一を図るた</p>	<p>平成27年度からのシラバスの記載は、学生と教員間で評価方法について共有できる構成とした。また、「具体的な達成の目安」として、「理想的レベル」、「標準的なレベル」を記載し、学生が達成する目標をわかりや</p>

	<p>め、各学科の教務委員、学科長、教務部長が作成されたシラバスの確認作業を行った。</p> <p>また、平成27年度の新入生オリエンテーションにおいて、シラバスの活用方法を説明した。</p>	<p>すくした。</p> <p>今後も「シラバス」に関しては、学生への授業評価アンケート等を通して、学生の活用状況の把握に努めていくこととしている。</p>
<p>教員個人の研究活動の状況は、広く社会に対し積極的に公開することが短期大学の使命として望まれる。</p>	<p>『点検評価改善報告書[教育研究活動報告]』を公表している。</p>	<p>本学公式ウェブサイトでの公表により、研究活動の促進や研究をとおした社会貢献・社会的責務への理解につながっている。</p>
<p>学長の選考、欠員補充の決定、重要事項の扱い等、これまで当該短期大学において慣例的に運営されてきていることについて、それぞれの規程との整合性を検討されたい。</p>	<p>会議運営等に関して、それぞれの会議体の位置づけと役割について再点検し、実際の運営と各規程との整合性をとるため、学則、会議規則等の改正を行った。</p>	<p>対策前には、規程だけを確認すると不明確であった点が明確化された。「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」に基づく学長への業務委任と相まって、短期大学の管理運営及び意思決定は適切に、かつ円滑に行われている。</p>
<p>学校法人全体の財務状況は健全であるが、定員充足率を改善するなど具体的な計画を立て、短期大学部門の収支バランスを改善することが望まれる。</p>	<p>平成22年度以降、特待生入試の開始、教育課程改正（平成28年度からの生活創造学科コース制廃止などを含む）、入学生及び在学生に対する経済的施策（入学金や学費の免除等）など、必要な対策を講じた。</p> <p>平成27年度には、「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」を設置し今後の対応策等を検討した。</p>	<p>定員充足率の改善は厳しい状況に変わりなく、短期大学部門の収支バランスの改善につながっているとは言い難い。</p> <p>ただし、検討会による検討の結果として、教育学・保育学関係（保育科）の単科短期大学への移行が決まり、好転への契機となった。</p>
<p>当該短期大学として独立した自己点検・評価組織の設置のほか、全員が自己点検・評価に参加することを</p>	<p>平成28年度短期大学第三者評価の受審に際しては、「平成28年度短期大学第三者評価受審準備講習会」を開</p>	<p>部会による自己点検評価活動を通して、教職協働が促進された。また、第三期の第三者評価に向け、取組</p>

<p>保障するシステムを構築する必要がある。</p>	<p>催した。さらに、全員が何らかの役割を担うこととする「点検評価改善会議短期大学第三者評価部会」を設置した。</p>	<p>みの継承や個々の意識の高揚が図られている。</p>
----------------------------	---	------------------------------

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
<p>生活創造学科の入学者数等を勘案した短期大学としての措置対応の検討が必要である。</p>	<p>西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に係る検討会」を設置し対応策等を検討した。</p>	<p>平成27年12月8日に『西南女学院大学短期大学部の再構築に向けて— 西南女学院における本学の自立と寄附行為の目的達成のために—』を表題とする「最終意見書」を取りまとめ学長に提出した。「最終意見書」は教授会及び「大学評議会」の議を経て採択につき学長決定がなされた（平成28年2月5日）。</p>

③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

※ 無し

(6) 学生データ (学校基本調査のデータを準用)

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率
平成24年度～平成28年度の設置学科等について

学科等の名称	事項	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
生活創造学科	入学定員	100	100	100	100	100	
	入学者数	50	38	37	29	32	
	入学定員充足率 (%)	50	38	37	29	32	
	収容定員	200	200	200	200	200	
	在籍者数	104	85	75	66	60	
	収容定員充足率 (%)	52	42	37	33	30	
保育科	入学定員	150	150	150	150	150	
	入学者数	94	99	104	75	92	
	入学定員充足率 (%)	62	66	69	50	61	
	収容定員	300	300	300	300	300	
	在籍者数	212	192	202	174	166	
	収容定員充足率 (%)	70	64	67	58	55	

[注]

- 「学科等の名称」欄には5年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の()に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第1位を切り捨てて記載する。

② 卒業者数（人）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
生活創造学科	84	51	47	38	36
保育科	126	113	90	94	96

③ 退学者数（人）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
生活創造学科	1	6	0	0	2
保育科	10	5	2	8	4

④ 休学者数（人）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
生活創造学科	0	0	0	1	0
保育科	0	0	0	0	0

⑤ 就職者数（人）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
生活創造学科	62	42	34	30	31
保育科	112	110	85	90	87

⑥ 進学者数（人）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
生活創造学科	1	2	0	1	1
保育科	2	1	1	2	2

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※ ①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける年度の平成28年5月1日現在

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
生活創造学科	2	2	2	0	6	5		2	0	15	家政関係
保育科	5	4	4	0	13	10		3	0	13	教育学・保育学関係
(小計)	7	6	6	0	19	15		5	0		
〔その他の組織等〕											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							4	2			
(合計)	7	6	6	0	19	19		7			

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
4. 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を

担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等) 数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等(募集停止の場合はその年度も含む。)を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。

5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類(短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」)を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要(人)

	専任	兼任	計
事務職員	6	2	8
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	0	0
その他の職員	6	1	7
計	12	3	15

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③ 校地等(m²)

校地等	区分	専用(m ²)	共用(m ²)	共用する他の学校等の専用(m ²)	計(m ²)	基準面積(m ²)	在籍学生一人当たりの面積(m ²)	備考(共用の状況等)
	校舎敷地	—	70,285.76	—	70,285.76	5,000.00	39.68	西南女学院大学
運動場用地	—	4,027.58	—	4,027.58	〃			
小計	—	74,313.34	—	74,313.34	〃			
その他	—	7,666.66	—	7,666.66	〃			
合計	—	81,980.00	—	81,980.00	〃			

[注]

- 基準面積(m²) = 短期大学設置基準上必要な面積
- [イ] 在籍学生一人当たりの面積 = [ロ] ÷ 当該短期大学の在籍学生数(他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数)

④ 校舎(m²)

区分	専用(m ²)	共用(m ²)	共用する他の学校等の専用(m ²)	計(m ²)	基準面積(m ²)	備考(共用の状況等)
校舎	—	32,206.61	2,340.78	34,547.39	4,400.00	西南女学院大学

[注]

- 基準面積(m²) = 短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
24 (24)	6 (3)	7 (1)	4 (4)	0

※（ ）内数は西南女学院大学と共用

⑥ 専任教員研究室（室）

専任教員研究室
20

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕（種）		視聴覚資料 （点）	機械・器具 （点）	標本 （点）
	（冊）		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
生活創造学科	153,723	324	0	282	—	—
保育科	[21,703]	[3]	[0]			
計	153,723 (248,404)	324 (913)	0 (19)	282 (1,215)	—	—

※計の（ ）内は短大と併設大学の合計数

図書館	面積（㎡）	閲覧座席数	収納可能冊数
		2,899.02	304
体育館	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要	
		3,280.91	—

※閲覧座席数には教員用閲覧室内4席含む

（8） 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

平成28年5月1日現在

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/
2	教育研究上の基本組織に関する事	http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/

4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/

② 学校法人の財務情報の公開について

平成28年5月1日現在

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/zaimu/ ・「学校法人西南女学院財務書類等閲覧規程」に基づき、法人本部経理課において閲覧可能 ・「広報西南女学院」に貸借対照表、収支計算書を掲載

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合はURLを記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（平成27年度）

本学は、「建学の精神」に基づき、教育目的を明示し、学生が修得すべき学習成果（学生が身につける能力）として、次のように学位授与の方針を定めている。

【本学の学位授与の方針】

短期大学部の学位は、各学科の教育目的に沿って設定された科目を受講し、所定の単位数を修得した者に与えられる。なお、以下の要件を満たした者に単位が与えられる。

DP1【知識・理解】

- 1-1) 「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「言語」の一般教育4領域において、基本的知識を修得している。
- 1-2) 生活関連または保育領域の基礎的な専門知識を修得している。

DP2【思考・判断】

2-1) 生活関連または保育領域において、適切な対応を自ら考えることができる。

DP3【関心・意欲】

3-1) 生活関連または保育領域の課題について関心を持っている。

DP4【態度】

4-1) 家庭・地域・社会の担い手として、または保育者としての責任を自覚している。

DP5【技能・表現】

5-1) 家庭や企業、または保育現場で活躍するための基礎的能力と表現力を身につけている。

また、各学科ではその専門性に鑑み、学生が修得すべきより具体的な学習成果を以下のように学位授与の方針として定めている。

【生活創造学科の学位授与の方針】

生活創造学科では、学科の教育目的を達成するために設定された科目を履修して所定の単位数を修得し、以下の要件を満たす者に短期大学士（生活学）の学位を授与する。

DP1【知識・理解】

1-1) 豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身につけている。

1-2) 生活教養、情報、ビジネス、食、健康、ファッションに関する基礎的な知識と理解を有している。

DP2【思考・判断】

2-1) 他者への思いやりをもって、家庭・地域・職場への貢献を意識した思考・判断ができる。

DP3【関心・意欲】

3-1) 自らの生活を営み、次世代を担う健全な心身の育成、家庭・地域・社会の相互のかかわりについて関心と意欲を有している。

DP4【態度】

4-1) 家庭・地域・職場といった自らが社会参画する場において、他者から受け入れられるマナーに配慮することができる。

DP5【技能・表現】

5-1) 読む、書く、調べる、計算する、自分の考えや感性を表現し伝えるといった基礎学力を備えている。

5-2) 衣食住に関する基礎的な生活技術を有し、これを自らの知性と創意を加えて活用することができる。

5-3) 社会で自立して働き生活していくために必要な基礎的な実務能力を有している。

【保育科の学位授与の方針】

保育科では、学科の教育目的を達成するために設定された科目を履修して所定の単位

数を修得し、以下の要件を満たす者に短期大学士（保育学）の学位を授与する。

DP1【知識・理解】

- 1-1) キリスト教精神を基盤に、教養と知識を身につけている。
- 1-2) 保育者に必要な専門分野の学問知識を修得している。

DP2【思考・判断】

- 2-1) 個々の子どもを深くとらえ、保育としての適切な対応を考えることができる。

DP3【関心・意欲】

- 3-1) 子どものあそびや子ども文化などに興味を持つ。
- 3-2) 子どもや保護者を含めた現代的課題に関心を持ち、保育者としての社会的な役割を意識する。

DP4【態度】

- 4-1) 保育者としての責任を自覚し、倫理に基づく行動ができる。
- 4-1) 自らの保育実践を振り返り、さらに質の高い保育を探究する力を有している。

DP5【技能・表現】

- 5-1) コミュニケーション能力やマナーを身につけ、他者と協働することができる。
- 5-2) 保育に必要な基礎技能を身につけている。
- 5-3) 子どもや保護者への適切なあそびや養護技術などを実施することができる。

学習成果については、シラバスにおいて「科目の到達目標」を記載することによって、学生に授業での学びから獲得できる力を明確にかつ具体的に示している。

学生自身が現在の学習到達度を的確に把握し、次の目標を定めることができるよう、GPA制度を導入し、学年末にGPA値を示すようにしている。各学生が履修した科目の成績をGPA制度により換算し、その数値の低い学生に対して、アドバイザーからの個別の学習指導が可能となっている。

学士課程教育の質的転換への好循環の確立のため、平成25年度に「教育の質保証プロジェクト」会議を立ち上げ、「学習成果の把握」、「教員の教育力向上」、「主体的な学修時間の確保」、「教育の体系化」、「成績評価の厳格化」、「教育方法の改善」の6つの柱を循環させる中長期計画を策定した。今後は、内部保証システムとして、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、学習成果等がPDCAサイクルとして回すことができる組織の確立に向けた取組みを目指している。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（平成27年度）

※ 無し

(11) 公的資金の適正管理の状況（平成27年度）

本学では平成28年度の文部科学省科学研究費補助金に1件の採択を受けている。なお、

「研究倫理講習会」を年1回開催し、また応募前に「科研費研修会」を開催して『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－（通称：Green Book）』を教職員に対して周知している。

他の公的資金については「研究取扱規則」、「倫理審査委員会規程」、「学校法人西南女学院経理規程」、「調達規程」、「学校法人西南女学院利益相反に関する指針」等に基づき管理している。

現在、学長のリーダーシップのもと、「外部資金導入促進プロジェクト」会議を中心に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」に基づいた公的研究費補助金取扱いに関する内規の作成及び管理体制の構築に向けて準備を進めている。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成25年度～平成27年度）

【理事会】

平成25年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	19人	16人	平成25年5月29日 13:00～15:00	15人	93.8%	1人	2/2
		16人	平成25年9月27日 13:00～14:50	13人	81.3%	3人	2/2
		16人	平成25年11月27日 14:50～15:35	16人	100.0%	0人	2/2
		16人	平成25年12月18日 15:00～16:35	15人	93.8%	1人	2/2
		16人	平成26年3月25日 ①11:00～12:20 ②15:00～16:50	15人	93.8%	1人	2/2

平成26年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	19人	18人	平成26年4月1日 15:00～15:40	14人	77.8%	0人	2/2
		18人	平成26年5月28日 13:00～14:30	16人	88.9%	2人	2/2
		18人	平成26年9月26日 15:10～16:25	16人	88.9%	2人	2/2
		18人	平成26年11月26日 13:00～14:25	17人	94.4%	0人	2/2
		17人	平成26年12月17日 13:00～14:55	16人	94.1%	0人	2/2
		17人	平成27年3月24日 15:20～16:30	16人	94.1%	1人	2/2

平成27年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	19人	17人	平成27年5月27日 13:00~14:35	16人	94.1%	1人	2/2
		17人	平成27年9月25日 14:45~16:25	17人	100.0%	0人	2/2
		17人	平成27年12月16日 13:00~15:25	17人	100.0%	0人	2/2
		17人	平成28年3月22日 10:00~11:50	13人	76.5%	2人	2/2
		17人	平成28年3月22日 15:35~16:20	16人	94.1%	1人	2/2

【評議員会】

平成25年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	41人	35人	平成25年5月29日 15:10~16:05	28人	80.0%	4人	2/2
		35人	平成25年11月27日 13:10~14:30	28人	80.0%	1人	2/2
		35人	平成26年3月25日 13:00~14:30	31人	88.6%	1人	2/2

平成26年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	41人	38人	平成26年5月28日 15:00~16:30	35人	92.1%	3人	2/2
		38人	平成26年9月26日 13:00~14:50	31人	81.6%	6人	2/2
		37人	平成27年3月24日 13:00~15:00	33人	89.2%	2人	2/2

平成27年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	41人	37人	平成27年5月27日 15:00~16:50	34人	91.9%	1人	2/2
		37人	平成27年9月25日 13:00~14:20	29人	78.4%	5人	2/2
		37人	平成28年3月22日 13:05~15:08	33人	89.2%	2人	2/2

[注]

1. 平成25年度から平成27年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)
2. 「定員」及び「現員 (a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率 (b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入する(小数点以下第2位を四捨五入)。
5. 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

(13) その他

本学は、平成16年に「西南女学院短期大学」から「西南女学院大学短期大学部」と名称変更を行った。大学と短期大学の組織の一元化を目指したものである。したがって、事務組織及び会議・委員会組織の多くは、大学と共通のものである。また、自己点検・評価活動も大学と合同で実施しており、活動の過程と結果から得られる成果を共有している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

① 組織

a. 点検評価改善会議

点検評価改善会議は、「西南女学院大学短期大学部学則」第1条の2の規定による自己点検及び自己評価を実施するために併設大学と合同で設置される常設の会議である。

学則からの委任を受けた「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」第29条第1項を設置根拠とし、さらに同条第4項による再委任を受け、「点検評価改善会議規程」が整備され、本学及び併設大学並びにそれを構成する各組織及び機関それぞれの使命及び目的を達成するため第2条により、次の9種を審議事項としている。

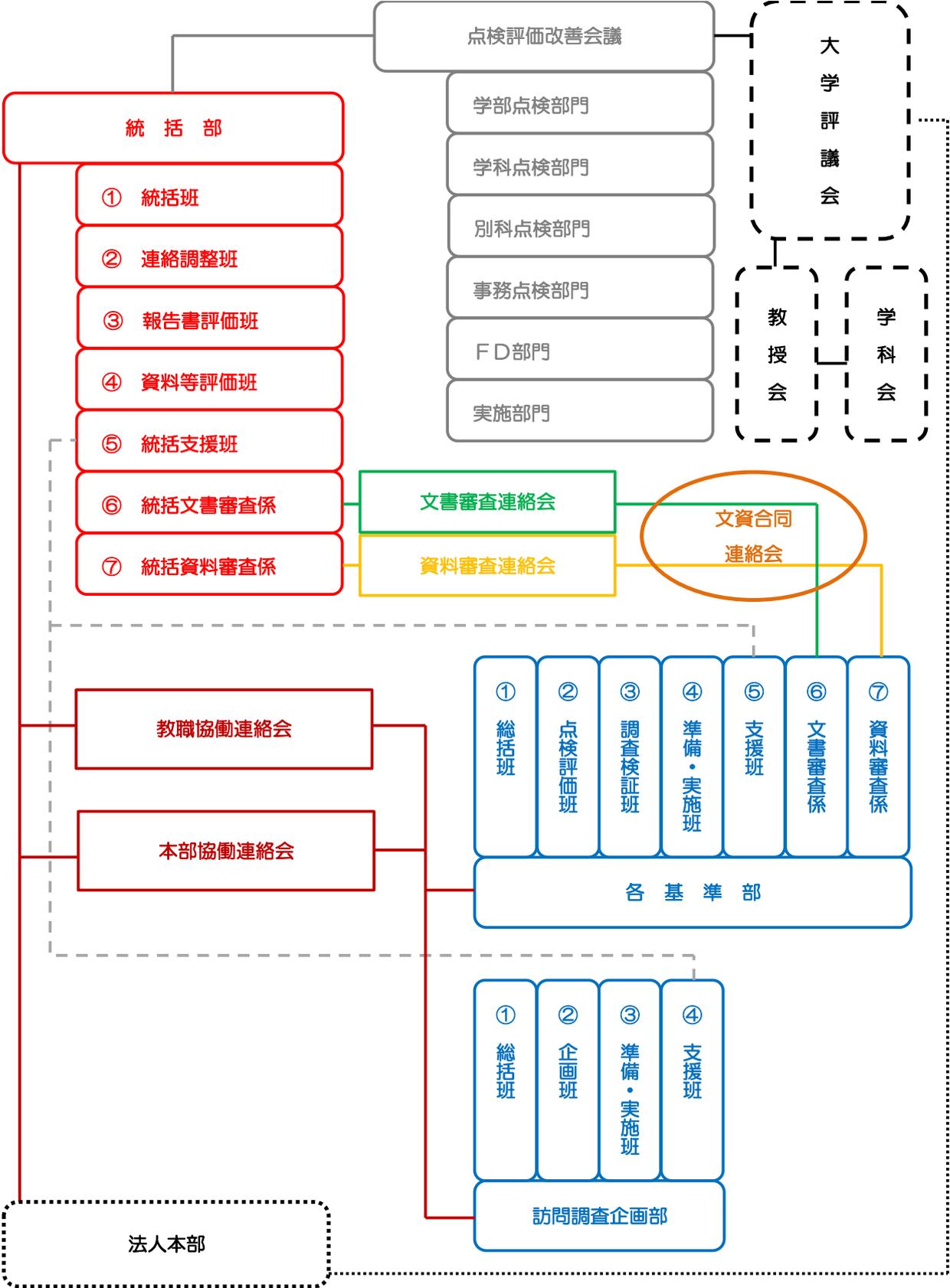
- (1) 点検及び評価の項目の策定に関する事項
- (2) 点検及び評価の実施方法に関する事項
- (3) 点検及び評価のとりまとめ並びに結果の公表に関する事項
- (4) 改善事項の分析及び改善方法の策定に関する事項
- (5) 評価に対する組織的な対応に関する事項
- (6) 改善箇所の再点検及び再評価に関する事項
- (7) 教育上の能力評価に関する事項
- (8) 第三者評価に関する事項
- (9) その他点検、評価及び改善に関する事項

なお、「学部点検部門」は、点検評価改善会議規程第5条第1項第1号を根拠に、「学科点検部門」は、同第2号を根拠にして置かれる、短期大学としての自己点検・評価活動に関連する部門である。

b. 点検評価改善会議短期大学第三者評価部会

平成21年度の短期大学第三者評価において「向上・充実のための課題」として「当該短期大学として独立した自己点検・評価組織の設置のほか、全員が自己点検・評価に参加することを保障するシステムを構築する必要がある」とする意見を受けたことから、「点検評価改善会議規程」第2条第1項第8号に対応するため、同第5条第2項を準用して設置した、点検評価改善会議に置かれる部会である。

② 組織図



③ 運営

a. 点検評価改善会議

点検評価改善会議の構成員は、学長、附属図書館長、保健福祉学部長、人文学部長、大学短期大学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、各学科長、別科長、宗教主事であり、副学長を置くときは副学長も構成員とする（点検評価改善会議規程第3条第1項及び第2項）。会議は学長が招集し、その議長となる（同第4条）。

短期大学としての自己点検・評価活動に関連するものとして置かれる点検評価改善会議「学部点検部門」・「学科点検部門」は、学部と学科における教育及び研究を点検するための実務を行っている（同第6条及び第9条）。構成員は主として短期大学教員及び教育支援職員であり、「学部点検部門」の責任者（部門議長）は学部長、「学科点検部門」の責任者（部門議長）は学科長である（同第8条及び第11条）。

b. 点検評価改善会議短期大学第三者評価部会

構成員は、学長、短期大学所属教員及び教育支援職員と全事務職員並びに役職者である大学所属教員である。責任者は学長（点検評価改善会議議長）である。なお、学長が必要と認める範囲内において事務部長に権限が委ねられており、事務部長によって部会全体は統括されている。

c. 部会の概要

設置部

名称	責任者	役割
統括部	学長	第三者評価受審に係る自己点検評価活動及び受審事務等を統括する。
基準Ⅰ部	学長	「建学の精神と教育の効果」に係る自己点検評価活動及び関係事務等を掌理する。
基準Ⅱ部	教務部長	「教育課程と学生支援」に係る自己点検評価活動及び関係事務等を掌理する。
基準Ⅲ部	事務部長	「教育資源と財的資源」に係る自己点検評価活動及び関係事務等を掌理する。
基準Ⅳ部	学長	「リーダーシップとガバナンス」に係る自己点検評価活動及び関係事務等を掌理する。
選択的評価基準部	学長	「本学の機能別分化等」に係る自己点検評価活動及び関係事務等を掌理する。
訪問調査企画部	事務部長	訪問調査に係る態勢整備等及びその他関係事務等を掌理する。

統括部に置かれる班

名称	役割
統括班	本部会の活動全般を統括する。
連絡調整班	大学評議会、点検評価改善会議等の学内運営機構及び本部運営機構等との連絡調整を行うとともに、部会の連絡調整に関し統括班を補佐する。
報告書評価班	各基準部の文書審査、統括文書審査を経て整えられた『自己点検・評価報告書』を確認する。
資料等評価班	各基準部の資料審査、統括資料審査を経て整えられた資料等を確認する。
統括支援班	統括班の指導助言のもと、各基準部及び訪問調査企画部の支援班が部内で円滑に機能するための措置、並びに部局及び職位横断的な第三者評価受審支援業務等に係る態勢を整えるための措置を講じる。
統括文書審査係	各基準部の文書審査業務を統括するとともに、各基準部による文書審査結果を精査し、『自己点検・評価報告書』を調製し報告書評価班に回付する。
統括資料審査係	各基準部の資料審査業務を統括するとともに、各基準部による資料審査結果を精査し、当該資料を資料等評価班に回付する。

各基準部に置かれる班

名称	役割
総括班	部内に置かれる各班を総括する。
点検評価班	部内における点検評価活動を牽引し、『自己点検・評価報告書』原稿の取りまとめ等を行う。
調査検証班	「短期大学評価基準」や「自己点検・評価報告書作成マニュアル」をはじめとする短期大学基準協会による受審に関する資料に則り、点検評価班による点検評価活動を補佐するとともに、『自己点検・評価報告書』記載内容と本学関係資料等（根拠資料）の関係を明らかにするなど、評価員対応の実務を担う。
準備・実施班	文案作成や資料準備・作成等、調査検証班の活動に参加するとともに、部内における受審に係る事務及びその他作業等に従事する。
支援班	準備・実施班の受審に係る事務及びその他作業等を支援する。
文書審査係	統括文書審査係との一体性を前提とし、部内において独任の立場から部が担当する『自己点検・評価報告書』原稿を「内容」と「用字用語」の観点から審査する。
資料審査係	統括資料審査係との一体性を前提とし、部内において独任の立場から部が担当する点検評価活動に係る資料等を「様式」、「内容」、「整合性」及び「体裁」等の観点から審査する。

訪問調査企画部に置かれる班

名称	役割
総括班	部内に置かれる各班を総括する。
企画班	訪問調査における学内態勢の整備、連絡調整等の実務を担う。
準備・実施班	企画班の活動に参加するとともに、訪問調査に係る事務及びその他作業等に従事する。
支援班	準備・実施班の訪問調査に係る事務及びその他作業等を支援する。

連絡組織（各部横断的な連絡組織）

名称	責任者	役割
文書審査連絡会	庶務課長	統括文書審査係と各基準部文書審査係の一体性を担保するための連絡会。
資料審査連絡会	庶務課長	統括資料審査係と各基準部資料審査係の一体性を担保するための連絡会。
文資合同連絡会	事務部長	『自己点検・評価報告書』と各種資料の整合性等を担保するための連絡会。

連絡組織（職種横断的な連絡組織）

名称	責任者	役割
教職協働連絡会	事務部長	大学短期大学部教員・教育支援職員、学内教員役職者（部館長）・事務役職者（課長・係長等）及び本部役職者（局長・課長・係長等）の協働体制を担保するための連絡会。

連絡組織（所属横断的な連絡組織）

名称	責任者	役割
本部協働連絡会	事務部長	本学役職者と本部役職者の協働体制を担保するための連絡会。

④ 活動記録

a. 点検評価改善会議

点検評価改善会議は、本学と併設大学との合同で組織されており、したがって、本学の自己点検評価は、「大学短期大学部」の位置づけのもと、短期大学（短期大学部）と大学（学部）は一つの組織体として行われている。

点検評価改善会議が取りまとめる『点検評価改善報告書』は、関係様式に従って各部門が作成する自己点検評価書類の集合体である。点検評価改善会議には、(1) 学部点検部門、

(2) 学科点検部門、(3) 別科点検部門（併設大学）、(4) 事務点検部門、(5) ファカルティ・ディベロップメント部門（FD部門）、(6) 実施部門の6部門が置かれており、各部門は会議からの委任を受け、ある程度の自主性を持つ形で運営されていることから、活動状況には若干の差がある。特に、「ファカルティ・ディベロップメント部門（FD部門）」では、教職協働のもとで多岐にわたる活動が展開されている。

平成28年6月現在の活動状況は次のとおりである。

【点検評価改善会議】

第1回 平成27年12月17日

報告事項

① 大学短期大学部の第三者評価受審について

審議事項

① 短期大学第三者評価部会の設置について

② 2014年度点検評価改善報告書の公表について

③ 2015年度点検評価改善報告書の作成について

第2回 平成28年6月23日

報告事項

① 訪問調査日程調整票について

② 学内視察計画表について

審議事項

① 短期大学基準協会への「自己点検・評価報告書」及び「提出資料」の提出について

② 2015年度点検評価改善報告書の公表に係る取扱いについて

その他

① 平成28年度第三者評価の実施に係る評価チームの決定について

② 平成29年度に実施する大学機関別認証評価の申請について

【学部・学科点検部門】

第1回 平成27年4月9日

① 「選択的評価基準」について、『地域貢献の取り組み』、『職業教育の取り組み』2点について記述することを承認

第2回 平成27年10月22日

① 各基準担当で本学に関する自己点検・評価報告書を作成し、必要資料がある場合はALOを通して事務局に依頼

第3回 平成27年11月12日

① 教員作成による報告書の確認（第1回）

第4回 平成27年11月26日

① 「点検評価改善会議 短期大学第三者評価部会」名簿の確認

② 11月12日提出資料を報告書様式に合わせて修正の上、11月30日までにALOにデータを提出することを周知

第5回 平成27年12月10日

- ① 教員作成による報告書の確認（第2回）

第6回 平成28年1月28日

- ① 基準Ⅲ根拠資料「教員個人調書」及び「教育研究業績書」の提出に関する依頼

【事務点検部門】

第1回 平成27年6月23日

協議事項

- ① 点検評価改善報告書 執行機関 課別業務評価（新様式）について

第2回 平成27年7月14日

協議事項

- ① 事務職員自己点検評価（新様式・新体制）について

第3回 平成27年7月28日

報告事項

- ① 点検評価改善報告書 執行機関 課別業務評価 報告

第4回 平成27年9月3日

報告事項

- ① 点検評価改善報告書 執行機関 課別業務評価 様式の使用と活用の考え方について

【FD部門】

第1回 平成27年5月19日

議題

- ① 分野別進捗状況について
 - ・授業評価アンケートについて
 - ・FD研修会について

第2回 平成27年6月30日

議題

- ① 分野別進捗状況について
 - ・授業評価アンケートについて
- ② その他

第3回 平成27年8月4日

報告

- ① 第1回FD研修会について

議題

- ① 分野別進捗状況について
 - ・授業表彰に関する申し合わせについて
- ② 第2回FD研修会について
- ③ その他

第4回 平成27年11月11日

議題

- ① 2015年度第3回FD研修会について
- ② リフレクションカードの公開方法について

【実施部門】

第1回 平成27年7月28日

協議事項

- ① 点検評価改善報告書 委員会 委員会別業務評価（新様式）について

b. 点検評価改善会議短期大学第三者評価部会

■合同会議

第1回 平成28年4月28日

報告事項

- ① 2014年度自己点検・評価報告書（模擬報告書）について

協議事項

- ① 2015年度自己点検・評価報告書（提出報告書）について
- ② 提出資料・備付資料の準備について
- ③ 準備日程について

その他

- ① 平成28年度第三者評価の評価校概要の確認等について（報告書提出等に係る短期大学基準協会への連絡関係資料：生活創造学科学生募集停止関係を含む）
- ② 平成27年度第三者評価の振り返りに関する資料について（短期大学基準協会第三者評価委員会関係資料）

第2回 平成28年6月23日

報告事項

- ① 訪問調査日程調整票について
- ② 学内視察計画表について

協議事項

- ① 自己点検・評価報告書について
- ② 提出資料及び備付資料について

その他

- ① 平成28年度第三者評価の実施に係る評価チームの決定について

■基準 I 部

第1回 平成28年4月28日

- ・原稿（原案）の確認
- ・今後の作業について

■基準Ⅱ部

- 第1回 平成28年1月18日
- ・基準Ⅱ内部の役割分担について
 - ・作成の留意点について
 - ・基準内スケジュール確認
- 第2回 平成28年6月6日
- ・報告書原稿（基準Ⅱ）について

■基準Ⅲ部

- 第1回 平成27年12月16日
- ・基準Ⅲ内部の役割分担について
 - ・作成の留意点について
 - ・基準内スケジュール確認

■基準Ⅳ部

- 第1回 平成28年1月8日
- ・基準Ⅳ内部の役割分担について
 - ・作成の留意点について
 - ・基準内スケジュール確認

■選択的評価基準部

- 第1回 平成28年4月28日（合同会議併用）
- ・選択的評価基準の作成について（役割分担等含む）

■訪問調査企画部

- 第1回 平成28年5月26日
- ・学内視察順路（案）について
 - ・その他懸案事項について

■文書審査連絡会

- 第1回 平成27年12月18日
- ・文書審査に関する参考文献等の配本及び内容確認
 - ・基準内における文書審査の在り方について
 - ・審査作業に関する質疑応答・意見交換
- 第2回 平成28年1月28日
- ・基準Ⅲ文書審査状況の報告（審査実務の報告と共有）

■資料審査連絡会

- 第1回 平成28年6月10日

- ・提出資料綴等の確認
- ・備付資料一覧の確認及び今後の準備作業について

■文資合同連絡会

- 第1回 平成28年4月19日
- ・自己点検・評価報告書の内容の見通しについて
 - ・根拠資料の準備について
- 第2回 平成28年6月17日
- ・自己点検・評価報告書並びに提出資料及び備付資料の整合性等について
 - ・今後の作業について

■統括文書審査

- 第1回 平成28年1月26日
- ・基準Ⅲ文書審査係からの文書審査状況の報告及び意見交換
- 第2回 平成28年3月15日
- ・基準Ⅲ文書審査係からの文書審査状況の報告及び意見交換
- 第3回 平成28年3月30日
- ・基準Ⅱ文書審査係からの文書審査状況の報告及び意見交換
- 第4回 平成28年4月26日～27日
- ・平成26年度自己点検・評価報告書の内容確認
- 第5回 平成28年5月23日
- ・基準Ⅱの自己点検・評価内容に関する統括文書審査係から基準内担当者への照会等
- 第6回 平成28年5月26日
- ・基準Ⅱの自己点検・評価内容に関する統括文書審査係から基準内担当者への照会等
- 第7回 平成28年6月16日～17日
- ・自己点検・評価報告書の全基準原稿の確認
 - ・用字用語の統一
 - ・自己点検・評価報告書 各基準該当箇所への提出資料及び備付資料一覧表（抜粋）の配置
- 第8回 平成28年6月20日
- ・基準Ⅱの自己点検・評価内容に関する統括文書審査係から教務部への照会等
- 第9回 平成28年6月21日～22日
- ・自己点検・評価報告書の全基準原稿の確認（最終）
 - ・用字用語の統一（最終）
 - ・自己点検・評価報告書 各基準該当箇所への提出資料及び備付資料一覧表の確認（最終）

■統括資料審査

第1回 平成28年6月16日

- ・提出資料・備付資料一覧の確認
- ・提出資料綴等の確認

第2回 平成28年6月21日～22日

- ・提出資料一覧と本学公式ウェブサイト内URLとの対応確認

■教職協働連絡会

第1回 平成28年6月23日（第2回点検評価改善会議を併用）

■本部協働連絡会

未開催

3. 提出資料・備付資料一覧

① 提出資料一覧表

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準 I : 建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成27年度〕 5 広報西南女学院〔平成27年度〕 6 西南女学院月報〔平成27年度〕 7 西南女学院キリスト教センター便り
B 教育の効果	
学則	8 西南女学院大学短期大学部学則 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/gakusei/gakusoku_JC.pdf
教育目的・目標についての印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成27年度〕
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成27年度〕
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	9 点検評価改善会議規程

西南女学院大学短期大学部

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成27年度〕
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成27年度〕
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 10 学生募集要項2016〔平成28年度〕 11 学生募集要項2015〔平成27年度〕 12 学科リーフレット〔平成28年度〕 13 学科リーフレット〔平成27年度〕
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	14 授業科目担当者一覧表〔平成27年度〕 15 時間割表〔平成27年度〕
シラバス	16 シラバス(シラバス専用別途綴り)〔平成27年度〕
B 学生支援	
学生便覧等(学則を含む)、学習支援のために配付している印刷物	3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成27年度〕
短期大学案内(2年分)	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
	2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕
募集要項・入学願書（2年分）	10 学生募集要項2016〔平成28年度〕 11 学生募集要項2015〔平成27年度〕
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
計算書類等の概要（過去3年間） 「資金収支計算書の概要」〔書式1〕、「活動区分資金収支計算書（学校法人）」〔書式2〕、「事業活動収支計算書の概要」〔書式3〕、「貸借対照表の概要（学校法人）」〔書式4〕、「財務状況調べ」〔書式5〕、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」〔旧書式1〕、「貸借対照表の概要（学校法人）」〔旧書式2〕	17 資金収支計算書の概要 18 活動区分資金収支計算書（学校法人） 19 事業活動収支計算書の概要 20 貸借対照表の概要（学校法人） 21 財務状況調べ 22 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 23 貸借対照表の概要（学校法人）
資金収支計算書・資金収支内訳表（過去3年間）	24 資金収支計算書・資金収支内訳表〔平成27年度〕 25 資金収支計算書・資金収支内訳表〔平成26年度〕 26 資金収支計算書・資金収支内訳表〔平成25年度〕
活動区分資金収支計算書（過去1年間）	27 活動区分資金収支計算書〔平成27年度〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/zaimu/kessan2015.pdf
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（過去1年間）	28 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表〔平成27年度〕
貸借対照表（過去3年間）	29 貸借対照表〔平成27年度〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/zaimu/kessan2015.pdf 30 貸借対照表〔平成26年度〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/zaimu/kessan2014.pdf 31 貸借対照表〔平成25年度〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/zaimu/kessan2013.pdf
消費収支計算書・消費収支内訳表（過去2年間）	32 消費収支計算書・消費収支内訳表〔平成26年度〕 33 消費収支計算書・消費収支内訳表〔平成25年度〕
中・長期の財務計画	34 検討会最終意見書 西南女学院大学短期大学部の再構築に向けて（第8章）
事業報告書（過去1年間）	35 2015年度事業報告書〔平成27年度〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/zaimu/jigyo2015.pdf

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
事業計画書／予算書	36 2016(平成28)年度新規事業計画(案)／平成28年度予算書
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	37 学校法人西南女学院寄附行為

② 備付資料一覧表

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1 西南女学院七十年史 2 西南女学院短期大学の50年 3 保育科50年のあゆみ 4 西南女学院大学短期大学部附属シオン山幼稚園60周年記念誌
C 自己点検・評価	
過去3年間(平成25年度～平成27年度)に行った自己点検・評価に係る報告書等	5 2015年度点検評価改善報告書 [委員会別業務評価] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2015-3.pdf 6 2015年度点検評価改善報告書 [課別業務評価] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2015-2.pdf 7 2015年度点検評価改善報告書 [教育研究活動報告] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2015-1.pdf 8 2015年度事務職員自己点検評価 9 2014年度点検評価改善報告書 [委員会別業務評価] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2014-3.pdf 10 2014年度点検評価改善報告書 [課別業務評価] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2014-2.pdf 11 2014年度点検評価改善報告書 [教育研究活動報告]

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
	http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2014-1.pdf 12 2014年度事務職員自己点検評価
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当無し
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表	13 成績原簿（単位認定状況表含）・学籍簿
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	14 GPA一覧 13 成績原簿（単位認定状況表含）・学籍簿 15 授業評価アンケート報告書（前・後期） http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/ 16 学生生活に関する実態調査〔調査結果報告書〕 17 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部だ いすきにつぼん2015活動報告
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	18 学生生活に関する実態調査〔調査結果報告書〕
就職先からの卒業生に対する評価結果	19 就職受入先から見た卒業生の評価に関するアンケート調査
卒業生アンケートの調査結果	20 卒業生アンケート調査
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	21 入学志願者用配付資料集
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	22 入学前課題 23 ピアノ初心者対象事前対策
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	24 新入生履修説明資料 25 UNIVERSAL PASSPORT操作マニュアル
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	26 学生個人情報記録様式
進路一覧表等の実績についての印刷物等（平成25年度～平成27年度）	27 就職（進路）報告届
GPA等の成績分布	14 GPA一覧
学生による授業評価票及びその評価結果	15 授業評価アンケート報告書（前・後期） http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/ 28 授業リフレクションカード綴り（前・後期） http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/
社会人受け入れについての印刷物等	学生募集要項2016〔平成28年度〕 ※提出資料10 学生募集要項2015〔平成27年度〕 ※提出資料11

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD活動の記録	29 FD研修会活動記録等綴り
SD活動の記録	30 SD研修会活動記録等綴り
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ・教員個人調書（平成28年5月1日現在で作成）〔書式1〕 ・過去5年間（平成23年度～平成27年度）の教育研究業績書〔書式2〕	31 専任教員個人調書・教育研究業績書
非常勤教員一覧表〔書式3〕	32 非常勤講師一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	7 2015年度点検評価改善報告書〔教育研究活動報告〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2015-1.pdf 11 2014年度点検評価改善報告書〔教育研究活動報告〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2014-1.pdf
専任教員の年齢構成表 （平成28年5月1日現在）	33 専任教員年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	34 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表〔平成25年度～平成27年度〕
研究紀要・論文集 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	35 西南女学院大学紀要（Bulletin of Seinan Jo Gakuin University）〔平成25年度～平成27年度〕 http://ci.nii.ac.jp/vol_issue/nels/AA11156368_ja.html
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） （平成28年5月1日現在）	36 専任職員一覧表
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ・全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	37 学校の位置及び校地・校舎の配置図の概要 38 校地、校舎等の配置図 39 建物平面図
図書館、学習資源センターの概要 ・平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、	40 図書館の概要

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
座席数等	
C 技術的資源	
学内LANの敷設状況	41 学内LANの敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	42 情報処理演習室等学内配置図及び演習室内レイアウト
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	43 寄附金募集等に関する印刷物綴り
財産目録及び計算書類	44 財産目録及び計算書類〔平成27年度〕
・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	45 財産目録及び計算書類〔平成26年度〕
	46 財産目録及び計算書類〔平成25年度〕
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ・第三者評価を受ける年度（平成28年5月1日現在）	47 理事長履歴書
学校法人実態調査表（写し） ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	48 学校法人実態調査表〔平成27年度〕 49 学校法人実態調査表〔平成26年度〕 50 学校法人実態調査表〔平成25年度〕
理事会議事録 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	51 理事会議事録〔平成27年度〕 52 理事会議事録〔平成26年度〕 53 理事会議事録〔平成25年度〕
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程	54 学校法人西南女学院規程集 組織・総務関係 第1編 法人 (1) 西南女学院本部規程 (2) 学校法人西南女学院院長規則 (3) 西南女学院キリスト教センター規則 (4) 学校法人西南女学院個人情報の保護に関する規則 (5) 学校法人西南女学院公益通報に関する規程 (6) 西南女学院文書取扱規程 (7) 西南女学院文書取扱細則 (8) 西南女学院公印管理規程 (9) 学校法人西南女学院規則等取扱規程 (10) 学院規則等制定及び改廃手続細則 (11) 西南女学院組織連携協議会内規

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
<p>人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準</p>	<p>(12) 西南女学院防災管理規程 (13) 学校法人西南女学院財務書類等閲覧規程 (14) 各種委員会規程 第2編 大学 (15) 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則 (16) 教学IR推進室に関する内規 (17) 保健室規程 (18) 大学公印管理規程細則 (19) 大学文書処理等細則 (20) 点検評価改善会議規程 (21) 委員会及び執行機関の役割に関する規程 (22) 附属図書館規程 (23) 学生個人情報保護規則 (24) 大学における情報セキュリティーポリシー</p> <p>人事・給与関係 第1編 法人 (25) 学校法人西南女学院就業規則 (26) 懲戒処分の指針（就業規則第67条関係） (27) 就業規則第22条兼職禁止に関する了解事項 (28) 西南女学院育児・介護休業等に関する規程 (29) 育児・介護休業等に関する労使協定 (30) 妊娠中及び出産後1年を経過しない女子職員の母性健康管理に関する措置（就業規則第33条の2関係） (31) 定年に関する規程 (32) 高年齢者雇用確保措置に関する労使協定 (33) 選択定年制度に関する規程 (34) 西南女学院人事公正委員会規程 (35) 西南女学院事務職員、労務職員採用に関する規程 (36) 西南女学院事務職員、労務職員採用手続に関する規程 (37) 西南女学院事務職員及び労務職員人事委員会規程 (38) 西南女学院給与規程 (39) 西南女学院職員退職金規程</p>

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
<p>財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程</p> <p>教学関係 学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程</p>	<p>第2編 大学 (40) 西南女学院大学短期大学部「教員資格審査基準」 (41) 西南女学院大学短期大学部「教員任用基準細則」</p> <p>財務関係 第1編 法人 (42) 西南女学院旅費規程 (43) 西南女学院海外旅費規程 (44) 学校法人西南女学院経理規程 (45) 調達規程 (46) 固定資産及び物品管理規程 (47) 減価償却に関する規程 (48) 西南女学院基本積立金規程 (49) 西南女学院資産運用規程</p> <p>教学関係 第2編 大学 (50) 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則 (51) 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則 (52) 学長候補者選考規程 (53) 学部長候補者選考規程 (54) 学科長候補者選考規程 (55) 大学入学試験会議規程 (56) 大学入学試験会議実務細則 (57) 研究取扱規則 (58) 紀要規程 (59) 大学共同研究費取扱規程 (60) 大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程 (61) 大学キャンパス・ハラスメント相談員規程 (62) 大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン (63) 大学特待生規程 (64) 大学特別奨学生規程</p>

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
	(65) 大学特別奨学生規程細則 (66) 大学一般奨学生規程 (67) 大学一般奨学生規程細則 (68) 大学私費外国人留学生授業料減免規程
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ・教員個人調書〔書式1〕（平成28年5月1日現在） ・専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間（平成23年度～平成27年度）の教育研究業績書〔書式2〕	55 学長履歴書
教授会議事録 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	56 教授会議事録〔平成27年度〕 57 教授会議事録〔平成26年度〕 58 教授会議事録〔平成25年度〕
委員会等の議事録 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	59 各種委員会議事録綴り〔平成27年度〕 60 各種委員会議事録綴り〔平成26年度〕 61 各種委員会議事録綴り〔平成25年度〕
C ガバナンス	
監事の監査状況 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	62 監事の監査状況
評議員会議事録 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	63 評議員会議事録〔平成27年度〕 64 評議員会議事録〔平成26年度〕 65 評議員会議事録〔平成25年度〕
選択的評価基準	
教養教育の取り組みについて	66 2015年度クリスマス礼拝 応答カード一覧
地域貢献の取り組みについて	67 シニアサマーカレッジ関係資料 68 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学だいきにっぽん関係資料

[注]

- 「(1) 記述の根拠となる資料等一覧」記載の資料を準備し、提出資料、備付資料それぞれ一覧表を作成する。
- 一覧表の「資料番号・資料名」には、提出資料、備付資料それぞれに付した通し番号及び資料名（評価校独自の名称等）を記載する。
- 準備できない資料（例えば、取り組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載する。
- 提出資料、備付資料をウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名」

にはURLも記載する。

- 準備する資料は、特に指定がなければ自己点検・評価を行う平成27年度のものとする。ただし、第三者評価を受ける平成28年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成28年度のものを備付資料として準備する。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成27年度を起点として過去3年間・過去5年間とする。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**基準 I の自己点検・評価の概要**

本学の建学の精神は、「感恩奉仕」であり、学校法人西南女学院の建学の精神と同じくする。この「感恩奉仕」は、昭和4年に、当時の西南女学院主事であった原松太が第四代院長のC・H・ロウと共に、西南女学院の教育体制を新たに地域に示した際に掲げたものである。学生に対して入学時オリエンテーション等において、『キャンパスライフ 学生生活ガイドブック』冒頭での「西南女学院の沿革」において建学の精神を伝えるなどにより、本学設立の精神的基盤となるキリスト教に触れさせている。

さらには、職員朝礼及び本部や本学の会議等の開会時と閉会時の祈りの時間、本学の卒業生によって毎年寄贈されているマロリーホールのステンドグラス、学内の主要な箇所への建学の精神「感恩奉仕」を明記した額の掲示、図書館における「復刻版聖書展」など、本学ではあらゆる機会を通して建学の精神・教育理念の涵養に努めている。また、キリスト教教育に深く関連する課外活動として、本部直属の「ハンドベルクワイヤー」がある。

本学では、「西南女学院大学短期大学部学則」第1条に「本学は、キリスト教を教育の基本として女子に高い教養を授けるとともに生活に必要な専門の教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする」ことを教育の目的として規定している。また、各学科の目的も学則に規定している。

本学は、「建学の精神」に基づき、教育目的を明示し、学生が修得すべき学習成果（学生が身につける能力）として、本学としての学位授与の方針、学科としての学位授与の方針をそれぞれ定めている。この学位授与の方針は、観点別に設定されており、学習成果とのつながりを把握しやすいものとなっている。さらに、学習成果に関連する情報として、シラバスにおいて「科目の到達目標」を記載することによって、学生に授業での学びから獲得できる力を明確にかつ具体的に示している。学生自身が現在の学習到達度を的確に把握し、次の目標を定めることができるよう、GPA制度を導入し、学年末にGPA値を示すようにしている。各学生が履修した科目の成績をGPA制度により換算し、その数値の低い学生に対して、アドバイザーからの個別の学習指導が可能となっている。また、教育の質を保証するため、関係法令等の遵守に努めている。特に、キャリア教育には、短期大学設置基準改正（第35条の2関連）の動きが出る前から両学科共に取組みをはじめ、年々内容を充実化させ、社会情勢に即したものにブラッシュアップさせている。

本学では、「点検評価改善会議規程」に則り、併設大学と合同の「点検評価改善会議」を中心とした、PDCAサイクルを持つ点検評価改善システムを構築している。「点検評価改善会議」には、「学部点検部門」、「学科点検部門」、「別科点検部門」、「事務点検部門」、「ファカルティー・ディベロップメント部門（FD部門）」、「実施部門」の6部門が置かれている。各部門はそれぞれの役割に応じて適切に機能している。今後は、併設大学と合同で行われる学内自己点検評価活動と短期大学（本学）として受審する短期大学第三者評価との関係に留意しながら日程管理や活動内容の適正化を図り、自己点検評価が継続して実施できるようにする。

なお、本学院では、「院長」や「学院宗教主任」がキリスト教を基盤としている建学の精神・教育理念を法人全体に涵養している。具体的にその任にあたる部署として「キリスト

教センター」がある。さらに、学内に「宗教主事」及び「宗教主事補」が置かれ、学生への宗教教育の責任を負っている。

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

基準 I-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の建学の精神は、「感恩奉仕」であり、学校法人西南女学院の建学の精神と同じくする。この「感恩奉仕」は、昭和4年に、当時の西南女学院主事であった原松太が第四代院長のC・H・ロウと共に、西南女学院の教育体制を新たに地域に示した際に掲げたものである。その意味は、天地創造の主である神の御愛を受け止め感謝しつつ、その恵みを隣人や地域社会ひいては国家に還元せんとするものである。この精神に基づく本学の教育活動は、単に知識や技術の伝授・伝達に留まらず、社会倫理や人格教育までも含む全人格的なものとして捉え、その根拠をキリスト教に置きつつ実践しようとするものとなっている。

本学では、学生に対して入学時オリエンテーション等において、『キャンパスライフ 学生生活ガイドブック』冒頭での「西南女学院の沿革」において建学の精神を伝えるとともに、「キリスト教学」の授業や「チャペルアワー」、さらに「ミッションデー」などにより、本学設立の精神的基盤となるキリスト教に触れさせている（「チャペルアワー」の実施状況は表1）。また、「クリスマス礼拝」をはじめ、入学式、卒業式、大学祭（開閉会式）などの行事においても礼拝形式が用いられている。式典における式辞では建学の精神・教育理念について触れられ、また、毎朝行われる職員朝礼では讃美歌と聖書に触れ、祈りの時間を持つなどしている。さらに、学院及び本学の会議等においても、開会時と閉会時に祈りの時間を持つようにしている。

毎週の「チャペルアワー」が行われる「マロリーホール」の窓を彩っている、本学の卒業生によって毎年寄贈されているステンドグラスは、五感を通してキリスト教を学ぶ上で大切な役割を担っている。このステンドグラスは、キリスト教理解において重要な、旧約聖書と新約聖書の主要な場面を芸術作品として表しており、学生・教職員へのキリスト教理解における視覚的な効果となっている。平成29年度には、マロリーホールの全ての窓にステンドグラスが入る予定である。なお、学内の主要な箇所には建学の精神を明記した額を掲示している。

図書館では、キリスト教が設立の精神的基盤である短期大学の附属図書館としての位置づけに鑑み、本学設立の昭和25年から現在まで、聖書の収集を続けている。これに関連して、図書館所蔵の「聖書コレクション」を展示する「復刻版聖書展」を図書館内にて毎年開催している。この取組みは、学生及び教職員に歴史的に有名な聖書の復刻版を通してキリスト教に触れることができる貴重な機会となっている。平成27年度は、平成27年12月14日から平成28年2月13日までの期間、『グーテンベルク聖書』及び『シナイ写本（Codex Sinaiticus）』の復刻版を展示した。

以上のように、本学では、あらゆる機会を通して建学の精神・教育理念の涵養に努めている。

表1 チャペル実施内容

平成27年度前期

月	日	奨 励	司会
4	8	古川 敬康 (宗教主事)	東
	15	東 彩子 (宗教主事補)	齊藤
	22	ロッキー&マーラ綾塚 (アロマ・ミニストリーズ)	戸田
5	13	春季ミッションデー 第1週 麦野 達一夫妻 (伊集院キリスト教会牧師・伊集院幼稚園長)	古川
	20	春季ミッションデー 第2週 澤村 雅史 (広島女学院大学宗教主事)	古川
	27	古川 敬康 (宗教主事)	戸田
6	3	石橋 誠一 (東八幡キリスト教会牧師)	東
	10	金谷 めぐみ (福祉学科講師)	戸田
	17	武田 康男 (北九州市立総合療育センター歯科医師)	古川
	24	小見 のぞみ (聖和短期大学教授・宗教主事)	齊藤
7	1	上島 信弥 (野の花クリスチャンチャーチ牧師)	東
	8	財津 たか子 (保育科講師)	戸田
	15	戸田 由美 (保育科学科長)	東
	22	齊藤 育子 (大学短期大学部長)	古川
	29	学生部アワー	齊藤

平成27年度後期

月	日	奨 励	司会
9	30	古川 敬康 (宗教主事)	東
10	7	塩屋 優子 (ウェスレアン・ホーリネス戸畑高峰教会牧師)	齊藤
	14	工藤 二郎 (学長)	戸田
	21	白川 深雪 (ソプラノ歌手)	古川
	28	金谷 めぐみ (福祉学科講師)	東
11	4	秋季ミッションデー 第1週 関谷 直人 (同志社大学神学部教授)	古川
	11	秋季ミッションデー 第2週 山下 智子 (新島学園短期大学宗教主任)	東
	18	東 彩子 (宗教主事補)	齊藤
	25	泉 清隆 (バプテスト野方キリスト教会牧師)	戸田
12	2	金谷 めぐみ (福祉学科講師)	古川
	9	金谷 めぐみ (福祉学科講師)	齊藤
	17	クリスマス礼拝 柏木 哲夫 (金城学院 前院長)	古川
1	6	久多良木 和夫 (北九州復興教会牧師)	戸田
	13	ケン・ボード (小倉聖書バプテスト教会牧師)	東
	20	送別礼拝 学部推薦者	齊藤

キリスト教教育に深く関連する課外活動として、本部直属の「ハンドベルクワイヤー」がある。「ハンドベルクワイヤー」には、本学学生が在籍し、西南女学院の建学の精神「感恩奉仕」を地域にて体現する機会として主体性や協調性を育みつつ、組織的に活動している。なお、活動状況は表2のとおりである。

このように、本学では、学科教育とあわせて日々の諸行事や学生の自主的活動を通して、建学の精神「感恩奉仕」と建学の精神に深く関わっているキリスト教を大切にしている。

表2 平成27年度 ハンドベルクワイヤー演奏奉仕一覧

月	日	事 項
5	13	春季ミッションデー 第1週 (本学)
	14	春季ミッションデー 第1週 (併設大学)
9	22	第20回九州ハンドベルフェスティバル
10	4	北九州市八幡東区大蔵第一地区社会福祉協議会「敬老会」
	18	大学祭
11	6	福岡銀行北九州支店イルミネーション点灯式
	11	秋季ミッションデー 第1週 (本学)
	12	秋季ミッションデー 第1週 (併設大学)
12	9	北九州市立総合療育センター
	17	西南女学院大学・大学短期大学部クリスマス礼拝
	19	第32回定期演奏会
3	23	卒業証書・学位記及び修了証書授与式

(b) 課題

建学の精神及び教育目的は確立され、周知もなされているが、学生、教職員、地域社会等への周知と理解の状況、教育活動における具現化のための取組みの状況について、今後さらに組織的に把握していく。

テーマ 基準 I -A 建学の精神の改善計画

建学の精神や教育目的に関する事柄について、印刷物等への記述方法、掲載方法を再確認し、一層の理解につながるものになるよう必要に応じて工夫していく。

「キリスト教学」の必修を堅持することはもとより、授業や実習が過密化する状況となっても、「チャペルアワー」、「ミッションデー」、「クリスマス礼拝」などのキリスト教に関する行事については、これまで同様に行い、建学の精神・教育理念の涵養の機会を全学的に学生に提供していく。

提出資料

A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成27年度〕 5 広報西南女学院〔平成27年度〕 6 西南女学院月報〔平成27年度〕 7 西南女学院キリスト教センター便り

備付資料

A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1 西南女学院七十年史 2 西南女学院短期大学の50年 3 保育科50年のあゆみ 4 西南女学院大学短期大学部附属シオン山幼稚園60周年記念誌

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

基準 I-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、「西南女学院大学短期大学部学則」第1条に「本学は、キリスト教を教育の基本として女子に高い教養を授けるとともに生活に必要な専門の教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする」ことを教育の目的として規定している。学科の教育目的については、同第2条の2第1号に「生活創造学科は、個人から家庭さらに社会への繋がりの中で、生活の質の向上と人間の幸福に貢献し、豊かな知性と感性を備える自立した生活者を育成することを目的とする」ことを規定し、同第2号に「保育科は、豊かな感性を有し、専門的知識と技術を備えた保育者を養成することを目的とする」ことを規定している。

(b) 課題

今後も、学則第1条に掲げる「キリスト教を教育の基本とする」教育目的を堅持し、学生、教職員及び地域社会等に広く周知し、一層理解が深まるようにしていく。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

基準 I-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は、建学の精神に基づき、教育目的を明示し、学生が修得すべき学習成果（学生が身につける能力）として、本学としての学位授与の方針、学科としての学位授与の方針をそれぞれ定めている。この学位授与の方針は、観点別に設定されており、学習成果とのつながりを把握しやすいものとなっている（学位授与の方針は、基準Ⅱ-A-1で詳述）。

さらに、学習成果に関連する情報として、シラバスにおいて「科目の到達目標」を記載することによって、学生に授業での学びから獲得できる力を明確かつ具体的に示している。学生自身が現在の学習到達度を的確に把握し、次の目標を定めることができるよう、GPA制度を導入し、学年末にGPA値を示すようにしている。各学生が履修した科目の成績をGPA制度により換算し、その数値の低い学生に対して、アドバイザーからの個別の学習指導が可能となっている。

また、両学科では、建学の精神及び教育目的を踏まえた具体的な目指すべき姿を入学前から示している。以下に各学科の教育課程との関連も含め述べていく。

【生活創造学科】

生活創造学科では、『暮らす』と『働く』を充実させる知識と技術を持った女性へ」を達成するため、「創造的に暮らす力」、「社会で働く力」、「生涯学習力」を養うことができる柔軟な教育課程を準備している。この力は1年後期には「食と健康」、「情報ビジネス」、「ファッションクリエイト」の3つのコースに分化しスキルを上げていくことを可能としている。

る。これらの教育の基軸となっている科目が「キャリアデザイン」である。この科目は、各業界で活躍している方を外部講師として迎え、現代女性のキャリアについて具体的かつ現実的に自己の卒業後の進路として捉えることができるよう1年次に開講し、この学びが2年間の道筋を示している。

1年後期よりコースでの学びが開始し、それぞれの分野において科目の修得が検定試験等に直結しており、学生自身の学習成果が明白でありかつ実感できるようになっている。例えば、平成26年度から、本学科に1級販売士の資格を有する教員を配置し、授業科目だけでなく、販売士を目指す学生達がより専門的に学習できるようゼミナールにおいて知識を習得できる機会を設けている。

通常の学科の教育課程における評価については、講義科目は筆記試験、オムニバス方式の科目はレポート、実験・実習系科目はレポートや実技テストなどで行う傾向がみられる。なお、本学科は、実験・実習、演習、オムニバス形式の科目が多いため、授業への出席状況が良好でない場合、成績評価が厳しいものとなる傾向がある。しかし、本学科の特性から、様々な分野への進路を控え、各種検定試験の受験や、その他にも各種コンクールへの出展及び入賞が学習成果としてあげられ、本学科の学習成果は、GPAを含む成績評価だけにとどまらなさと認識している。

【保育科】

保育科では、「子どもと同じ視点に立ち、謙虚に学び続ける保育者へ」を達成するため、「保育の基礎的能力」、「連携力・課題解決能力」、「現場に必要な実践能力」を養うことができる教育課程を準備している。この3つの能力を培うための基盤となる科目として、2年間を通した科目「キャリア講座」を設けている。「キャリア講座Ⅰ」では、短期大学の学習に必要な基本的スキルと、理想とする保育者像が明確にできるよう様々な内容を盛り込んでいる。「キャリア講座Ⅱ」では、キャリア教育の位置づけで職業人としての自己を見つめ、また、グループで研究課題に取組み、プレゼンテーションのスキルを磨くような演習を含めており、「キャリア講座Ⅲ」の前段階としての位置づけともなっている。そして、「キャリア講座Ⅲ」では、ゼミナール形式でより深く専門的に探究する力が備わる内容としている。

本学科へは、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許の取得を主たる目的とする学生が入学してくる。各科目の評価方法については、シラバスに明記し、授業開始時に学生に十分説明した上で授業を行っている。複数科目で、定期試験だけでなく繰り返し小テストを実施し、細かく学習成果を測っている。演習科目では、レポートや指導案・作品などを提出させ、個別に修正点を指摘して、再提出させる方法を繰り返している。また、音楽（ピアノ）については、一人ひとりの進度によって目標と課題を設定し、単位認定者である専任教員だけでなく、非常勤助手を複数配置し、個人レッスン時間を十分確保し、入学時に初心者であっても卒業後には保育士や幼稚園教諭として耐え得る技術を教授している。

なお、評価方法については、試験及びレポートによるものが9割弱を占め、残りは実習評価、作品評価となっている。この評価については、「西南女学院大学短期大学部「履修規程」」第6条の4に規定され、非常勤講師を含むすべての単位認定者はこの規定を厳守している。特に本学科では、資格・免許の取得が深く関与していることから厳格な評価が必要

不可欠と認識している。

さらに、本学科では基本的な保育力と合わせ、自信を持った分野を得た状況で保育現場に送り出したいという思いがあり、「プラスワンの力」を得られるよう選択科目を設定している。「子ども文化」、「乳幼児の発達理解と遊び」をはじめとする「あそびのスペシャリスト」としての力、「相談援助」、「地域福祉論」で培う「福祉に強い力」、「医療保育概論」、「病児保育演習」で培う「病児に強い力」、「子どもの臨床心理」、「保育カウンセリング」で培う「心理に強い力」である。これらの選択科目を履修することで、例えば「心理に強い力」に関連する科目の単位を取得することでピアヘルパー資格の受験が可能となっている。また、「プラスワンの力」を学習することで視野が広がり、就職先も保育所・幼稚園だけにとどまらず障害児施設や病児保育室、医療機関の保育士として就職する学生も出てきている。このことも、学習成果として本学科の特色ある教育を反映している結果と言える。

(b) 課題

両学科ともに資格・免許取得のための教育課程があり、資格・免許を取得した人数や割合の結果について、本学公式ウェブサイトや『入学案内』などを通じ学内外に表明している。学習成果を測る評価方法については、全ての科目でシラバスに明記し、第1回の授業でのオリエンテーションや折に触れて学生への周知を行っているが、今後はルーブリック評価等を用いる中で、より具体的に周知していくよう一層努める必要がある。

【区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。】

基準 I-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

教育の質を保証するため、教育基本法、学校教育法、短期大学設置基準、中央教育審議会答申、厚生労働省等の関係法令等の遵守に努めている。特に、キャリア教育には、短期大学設置基準改正（第35条の2関連）の動きが出る前から両学科共に取組みをはじめ、年々内容を充実させ、社会情勢に即したものにブラッシュアップさせている。また、中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて」や「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」等の答申を受けて、教育方法の見直し等改善に努めている。

【本学全体】

3～4年後を目指し地域社会のニーズに即した職業人・保育者を養成するために必要な質を担保した教育課程を抜本的に改正することを目的として、平成25年度に両学科合同でワーキンググループ「TEAM カリキュラム」が結成された。ワーキンググループでは、その作業過程において、全科目のシラバスを熟読し、系統・順序・内容の難易度等の妥当性を査定した。その結果、両学科共に段階的に教育の質を向上させるために教育課程を改正していく必要性を見出した。その成果として、平成28年度には生活創造学科と保育科の新教育課程が施行された。

【生活創造学科】

変化する社会のニーズと現学生の特性を鑑み、資格取得の見直しとそれに伴う必要な教育課程の改正を行い、柔軟に受講できる体制を構築した。また、卒業後の職業に直結するような免許・資格が取得できるように、さらには合格率を向上させるための教員を重点的に配置している。学生数の減少に伴い、各授業の受講者数が少人数となったが、実習関係科目では、受講生が少ないゆえに学生1人に対する指導時間が十分確保され、様々なコンテストに出展し入賞している。

【保育科】

教育の質を向上させていくために、教育課程の全体像を明らかにした。その中で、段階的に学べるよう各科目の授業開講時期の見直しを行った。また、系統的に学習できるよう、全科目のシラバスの見直しを行い、重複するもの、不足している内容等を調整し、2年間で一定の質を担保した教育課程を実現させるために、教育課程改正に向けた検討及びそれに付随する履修方法（開講時期等の設定）の見直しを行った。また、非常勤講師依存率を下げる努力をした。シラバス作成にあたっては、各系統別に担当者が集まり、シラバス内容の調整を行っている。非常勤講師が担当する科目についても同様に話し合い、別途学科より非常勤講師に学科の意向を伝え、シラバスに反映してもらうことが可能となった。

(b) 課題

生活創造学科及び保育科の教育課程は、平成28年4月施行分よりスリム化が図られている。今後も、新しい教育課程の下で各授業の受講人数の状況、学生一人ひとりの各授業の受講への考え方（動機や意欲）など、学習に関する状況の把握に努め、学生の学習意欲のさらなる向上につなげていく。

テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

教育課程の継続的な点検と見直しに際しては、学生数を背景とする各授業の受講人数の状況、学生一人ひとりの各授業の受講に対する考え方（動機や意欲）などを考慮していく。

なお、平成28年度は、新教育課程の実施（Do）と評価（Check）の段階に入ることから、この段階で、学習成果を測る評価方法の確認、新教育課程に係る評価基準の確立、これらを学生の事前に明示するためのシラバスの充実など、教育の質保証に関する取組みを継続する。

提出資料

B 教育の効果	
学則	8 西南女学院大学短期大学部学則 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/gakusei/gakusoku_JC.pdf
教育目的・目標についての印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成27年度〕

学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成27年度〕
----------------------	--

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。]

基準 I-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、「西南女学院大学短期大学部学則」第1条の2の規定により、自己点検及び自己評価を実施するために併設大学と合同で「点検評価改善会議」を設置している。この会議は、「点検評価改善会議規程」に則り運営され、PDCAサイクルを持つ点検評価改善システムを構築している。「点検評価改善会議」には、「学部点検部門」、「学科点検部門」、「別科点検部門」、「事務点検部門」、「ファカルティ・ディベロップメント部門（FD部門）」、「実施部門」の6部門が置かれている。

「学部点検部門」及び「学科点検部門」は、学部と学科における教育及び研究を点検するための実務を行っている。近年、一体性を持った形で機能しており、平成27年度は短期大学第三者評価受審に向けた活動が主な内容となった。この活動は、後述する「点検評価改善会議短期大学第三者評価部会」の設置により、活動は全学的な形で実施している。なお、各教員が様式に従って教育研究活動を報告する「教育研究活動報告」では、各教員から報告様式の提出後に学部長が評価コメントを記載し、各教員に返付することとしている。

「事務点検部門」は、行政管理及び執行機関を点検するための実務を行っている。平成27年度は、職務行動・役割達成度の観点から自己点検評価を行う「事務職員自己点検評価」、及び日常業務へのPDCAの実践を目指す「課別業務評価」を開始した。「事務職員自己点検評価」については、自己点検評価の意義等について職員間で共通認識を持つことにより、事務職員組織における自己点検評価活動の一層の充実及び適正化を図ることを目的として、夏期休業期間中に「事務職員自己点検評価 事前説明会（SD研修会）」を開催した（基準Ⅲ-A-3で詳述）。

「ファカルティ・ディベロップメント部門（FD部門）」は、教育内容との改善を目的とした組織的な研修及び研究を実施するための実務を行っている。平成27年度は、初年度教育についての公開講演会及びシラバスについての考え方の共有や確かな学びを支えた授業デザインについての研修会を実施した。実施にあたっては、「FD部門」会議を4回開催した。

「実施部門」は、「学部点検部門」又は「学科点検部門」が掌理しない事項について、点検の実務を行う。この部門は、主として各種委員会の自己点検評価（「委員会別業務評価」）に関する実務を扱っている。また、平成26年度から平成27年度にかけて、新様式による「事

務職員自己点検評価」、「課別業務評価」、「委員会別業務評価」の実施に向けて、様式及び実施体制等の検討を行った。この経過により、本学における平成26年度及び平成27年度の自己点検評価活動は、PDCAサイクルの実質化が伴うものとなった。

以上の取組みは、『点検評価改善報告書』として[委員会別業務評価]、[課別業務評価]、[教育研究活動報告]の3分冊として学内の電子掲示板により報告するとともに、本学公式ウェブサイトでも抜粋した報告書を一般に公開している。

「点検評価改善会議短期大学第三者評価部会」は、点検評価改善会議規程により置かれている各部門が、短期大学第三者評価の受審に伴い横断的に自己点検評価活動を実施していくことをねらって設置された特設の部会である。平成26年度から平成27年度半ばまで「学部点検部門」及び「学科点検部門」によって行われてきた受審準備業務を引き継いだ。部会の設置に先立ち、評価基準、評価上の留意点、その他諸事項への対応及び学内実施組織等について、教職員間で共通認識を持つために「平成28年度短期大学第三者評価受審準備講習会」を開催した。講習会の概要は表3のとおりである。

表3 平成28年度短期大学第三者評価受審準備講習会

【第1回】	日時：平成27年11月5日（木） 13：00～14：30 場所：大学会議室
13:00～13:05（5分）	開 会 ① 趣旨説明：伊東 幸雄 事務部長
13:05～13:35（30分）	② ALO対象説明会報告 担当：脇 信明 ALO（保育科教授）
13:35～13:50（15分）	③ 大学短期大学部における活動状況 担当：脇 信明 ALO（保育科教授）
13:50～14:00（10分）	休 憩
14:00～14:20（20分）	④ 自己点検・評価の基礎資料作成 担当：小川 尚 庶務課長
14:20～14:30（10分）	⑤ 質疑応答・意見交換
14:30	閉 会
配付資料等一覧	<ul style="list-style-type: none"> ○ ALO対象説明会資料（ハンドアウト等） <ul style="list-style-type: none"> ・短期大学評価基準等について ・選択的評価基準及び平成26年度評価からみた留意点について ・基礎資料及び事務的な留意事項について ・訪問調査の対応等について ・自己点検・評価報告書作成マニュアル 新旧対照表 ・平成28年度第三者評価ALO対象説明会事前質問Q&A ○ ALO作成資料等 ○ 短期大学評価基準（平成27年度版） ○ 短期大学評価基準（平成28年度版） ○ 自己点検・評価報告書作成マニュアル（平成27年度版） ○ 自己点検・評価報告書作成マニュアル（平成28年度版） ○ ALOマニュアル ○ ALO作成資料 ○ 自己点検・評価の基礎資料作成の役割分担 ※ 資料綴用ファイル

西南女学院大学短期大学部

【第2回】	日 時：平成27年11月10日（火） 13：00～14：30 場 所：大学会議室
13:00～13:05	開 会 ① 趣旨説明：伊東 幸雄 事務部長
13:05～13:30（25分）	② 評価基準の構造 担当：小川 尚 庶務課長
13:30～13:55（25分）	③ 基準別役割分担及び懸案事項の確認 担当：小川 尚 庶務課長
13:55～14:05（10分）	休 憩
14:05～14:20（15分）	④ 根拠資料の確認と準備 担当：小川 尚 庶務課長
14:20～14:30（10分）	⑤ 質疑応答・意見交換
14:30	閉 会
配付資料等一覧	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期大学評価基準 新旧対照表 ○ 【2016年度受審向け】西南女学院大学短期大学部 短期大学第三者評価 基準別役割分担及び懸案事項 ○ 【2009年度受審時】添付資料・参考資料の一覧 ○ 【2009年度受審時】添付資料・参考資料の写真

【第3回】	日 時：平成27年11月17日（火） 13：00～14：30 場 所：大学会議室
13:00～13:05	開 会 ① 趣旨説明：伊東 幸雄 事務部長
13:05～13:30（25分）	② 前回受審時の訪問調査の実態 担当：小川 尚 庶務課長
13:30～13:55（25分）	③ 前回受審時の指摘事項等 担当：小川 尚 庶務課長
13:55～14:05（10分）	休 憩
14:05～14:20（15分）	④ 事務部門内作業スケジュールの概観 担当：小川 尚 庶務課長
14:20～14:30（10分）	⑤ 質疑応答・意見交換
14:30	閉 会
配付資料等一覧	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【2009年度受審時】機関別評価結果 ○ 【2009年度受審時】領域別評価票【部外秘・取扱注意】 ○ 【2009年度受審時】面接調査時における質疑応答担当表 ○ 【2009年度受審時】面接調査内容（訪問調査直後の取りまとめ資料） ○ 【2009年度受審時】訪問調査日程＜学内取扱分＞ ○ 【2009年度受審時】関係者スケジュール表＜学内取扱分＞ ○ 【2009年度受審時】学内視察計画表 ○ 【2009年度受審時】面接調査 出席者一覧 ○ 【2009年度受審時】面接調査会場 座席表 ○ 【2009年度受審時】評価員会議室図面 ○ 【2009年度受審時】評価責任者より受領した書類 ○ 【2009年度受審時】訪問調査時の写真 ○ 事務部門内作業スケジュールの概観

【第4回】	日 時：平成27年11月24日（火） 13：00～14：30 場 所：大学会議室
--------------	---

13:00～13:05	開 会 ① 趣旨説明：伊東 幸雄 事務部長
13:05～13:50 (45分)	② 基準内事務担当者からの作業等見通しの報告 担当：各課長
13:50～14:00 (10分)	休 憩
14:00～14:15 (15分)	③ 第三者評価対応組織の立ち上げ 担当：伊東 幸雄 事務部長
14:15～14:20 (5分)	④ 諸確認等 担当：小川 尚 庶務課長
14:20～14:30 (10分)	⑤ 質疑応答・意見交換
14:30	閉 会
配付資料等一覧	○ 作業等見通し報告 記録用紙 ○ 点検評価改善会議 短期大学第三者評価部会の概要 ○ 点検評価改善会議 短期大学第三者評価部会 概念図 ○ 点検評価改善会議 短期大学第三者評価部会 名簿（案） ○ 点検評価改善会議 短期大学第三者評価部会 職員別配置表

【第5回】	日 時：平成27年11月26日（木） 13：00～14：30 場 所：大学会議室
13:00～13:05	開 会 ① 趣旨説明：伊東 幸雄 事務部長
13:05～13:40 (35分)	② 自己点検・評価の基礎資料に関する報告 担当：各担当者
13:40～13:50 (10分)	休 憩
13:50～14:10 (20分)	③ 事務職員と教員の連携・協働について 担当：伊東 幸雄 事務部長
14:10～14:20 (10分)	④ 全学的な評価スケジュールの確認 担当：小川 尚 庶務課長
14:20～14:30 (10分)	⑤ 質疑応答・意見交換
14:30	受講証明書交付 閉 会
配付資料等一覧	○ 自己点検・評価報告書（基礎資料） ○ 短期大学第三者評価 連携と協働 ○ 中央教育審議会 学士課程教育の構築に向けて（答申） pp.38-45 ○ 【参考】全学的な評価スケジュール～報告書等の作成開始と提出まで～

「点検評価改善会議短期大学第三者評価部会」は、縦割りの弊害の解消、教職協働体制の完成、法人本部との連携といった、管理運営に関する様々な意義を含むことを想定して運営されている。部会の責任者は点検評価改善会議議長の学長であるが、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」第27条及び第28条の職務・役割等を勘案し、学長が必要と認める範囲内において事務部長に権限が委ねられ、部会全体を統括している。学長のもとで事務部長がALOと共に自己点検評価活動を主導し、また、短期大学第三者評価を通じた教職協働の促進の役割を担っている点は、本学の特徴であると言える。

なお、短期大学第三者評価受審における部会の運用については、併設大学における認証評価に向けたモデルケースになることを想定し、併設大学教員等も本学の自己点検評価活動を観察するよう学長から指示がなされた。

(b) 課題

平成27年度に実施された自己点検評価（事務職員自己点検評価、課別業務評価、委員会別業務評価）に関わる新様式の策定や実施体制の見直しを通して、学内自己点検・評価活動のスリム化などの課題が明らかになってきた。

今後は、併設大学と合同で行われる学内自己点検評価活動と短期大学（本学）として受審する短期大学第三者評価との関係に留意しながら日程管理や活動内容の適正化を図り、自己点検評価活動が継続して実施できるようにする。

テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

PDCAサイクルの有効性を担保するためには、毎年度、自己点検評価を実施することを前提としなければならないが、活動の形骸化や本学及び併設大学の認証評価受審時期との関係も考慮しながら、年度ごとに活動内容や点検評価項目を精選するなど、学内の状況を勘案しながら、柔軟性を持った自己点検評価活動のための環境と体制の在り方を検討する必要がある。

提出資料

C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	9 点検評価改善会議規程

備付資料

C 自己点検・評価		
過去3年間（平成25年度～平成27年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	5 2015年度点検評価改善報告書 [委員会別業務評価] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2015-3.pdf	
	6 2015年度点検評価改善報告書 [課別業務評価] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2015-2.pdf	
	7 2015年度点検評価改善報告書 [教育研究活動報告] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2015-1.pdf	
	8 2015年度事務職員自己点検評価	
	9 2014年度点検評価改善報告書 [委員会別業務評価] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2014-3.pdf	
	10 2014年度点検評価改善報告書 [課別業務評価] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2014-2.pdf	
	11 2014年度点検評価改善報告書 [教育研究活動報告] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2014-1.pdf	
	12 2014年度事務職員自己点検評価	
	第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当無し

基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の精神及び教育目的に関する行動計画については、『キャンパスライフ 学生生活ガイドブック』や『入学案内』などの印刷物等への建学の精神及び教育目的の効果的な記述方法、掲載方法を検討する。また、適宜更新が可能となる本学公式ウェブサイトにおいて

は、写真や動画から建学の精神及び教育目的・目標を理解できる構成を検討するとともに、キリスト教に関する行事の紹介などの更新を行っていく。

教育の効果に関する行動計画については、平成25年度から実施してきたワーキンググループ「TEAM カリキュラム」の成果である、平成28年度施行の生活創造学科と保育科の新教育課程の実施（Do）と評価（Check）の段階に入ることから、この段階で、学習成果を測る評価方法の確認、新教育課程に係る評価基準の確立、これらを学生へ事前に明示するためのシラバスの充実など、教育の質保証に関する取組みを継続する。この取組みを併設大学をも含めた学内外へ周知することで、地域社会において短期大学たる本学の教育への理解と賛同を得られるようにする。

自己点検・評価については、併設大学と合同で実施される広範な自己点検・評価活動の内容（『点検評価改善報告書』に係る点検評価項目など）の在り方を再度検証し、認証評価受審時期を基点とするPDCAサイクルの確立につながるような活動内容、点検評価項目を精選し、中期的（3年～5年）な運用を想定した自己点検評価体制を整える。

基準 I についての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

学校法人西南女学院では、「院長」や「学院宗教主任」がキリスト教を基盤としている建学の精神・教育理念を法人全体に涵養している。具体的にその任にあたる部署として「キリスト教センター」があり、統轄責任者として「キリスト教センター長」が配置されている。また学内に「宗教主事」及び「宗教主事補」が置かれ、学生への宗教教育の責任を負っている。このように法人と本学は連携しつつ、建学の精神・教育理念の涵養を推進する体制となっている。

また、本学では、全学共通の「一般教育科目」の「人文科学系科目」の最上欄に「キリスト教学Ⅰ」（2単位）と「キリスト教学Ⅱ」（2単位）を置き、これを必修としている。「一般教育科目」において必修としている科目数は、4科目、6単位分であるが、そのうち2科目4単位は、「キリスト教学」である。学生の学びに対する多様なニーズがある中であって、本学の建学の精神と教育目的との関連がある「キリスト教学」は必修を堅持することとしている。

「キリスト教学」の授業と「チャペルアワー」等のキリスト教関係諸行事が連動する形で、学生は建学の精神とキリスト教への理解を深めることになり、この教育活動の主翼となるのが、「宗教主事」と「宗教主事補」である。「宗教主事補」には、本学と併設大学に各1名ずつ学科所属教員を充てており、学生へキリスト教に関するきめ細かい指導ができる体制を整えている。これにより、本学におけるキリスト教を基盤とした建学の精神・教育理念の浸透、定着に日々努めている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

※ 無し

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**基準Ⅱの自己点検・評価の概要**

本学では学則第1条に短期大学としての目的を、第2条の2第1号に生活創造学科の目的、同第2号に保育科の目的を定めている。この教育目的と建学の精神に基づき、学習成果に対応する学位授与の方針が定められている。学位授与の方針は、学生及び教職員に配付している『キャンパスライフ 学生生活ガイドブック』に明記されており、また、本学公式ウェブサイト上にも公表されている。

平成28年度入学生から、受験生の減少や社会の変化への対応及び高等教育において将来、職業生活や社会的自立に必要な能力を持った人材の育成を実現するために、両学科の教育課程を見直し、教育課程の検討を行った。それに伴い、併設大学と合同で組織される「DP・CP作成検討会」（構成員は、学長、各学部長、各学科長、各学科教務委員及び教務部）において学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針について検討を行った。

各学科の教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針を実現するために定められ、これにより各学科の教育目的を達成するためのものとして定められている。この方針のもと、学習成果を見据えた教育課程編成が可能となっている。教育課程は、全学共通の「一般教育科目」と各学科の「専門教育科目」によって編成・実施されている。教育課程を実施する教員については、教育の質保証の観点から、教育研究業績、実務経験・実績及び資格、社会的活動等を総合的に判断し、科目を担当するにふさわしい専任教員、非常勤講師、兼任教員をそれぞれ配置している。また、新規教員の採用にあたっては、短期大学設置基準等の関係法令に定める基準に適合するようにしている。

成績評価は、適切に選考された授業担当教員によって、学則第13条に基づき厳格に実施されている。履修登録については、1年間に登録できる単位数に上限を設け、さらに、GPA制度を取り入れることにより学生自身が学習到達度を数値で把握し、自己の学習成果を数値として確認する際の有益な判断材料となっている。

シラバスには、授業概要、学生が達成すべき行動目標、達成度評価方法、具体的な達成の目安、授業計画、各回のテーマ・講義内容、授業の運営方法（講義・演習・実習・グループワーク等）、学習課題（予習・復習）、予習・復習時間（分）、理解に必要な予備知識や技能、テキスト、参考図書・教材・データベース・雑誌等の紹介、授業以外の学習方法・受講生へのメッセージ、達成度評価に関するコメントが明示されている。

入学者受け入れ方針は、学生募集要項及び本学公式ウェブサイトにおいて明確に示されており、入学者の選抜も入学者受け入れ方針のもとで各種試験が実施されている。現行の入学者受け入れ方針では、入学前の学習成果の把握のために、高等学校の各教科について、入学するまでに学習しておくことが望まれる内容を明確に示している。その上で、本学では、入学予定者に対し、入学前に基礎的な一定の学習成果を獲得させるための教育として、各学科で課題を与えている。

学習成果の具体性は、学位授与の方針に定められた観点とそれに続く項目によって本学全体、学科単位の両面から担保されている。学習成果は、①シラバスによって詳細な情報が学生に提供されること、②授業担当教員と学生がシラバスの内容を十分に共有していること、③教科を履修する際には、授業における基本的態度となる行動目標に沿うことが求

められること、④学生が主体的に学習に取り組むための十分な学習時間を確保できるよう1年間に履修登録できる単位数に上限を設けていること、などから履修開始段階において、学習成果達成は担保されている。特に、②については、1) 科目を履修し、単位を修得することにより、「学位授与方針」のどの項目が達成されるかを明記していること 2) 観点別（ルーブリック）評価を導入してシラバスに明記し、学生に開示していることにより、科目の到達目標をどのように達成し、評価されているかについて、教員と学生とが共通認識を図ること、以上の2点から有益なものとなっている。

学習成果の測定は、各科目の到達目標を達成するための授業計画に基づいて授業が実施され、定期試験や小テスト及びレポートや課題提出、授業内の発表等の成績評価とその結果であるGPAで行っている。なお、学生自身が自分のGPAが学科全体のどの位置にあるのか、また、学科全体の平均がわかるようにするため、GPAの分布図をWEBサービス学生支援システム（UNIVERSAL PASSPORT）上に掲示している。保育科においては、上記に加えて教職課程履修者に対して履修カルテを用いた学生の自己評価によって査定されている。さらに今後は、学習成果に実際的な価値があるかについて、継続的に卒業生及び就職先アンケート等の実施及びその結果を踏まえながら、教職員と学生が共有できる学習成果の可視化のための方法の検討が必要である。

学生の卒業後評価への取組みは、就職課の職員による企業訪問の際や企業の採用担当者が本学に来訪された際に聞き取り、教員が在学生の実習を視察する際に、卒業生の様子を直接確認するとともに雇用先からの要望を含めた聞き取りなどによって行っている。また、従来の聞き取り調査に加え、「就職受け入れ先から見た西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート調査」及び「西南女学院大学短期大学部卒業生アンケート調査」を実施した。調査項目は本学の学位授与の方針の観点別を基本とし、能力やスキルの「必要性」「達成度」を調査した。

学生支援については、アドバイザー制度による入学から卒業に至るまでのきめ細かい学習・学生生活支援を実施している。学生による授業評価アンケートの結果報告書は、授業内容及び方法の改善並びに教育システムや教育環境を整えるための資料となる。さらに、平成27年度からは、授業評価アンケートの結果を踏まえたリフレクションカードを作成している。教員と事務職員は、教育の質保証と学生の学習成果の獲得に貢献するために継続的な研修会を企画・実施しており、その中には、近隣の私立大学・短期大学連携事業として行われるものもある。また、業務執行の効率化の観点から、学務システム（GAKUEN）を中心とした業務用システムを利用し、円滑な学校運営に役立てている。

学生生活に関する支援組織として、学生課、保健室（看護師免許を有する専任者1名が常駐）、学生相談室（3名の非常勤カウンセラー（臨床心理士））が置かれている。これらの部署では、学生指導全般、生活マナー指導、奨学金貸与・給付や授業料減免等の経済的支援、課外活動（学友会活動）支援・指導、学生の健康管理、メンタルヘルスケア、障がいのある学生に対しての学生支援、防犯対策と交通安全指導、アパート・マンション紹介等について学科教員と互いに連携を取りながら組織的に行っている。学生の居場所としての施設・空間、食堂、売店についても併設大学との共用との位置づけもあり、短期大学として見た場合、かなり充実したものとなっている。これらの施設設備は、バリアフリーに対応すべく配慮している。なお、平成28年4月からの障害者差別解消法の施行に伴い、

教職員の理解促進・意識啓発を図る目的で、平成27年度末に全教職員対象の「障害者差別解消法施行に伴う高等教育機関に求められる対応に関する研修会」を実施した。平成28年度以降も障がいの種類とその支援・配慮事例等に関する研修会を実施予定である。

進路支援については、就職課と「就職委員会」を中心として、キャリア教育と学生支援の効果的な連動を目的とする科目担当教員と就職課との講義内容についての情報交換、意見交換、一部授業内で就職課から就職支援に関するセミナー等の説明を行っている。また、就職委員と就職課が協働で就職ガイダンス（就職活動について、履歴書の書き方等）や社会人マナー及び面接対策セミナーを実施している。

入学者受け入れ方針は、進学相談会、高校内ガイダンス及びオープンキャンパス等において説明され、受験生等に対して明確に示されている。高校教員に対しては、教員対象の入試説明会を本学の他6会場で開催し、入学者受け入れ方針及び募集概要の説明を行っている。入学者受け入れ方針は、平成28年度入学生から学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の改定により学位授与の方針と連動したものとなっている。広報、入試事務体制として入試課を設置し、学生募集広報や入学試験業務を行っている。受験の問い合わせには、主に入試課が窓口となっているが、内容によっては学内関係部署とも連携し、対応している。

その他、保育科における実習を中心とした附属幼稚園との連携、「大学教学マネジメント検討会」の設置、「教学IR推進室」の設置、「点検評価改善会議FD部門」の運営、私立大学等改革総合支援事業の採択、保護者向け情報誌「Face to face」の発行、学生への教育の要素を多分に含んだ地域貢献活動「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部だいすきにっぽん」の企画運営、などの取組みを行っている。

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

【区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。】

基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の学位授与の方針は、「西南女学院大学短期大学部学則」第1条に規定される「本学は、キリスト教を教育の基本として女子に高い教養を授けるとともに生活に必要な専門の教育を施し、よき社会人を育成する」という本学としての教育目的及び建学の精神「感恩奉仕」、そして各学科の教育目的に沿うために次のとおりとしている。

【本学の学位授与の方針】

短期大学部の学位は、各学科の教育目的に沿って設定された科目を受講し、所定の単位数を修得した者に与えられる。なお、以下の要件を満たした者に単位が与えられる。

DP1 【知識・理解】

1-1) 「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「言語」の一般教育4領域において、基本的知識を修得している。

1-2) 生活関連または保育領域の基礎的な専門知識を修得している。

DP2【思考・判断】

2-1) 生活関連または保育領域において、適切な対応を自ら考えることができる。

DP3【関心・意欲】

3-1) 生活関連または保育領域の課題について関心を持っている。

DP4【態度】

4-1) 家庭・地域・社会の担い手として、または保育者としての責任を自覚している。

DP5【技能・表現】

5-1) 家庭や企業、または保育現場で活躍するための基礎的能力と表現力を身につけている。

各学科の学位授与の方針は、各学科の専門性と学習成果に対応させたものであり、同時に学科の教育目的を達成し、学科が育成する人材に必要な力を身につけるものであり、結果、本学の卒業要件を満たした者は、本学としての学位授与の方針を満たす者として、短期大学士の学位を授与されることとなる。

生活創造学科の教育目的については、学則第2条の2第1号において「個人から家庭さらに社会への繋がりの中で、生活の質の向上と人間の幸福に貢献し、豊かな知性と感性を備える自立した生活者を育成することを目的とする。」と定められ、保育科の教育目的については、同第2号において「豊かな感性を有し、専門的知識と技術を備えた保育者を養成することを目的とする。」と定められている。

この教育目的に沿う形で定められている各学科の学位授与の方針は次のとおりである。

【生活創造学科の学位授与の方針】

生活創造学科では、学科の教育目的を達成するために設定された科目を履修して所定の単位数を修得し、以下の要件を満たす者に短期大学士（生活学）の学位を授与する。

DP1【知識・理解】

1-1) 豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身につけている。

1-2) 生活教養、情報、ビジネス、食、健康、ファッションに関する基礎的な知識と理解を有している。

DP2【思考・判断】

2-1) 他者への思いやりをもって、家庭・地域・職場への貢献を意識した思考・判断ができる。

DP3【関心・意欲】

3-1) 自らの生活を営み、次世代を担う健全な心身の育成、家庭・地域・社会の相互のかかわりについて関心と意欲を有している。

DP4【態度】

4-1) 家庭・地域・職場といった自らが社会参画する場において、他者から受け入れられるマナーに配慮することができる。

DP5【技能・表現】

- 5-1) 読む、書く、調べる、計算する、自分の考えや感性を表現し伝えるといった基礎学力を備えている。
- 5-2) 衣食住に関する基礎的な生活技術を有し、これを自らの知性と創意を加えて活用することができる。
- 5-3) 社会で自立して働き生活していくために必要な基礎的な実務能力を有している。

【保育科の学位授与の方針】

保育科では、学科の教育目的を達成するために設定された科目を履修して所定の単位数を修得し、以下の要件を満たす者に短期大学士（保育学）の学位を授与する。

DP1 【知識・理解】

- 1-1) キリスト教精神を基盤に、教養と知識を身につけている。
- 1-2) 保育者に必要な専門分野の学問知識を修得している。

DP2 【思考・判断】

- 2-1) 個々の子どもを深くとらえ、保育としての適切な対応を考えることができる。

DP3 【関心・意欲】

- 3-1) 子どものあそびや子ども文化などに興味を持つ。
- 3-2) 子どもや保護者を含めた現代的課題に関心を持ち、保育者としての社会的な役割を意識する。

DP4 【態度】

- 4-1) 保育者としての責任を自覚し、倫理に基づく行動ができる。
- 4-1) 自らの保育実践を振り返り、さらに質の高い保育を探究する力を有している。

DP5 【技能・表現】

- 5-1) コミュニケーション能力やマナーを身につけ、他者と協働することができる。
- 5-2) 保育に必要な基礎技能を身につけている。
- 5-3) 子どもや保護者への適切なあそびや養護技術などを実施することができる。

生活創造学科の学位授与の方針は、特に地域への就職状況の実績により教育目的の達成としてその社会的通用性が担保され、保育科の学位授与の方針は、幼稚園教諭、保育士に求める法令上の要件、専門職としての資質・倫理観を踏まえたものであることから、教育目的の達成としてその社会的通用性は担保されていると言える。

この社会的通用性を「女性としての生き方」や「高い教養を備えたよき社会人としての在り方」といった側面から支えているものが、本学教養教育の根幹にある「キリスト教主義女子教育」の拠り所となっている建学の精神「感恩奉仕」である。この建学の精神に基づく「キリスト教主義女子教育」は、地域や職種の差異、卒業後の人生のあらゆる段階、現代の複雑な社会環境とその変化に対して、適切に対処し、社会に貢献しうる人材（女性）を育成するものであるという意義を有している。

なお、本学全体、生活創造学科、保育科という3つの組織単位で定められる学位授与の方針は、平成27年度から観点を設定しており、この観点は、各授業科目の到達目標との整合性を有しており、このことは、シラバスでの記載から明らかとなっている。なお、学位授与の方針は、学生及び教職員に配付している『キャンパスライフ 学生生活ガイドブック』に明記している。また、本学公式ウェブサイトにも公表し、学内外に周知している。

平成28年度入学生から、受験生の減少や社会の変化への対応及び高等教育において将来、職業生活や社会的自立に必要な能力を持った人材の育成を実現するために、両学科の教育課程を見直し、教育課程の検討を行った。それに伴い、併設大学と合同で組織される「DP・CP作成検討会」（構成員は、学長、各学部長、各学科長、各学科教務委員及び教務部）において学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針について検討を行い、この検討は、本学全体としての教育課程及び学位授与の方針の点検、学科単位としての教育課程及び学位授与の方針の点検、これらの点検をとおした必要な見直しにつながるものとなっている。

(b) 課題

学位授与の方針は、各学科のオリエンテーションで卒業要件、成績評価基準や免許・資格の指導とともに説明されている。今後は、建学の精神及び教育目的と関連付けて学位授与の方針を説明し、学生に周知徹底する必要がある。

また、教育課程の改正においては、各学科で学位授与の方針に合わせた教育課程編成・実施の方針を検討し、さらに「DP・CP作成検討会」でも学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針の点検を行っているが、同時に入学者受け入れ方針との連動についても検証を図りながら、三つの方針の一貫性構築を図ることも課題である。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

基準Ⅱ-A-2の自己点検・評価

(a) 現状

各学科の教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針を実現するために定められている。学位授与の方針の各「観点」が学習成果に密接に関連していることから、教育課程編成・実施の方針に沿った学科教育課程編成は、学習成果と連動するものとなっており、各学科の教育目的を達成するための方針となっている。なお、教育課程編成・実施の方針は、『キャンパスライフ 学生生活ガイドブック』及び本学公式ウェブサイトで公表している。

従来定められていた本学全体の教育課程編成・実施の方針については、平成27年度から方針として掲げないこととした。これは、平成26年度の「DP・CP作成検討会」において、「各学科にはそれぞれ特性があるため、学科のカリキュラムを内包した学部の教育課程編成・実施の方針は必要ではない」との判断によるものである。

【生活創造学科の教育課程編成・実施の方針】

1. 短期大学士としての教養を身につけられるよう、一般教育として「人文科学」「社会科学」「自然科学」「言語」の各領域に分類される科目を配置している。

2. 社会参画と自己実現の充実向上に資する専門科目として生活技術の基礎となる「必修科目」、「生活教養」「食と健康」「情報ビジネス」「ファッションクリエイト」の各領域に分類される科目を配置している。
3. 各科目はカリキュラムツリーに沿って、基礎、応用、実践の段階を踏まえた学修ができるように配置している。
4. 学科の教育目的を達成するために必要不可欠な学びを必修科目として配置している。
5. 学生の知的好奇心に応じた学びができるよう、各領域に選択科目を配置している。

【保育科の教育課程編成・実施の方針】

1. 短期大学士としての必要な教養を身につけられるよう、一般教育科目として「人文科学」「社会科学」「自然科学」「言語」の各系統に分類される科目を配置している。
2. 保育者に必要な知識・技術を養うための専門科目として「保育の本質・目的に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法に関する科目」「保育の表現技術」の各科目群に分類される科目を配置している。その科目群は、2年間4期に渡り段階的に進行するよう各科目を配置し、さらに総合的な力を養うための実習関連科目を配置している。
3. 各科目はカリキュラムツリーに沿って、全ての科目群で基礎、応用、実践の段階を踏まえた学修ができるように配置している。
4. 学科の教育目的を達成するために必要不可欠な科目を卒業必修科目とし、幅広い教養を資するための選択科目を配置している。
5. 保育士資格と幼稚園教諭二種免許およびその他の資格を取得するために必要な科目を別途資格免許に係る必修科目として配置している。また、社会のニーズに即した多様な保育を学修できるよう、西南女学院の特性を生かし福祉、心理、医療に特化した保育関連科目を選択科目として配置している。

各学科の教育課程は、豊かな人間性、高い倫理観、幅広い教養を養うための全学共通の「一般教育科目」と各学科の教育目的に基づいた「専門教育科目」別に編成され、専門教育科目は学位に付記される専門分野の科目となっている。科目は、卒業に必要な必修科目、選択科目、免許・資格に関する必修科目・選択科目、コース（食と健康コース・情報ビジネスコース・ファッションクリエイトコース）必修科目を設置し、開講形態は、講義・演習・実習・実技でそれらを体系的に編成している。

成績評価は、学則第13条に基づき、授業担当教員によって厳格に実施されている。成績評価は、シラバスに記載されている具体的な観点別評価内容及びそれらの比重を数値化し、「西南女学院大学短期大学部「履修規程」」第6条第1項第4号に規定され、秀（90点以上）、優（80点以上90点未満）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）の5段階としている。さらに、5段階の成績評価に加え、GPA制度を取り入れることにより、学生自身が学習到達度を数値で把握し、自己の学習成果を確認する際の指標としている。また、学生が主体的に学習に取り組むための十分な学習時間を確保できるよう、1年間の履修登録上限単位数を設定しており、現在の上限は、生活創造学科49単位、保育科52単位である。

シラバスには、授業概要、学生が達成すべき行動目標、達成度評価方法、具体的な達成の目安、授業計画、各回のテーマ・講義内容、授業の運営方法（講義・演習・実習・グループワーク等）、学習課題（予習・復習）、予習・復習時間（分）、理解に必要な予備知識や技能、テキスト、参考図書・教材・データベース・雑誌等の紹介、授業以外の学習方法・受講生へのメッセージ、達成度評価に関するコメントが明示されている。そのため、教科を履修する際には、学生自身がシラバスの内容を参考として、授業概要についての理解を深め、授業において基本的態度となる行動目標、この行動目標を達成することによって得られる学習成果が履修計画段階で把握できるようになっている。

専任教員の採用、専任教員及び非常勤教員の科目への配置は、各学科の教育課程の編成方針に基づき、学生の学習成果獲得につなげるものとしての教育の質保証の観点から、短期大学設置基準等の関係法令に沿い、教育研究業績、実務経験・実績、免許・資格及び社会的活動等を確認して実施している。特に、専門領域が担当予定科目に適合しているかの判断は厳格に行うことに留意している。免許・資格を伴う保育科では、文部科学省が定める「教職課程認定基準」及び厚生労働省が定める「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」の教員資格に該当する能力を有する教員を配置している。

なお、各学科の教育課程の見直しは、学生の資質と社会のニーズを見据え、学生の履修状況や資格に関する法規等の変更を確認しながら適宜実施している。平成27年度は、次年度の教育課程改正について検討を行った（平成28年4月1日施行教育課程）。

(b) 課題

学士課程教育という概念を定着させるため、明確な三つの方針に貫かれた教学運営を行うことが肝要だとして、学位授与の方針に一致した学習成果を重視する教育改革の推進、きめ細やかな指導と厳格な成績評価などを全学的な教学マネジメントの中で実際に機能させる必要があると考え、平成27年6月1日に「大学教学マネジメント検討会」を発足させた。これまでも「教務委員会」を通して教務部と各学科の連携のもとで教育課程の編成を実施してきたが、今後は、学長が全学的な教育課程編成方針を「教務委員会」、教授会に今まで以上に示すため、「大学教学マネジメント検討会」を一層強化し、教育課程や教育方法の総合的な設計や運用・管理を目指す。

【区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。】

基準Ⅱ-A-3の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、受験者に求める能力、意欲、適正等について入学者受け入れ方針を以下のようになっている。この方針は、学生募集要項及び本学公式ウェブサイトで公表している。

【生活創造学科の入学者受け入れ方針】

1. 生活に関連する分野に興味・関心を持つ人。

2. 他者とのつながり、自分の考えや感性を伝えたいと考える人。
3. 社会とつながりながら、自分の将来を考えたい人。

【保育科の入学者受け入れ方針】

1. 子どもに関連する分野に興味・関心を持つ人。
2. 自分の考えを他者に伝えることのできる人。
3. 他者とかかわり、共に活動しようとする人。

入学者の選抜は、入学者受け入れ方針に基づいて、推薦入学試験（指定校、一般公募、併設校、卒業生子女、キリスト教信者）、特待生入学試験、自己PR入学試験、AO入学試験（A方式・B方式）、社会人入学試験（前期・後期）、外国人留学生入学試験、一般入学試験（前期・後期）、大学入試センター試験利用入学試験（A日程・B日程・C日程）を実施している。

推薦入学試験、特待生入学試験、自己PR入学試験、AO入学試験、社会人入学試験及び一般入学試験（後期）では、主に面接試験により入学者受け入れ方針に合致しているかを確認し、面接を実施しない一般入学試験（前期）及び大学入試センター試験利用入学試験では、主に調査書に記載された人物評価や課外活動状況等により確認している。なお、本学では入学者受け入れ方針に対応した面接評価表を作成している。受験者に面接を課す入学試験では、面接の際に入学者受け入れ方針を理解した上で入学を志願しているかを確認し、記録している。

現行の入学者受け入れ方針では、入学前の学習成果の把握のために、高等学校の各教科について、入学するまでに学習しておくことが望まれる内容を明確に示している。その上で、本学では、入学予定者に対し、入学前に基礎的な一定の学習成果を獲得させるための教育として、各学科で課題を与えている。生活創造学科では、入学後の目標及び卒業後の目標についての作文を作成させ、さらにオリエンテーション期間中に行われる「漢字テスト」に備えた学習を促している。保育科では、保育者として必要な理解力、表現力を少しずつ身につけておくため、指定図書の中から1冊を選出し読書感想文の提出をさせている。また、平成24年度から希望者に対して、免許・資格に必要なとされるピアノ演奏技能の習得を助けるための事前対策レッスンを入学前に実施している。それにより入学者の不安を緩和し、能力と意欲の向上を図ることができるよう配慮している。

(b) 課題

入学者受け入れ方針については、平成28年度入学生から中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」に基づき、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針との一貫性及び入学試験との連動を考慮しながら、「大学教育を通じてどのような能力をどのように評価するか」、「入学者に求める能力は何か」、「高等学校段階までに培ってきたどのような能力をどのように評価するのか」を明示することを念頭に置き、検討を進めることが必要である。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

基準Ⅱ-A-4の自己点検・評価

(a) 現状

学習成果の具体性は、学位授与の方針に定められた観点とそれに続く項目によって本学全体、学科単位の両面から担保されている。

学習成果は、①シラバスによって詳細な情報が学生に提供されること、②授業担当教員と学生がシラバスの内容を十分に共有していること、③教科を履修する際には、授業における基本的態度となる行動目標に沿うことが求められること、④学生が主体的に学習に取り組むための十分な学習時間を確保できるよう1年間に履修登録できる単位数に上限を設けていること、などから履修開始段階において、学習成果達成は担保されている。特に、②については、1) 科目を履修し、単位を修得することにより、「学位授与方針」のどの項目が達成されるかを明記していること、2) 観点別（ルーブリック）評価を導入してシラバスに明記し、学生に開示していることにより、科目の到達目標をどのように達成し、評価されているかについて、教員と学生とが共通認識を図ること、以上の2点から有益なものとなっている。

全学共通の「一般教育科目」と生活創造学科と保育科がそれぞれ有する「専門教育科目」には、卒業に必要な必修科目、選択科目、免許・資格に関する必修科目・選択科目、コース必修科目などが設定され、開講形態についても、講義・演習・実習・実技などで体系的に編成されていることから、2年間という一定期間内での履修スケジュールによって学習成果の獲得は可能である。学生に対しては、一定期間内で学習成果を獲得すべきことの重要性を視覚的に理解してもらうために、各科目が卒業までに身につけるべき能力である学位授与の方針のどの項目と関連するのを示すカリキュラムマップの作成及び授業科目の学習段階や順序等の体系性を示すナンバリングの導入を行った。また、それらをもとにして授業科目間の系統性を図示したカリキュラムツリーを作成し、学生が教育課程の全体像を把握し、履修計画を立てやすいようにしている。

学習成果の測定は、各科目の到達目標を達成するための授業計画に基づいた授業の実施を経た、定期試験や小テスト及びレポートや課題提出、授業内の発表等の成績評価とその結果であるGPAに負うところが大きい。このGPAの分布図はWEBサービス学生支援システム（UNIVERASAL PASSPORT）上に掲示されており、学生は自分のGPAが学科全体のどの位置にあるのか、また、学科全体の平均がわかるようになっている。なお、GPAの低い学生に対しては、各学科のアドバイザーから指導を行うことになっている。保育科においては、上記に加えて教職課程履修者に対して履修カルテを用いた学生の自己評価によって査定されている。履修カルテは、学生が各期の開始時に履修科目に対する目的を定め、終了時に学習到達度の確認と振り返りを行っている。また、教職に関する必要な資質についての自己評価により、各自の目標に対する省察を行うとともに課題の明確化を図っている。これらの指導はアドバイザー及び教職担当者を中心に行われている。

GPAによる測定とあわせて、学習成果の実際的な価値を象徴するものとして本学が重視するのは、免許・資格取得状況、就職状況及び大学への進学状況、就職先や実習先

からの評価である（免許・資格取得状況及び就職状況は表4及び表5を参照）。生活創造学科では、将来、社会で役立つさまざまな資格取得につながる教育課程編成に配慮するとともに特別講座を開設しており、学生の進路を支援している成果として前年度に比べ就職率が向上している。保育科では、実習科目に関しては、実習指導担当者を中心に、授業での課題の取組み状況、実習日誌などの資料、実習訪問記録の内容などを含めた総合的な査定等を行い、学生自身が学習成果を把握できる環境を整えており、ほとんどの学生が幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得して卒業し、進路先も保育系の職種である専門職への就職につながっている。

以上、各学科の教育課程は学習成果を達成するためのものであると同時に実際的な価値があることを示しており、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針は、学生の学習成果獲得のために効果的に連動している（図1）。

表4-1 生活創造学科 技能検定取組状況（表中「-」は、受験の実績が無いもの）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
コンピュータサービス 技能評価試験 ・文書部門・3級	受 験 者 数	-	48	39	35	-
	合 格 者 数	-	36	38	34	-
	合 格 率	-	75.0%	97.4%	97.1%	-
コンピュータサービス 技能評価試験 ・表計算部門・3級	受 験 者 数	49	43	36	20	12
	合 格 者 数	31	26	33	17	10
	合 格 率	63.3%	60.5%	91.7%	85.0%	83.3%
日本漢字能力検定 ・2級	受 験 者 数	9	5	6	-	6
	合 格 者 数	0	0	2	-	0
	合 格 率	0.0%	0.0%	33.3%	-	0.0%
日本漢字能力検定 ・準2級	受 験 者 数	16	11	8	-	13
	合 格 者 数	6	4	7	-	7
	合 格 率	37.5%	36.4%	87.5%	-	53.9%
秘書検定 ・2級	受 験 者 数	20	24	43	27	29
	合 格 者 数	12	12	11	8	7
	合 格 率	60.0%	50.0%	25.6%	29.6%	24.1%
医療請求事務検定 ・2級	受 験 者 数	7	17	8	20	19
	合 格 者 数	6	16	7	16	17
	合 格 率	85.7%	94.1%	87.5%	80.0%	89.5%
販売士検定 ・3級	受 験 者 数	11	4	2	9	6
	合 格 者 数	6	3	1	4	3
	合 格 率	54.6%	75.0%	50.0%	44.4%	50.0%
フードスペシャリスト	受 験 者 数	7	2	4	2	-
	合 格 者 数	4	2	1	1	-
	合 格 率	57.1%	100%	25.0%	50.0%	-

表4-2 保育科 幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得状況

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
幼稚園教諭二種免許状	卒業者数	126	113	90	94	96
	取得者数	112	109	88	92	92
	取得率	88.9%	96.5%	97.8%	97.9%	95.8%
保育士資格	卒業者数	126	113	90	94	96
	取得者数	116	109	88	91	90
	取得率	92.1%	96.5%	97.8%	96.8%	93.8%

表5-1 生活創造学科就職状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
就職率	82.7%	91.3%	85.0%	88.2%	100%
進路決定率	75.0%	86.3%	72.3%	81.6%	88.9%
事務職	47 56.0%	30 58.8%	29 61.7%	21 55.3%	25 69.4%
販売職	9 10.7%	7 13.7%	2 4.3%	5 13.2%	3 8.3%
総合職・営業職	2 2.4%	3 5.9%	2 4.3%	2 5.3%	2 5.6%
サービス	3 3.6%	2 3.9%	0 0.0%	2 5.3%	1 2.8%
その他の職種	1 1.2%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%
進学（編入等）	1 1.2%	2 3.9%	0 0.0%	1 2.6%	1 2.8%
非就職（その他）	8 9.5%	3 5.9%	7 14.9%	3 7.9%	4 11.1%
未決定者	13 15.5%	4 7.8%	6 12.8%	4 10.5%	0 0%
卒業生数（合計）	84	51	47	38	36

※就職率=就職者数/就職希望者数 進路決定率=(就職者数+進学者数)/卒業生数

表5-2 保育科就職状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
就職率	100%	100%	100%	100%	98.9%
進路決定率	90.5%	98.2%	95.6%	97.9%	92.7%
保育士	63 50.0%	64 56.6%	49 54.4%	42 44.7%	53 55.2%
幼稚園教諭	35 27.8%	37 32.7%	31 34.4%	37 39.4%	31 32.3%
事務職	10 7.9%	5 4.4%	2 2.2%	7 7.4%	1 1.0%
その他の職種	4 3.2%	4 3.5%	3 3.3%	4 4.3%	2 2.1%
進学（編入等）	2 1.6%	1 0.9%	1 1.1%	2 2.1%	2 2.1%
非就職（その他）	12 9.5%	2 1.8%	4 4.4%	2 2.1%	6 6.3%
未決定者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.0%
卒業生数（合計）	126	113	90	94	96

※就職率=就職者数/就職希望者数 進路決定率=(就職者数+進学者数)/卒業生数

● 本学の3つの方針と質保証のための組織体制

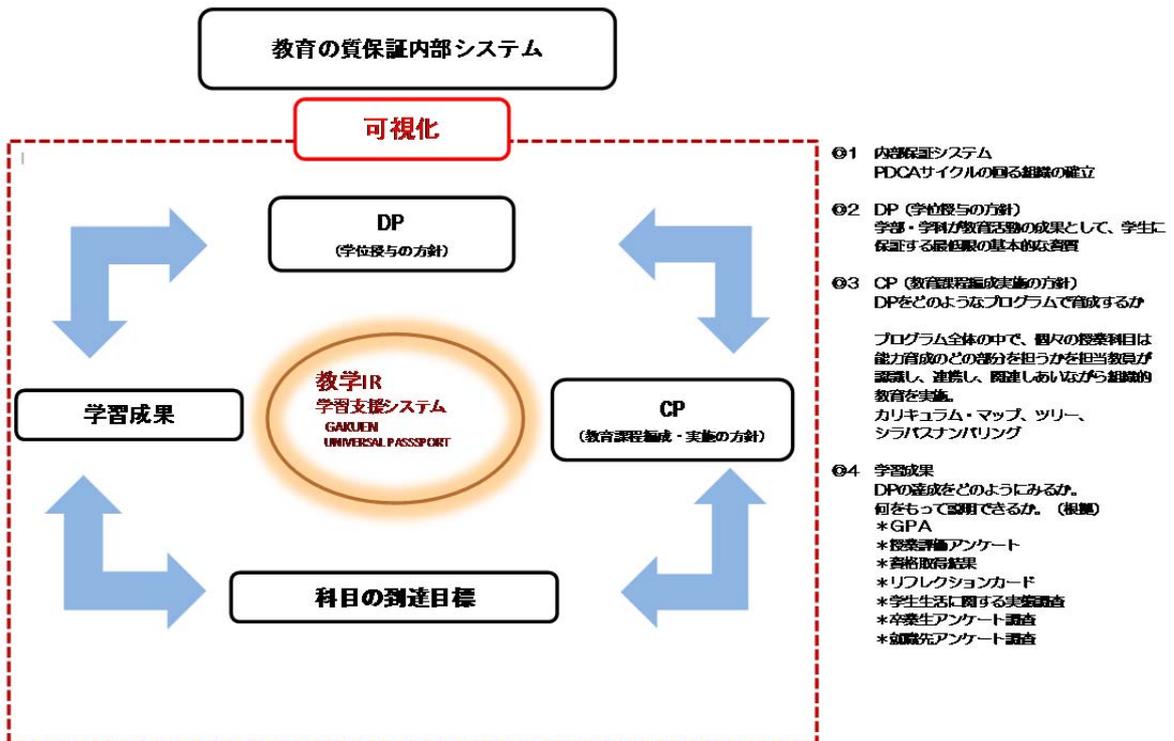
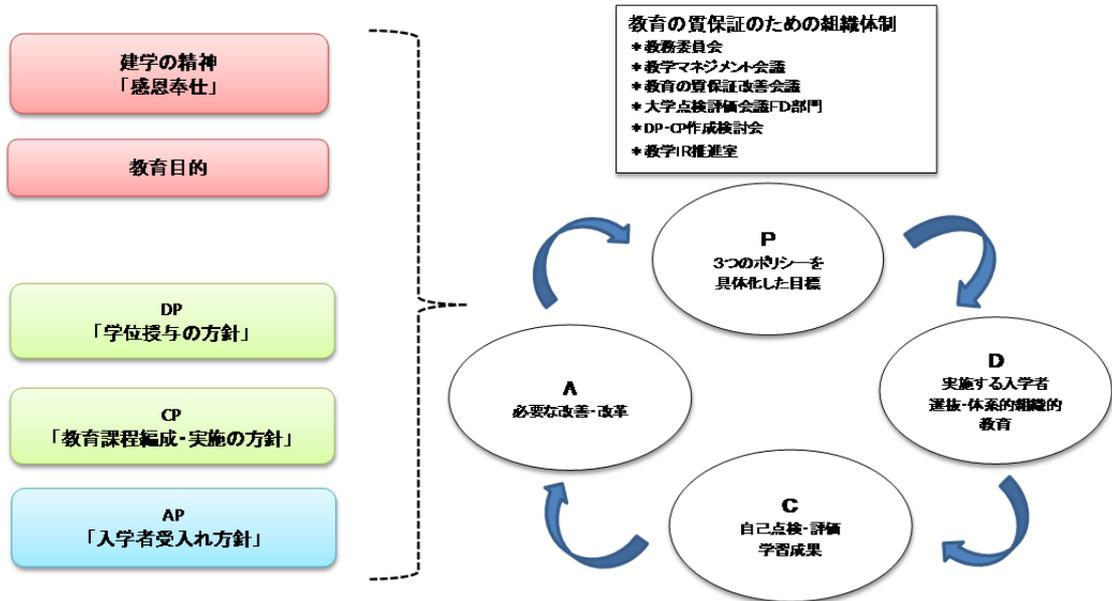


図1 本学における学習成果の査定に関する概念図

(b) 課題

平成27年度から、成績評価方法に「観点別（ルーブリック）評価」を導入し、学位授与の方針に沿った学習成果の達成を具体性のあるものとした。今後は、学科のオリエンテーション時に、学位授与の方針、教育課程編成の方針についての説明やカリキュラムツリーを利用し、科目配置の順序性とシラバスに明記されている成績評価方法などについて説明することで、学生と教員間で共有することをさらに目指したい。

また、2年間で卒業要件を満たし及び免許・資格を取得させるために、学習意欲の低下及び学力不足の学生については、早期の段階での支援が必要である。

今年度は、「大学教学マネジメント検討会」において、学生の成績がどのように伸びていったかを表す「1年次から2年次までの通算GPAの相関図」を示した。このことにより、今後入試形態が異なった学生の学力をどのように伸ばしていくのかという取組みとして、すべての学生に学習成果の獲得を通じた学位授与の方針の達成を保証するために、教育課程やその運用を十分に検討しなければならない。この検討の適切性と有効性を担保するために、GPA値についての妥当性、各教員の成績評価の傾向についての検証等も継続的に行う必要がある。

学習成果の獲得の有無を測ることができる仕組みは、図2のように「学生の成績評価」、学生自身が学習成果の獲得に関して感じた「卒業生アンケート（達成度）」、本学卒業生を受け入れた「就職受入れ先から見た西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート（達成度）」の3つで測るものであり、それらが、一致することで、はじめてDPの達成としての「学習成果の獲得」がなされたものとする。平成27年度の入学生から観点別（ルーブリック）評価を導入したので、今後のデータを蓄積し、分析方法やその分析を基にどのような改善を図るかを検討しなければならない。これと並行して、学習成果に実際的な価値があるかについても、今後も継続的に卒業生及び就職先アンケートを実施することにより、その結果を踏まえながら教職員及び学生が共有できる学習成果の具体化と可視化のための方策の検討が必要である。

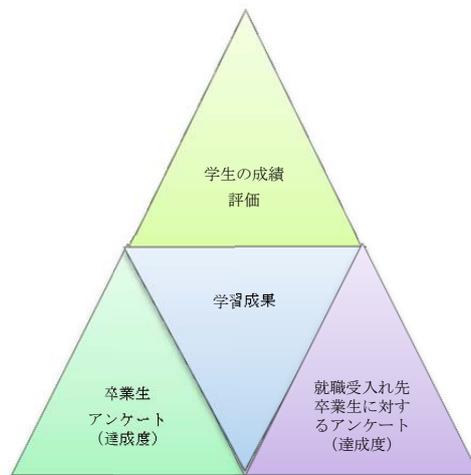


図2 本学が目指す学習成果の仕組み

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

基準Ⅱ-A-5の自己点検・評価

(a) 現状

卒業生の動向把握として、生活創造学科卒業生については、就職課の職員による企業訪問の際や企業の採用担当者が本学に来訪された際に聞き取りを行っている。保育科卒業生については、教員が在学生の実習を視察する際に、卒業生の様子を直接確認するとともに雇用先からの要望を含め聞き取りを行っている。地域の幼稚園連盟や保育園連盟が主催する就職説明会及び意見交換会等には、卒業生の雇用先や卒業生自身が多く参加するため、教員と就職課職員が積極的に参加し、卒業生の動向把握に努めている。聞き取った内容は教員間で共有し、在学生の指導や学習成果の点検に役立てている。就職課への卒業生の来訪は、併設大学とあわせて延べ110人あり、詳細な情報を得る機会となっている。

また、従来の聞き取り調査に加え、「就職受け入れ先から見た西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート調査」(図3)及び「西南女学院大学短期大学部卒業生アンケート調査」(図4)を実施した。調査項目は本学の学位授与の方針の観点別を基本とし、能力やスキルの「必要性」「達成度」を調査した。「就職受け入れ先から見た西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート調査」については、平成27年4月に就職した卒業生が在職する事業所を対象とし、依頼事業所数104、回答事業所数65、回収率62.5%であった。「西南女学院大学短期大学部卒業生アンケート調査」については平成25年4月に就職した卒業生を対象とし、依頼数160、回答数34、回収率21.3%であった。

● 「就職受け入れ先から見た西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート調査」結果について

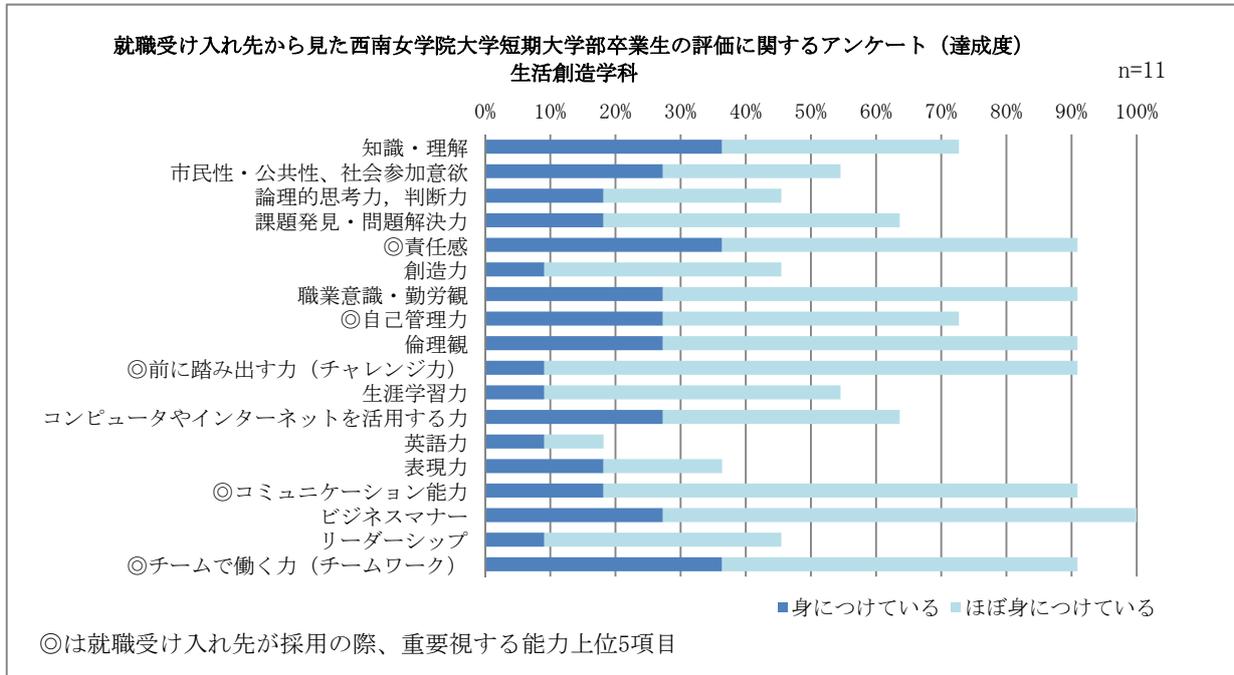


図3-1 生活創造学科

生活創造学科卒業生の評価として、就職受け入れ先の約90%が「身につけている」「ほぼ身につけている」とした能力は、18項目中「責任感」、「職業意識・勤労観」、「倫理観」、「前に踏み出す力（チャレンジ力）」、「コミュニケーション能力」、「ビジネスマナー」、「チームで働く力（チームワーク）」の7項目であった。また、就職受け入れ先が採用の際に重要視する能力は、「コミュニケーション能力」、「責任感」、「チームで働く力（チームワーク）」、「前に踏み出す力（チャレンジ力）」、「自己管理力」の上位5項目を挙げており、その全ての項目で70%以上が「身につけている」、「ほぼ身につけている」としていることから、生活創造学科は良好な評価を受けていると言える。しかしながら、「論理的思考力、判断力」、「創造力」、「表現力」、「リーダーシップ」など評価が低い能力があり、今後の対応が必要である。

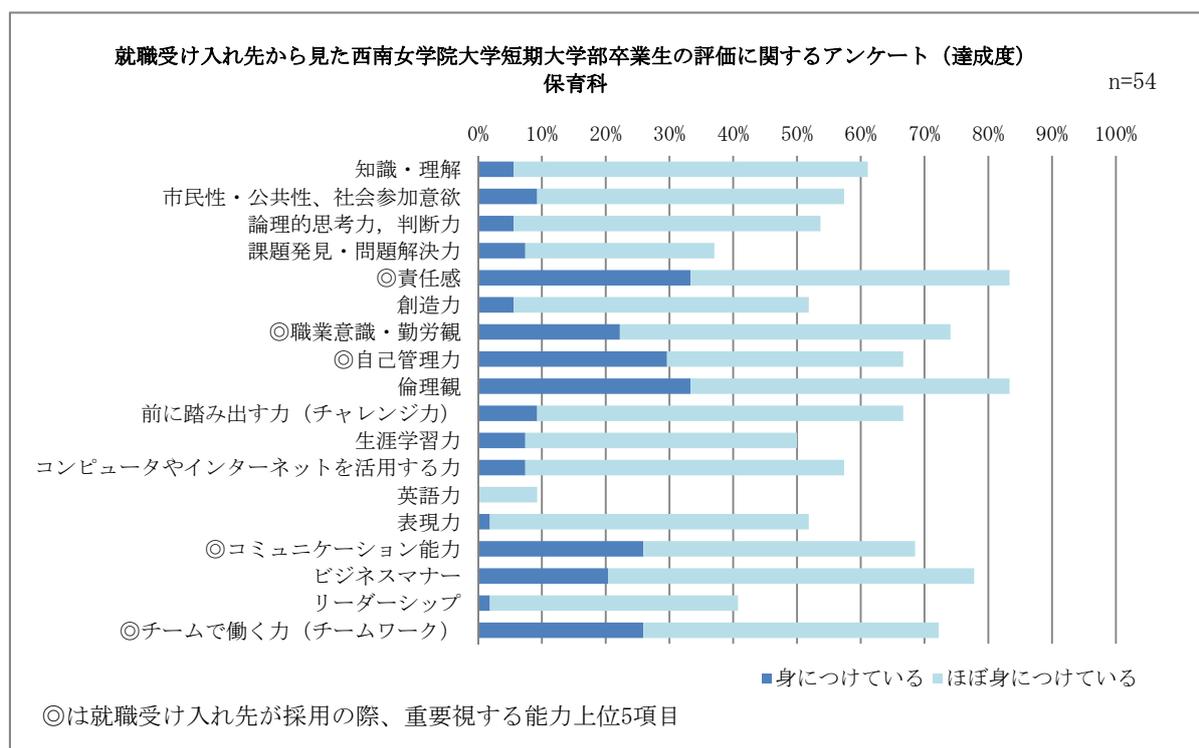


図3-2 保育科

保育科卒業生の評価として、就職受け入れ先の約80%が「身につけている」「ほぼ身につけている」とした能力は、18項目中「責任感」、「倫理観」の2項目のみで、90%以上に達している項目がなく、生活創造学科とは対照的に保育関係事業所は厳しい評価である。

就職受け入れ先が採用の際に重要視する能力の上位5項目のうち、「責任感」、「職業意識・勤労観」、「チームで働く力（チームワーク）」の3項目で70%以上が「身につけている」、「ほぼ身につけている」としている。しかしながら、「自己管理能力」、「コミュニケーション能力」の評価が70%未満だったことや、「課題発見・問題解決力」、「生涯学習力」、「リーダーシップ」など評価が低い能力があるため、今後の対応が必要である。

● 「西南女学院大学短期大学部卒業生アンケート調査」結果について

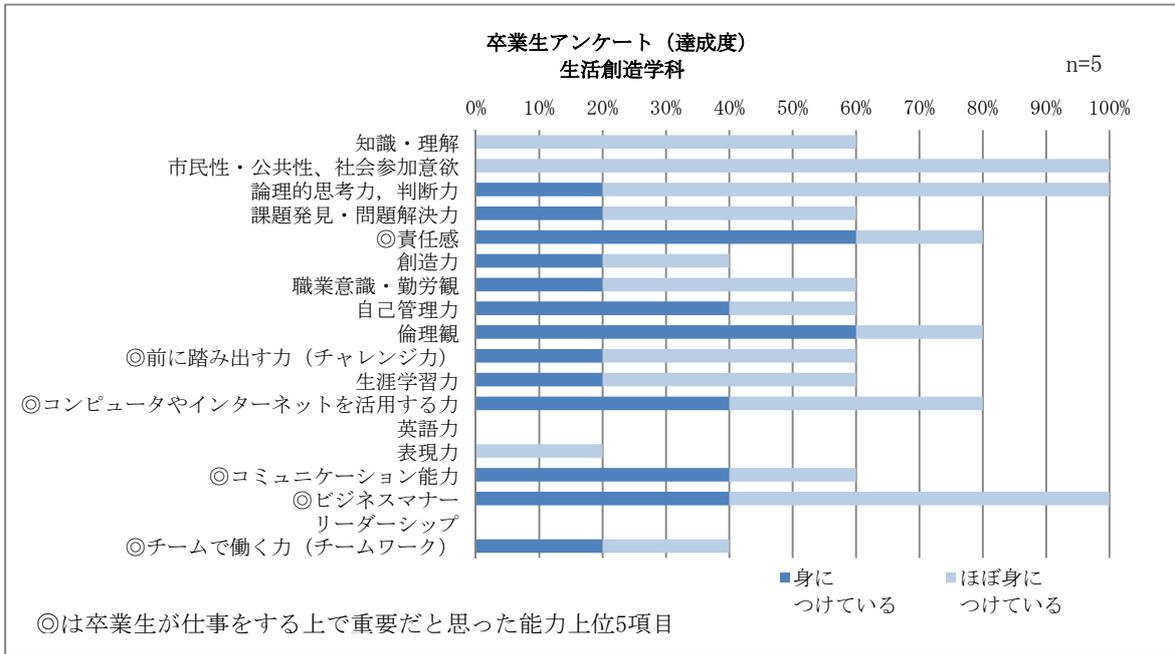


図4-1 生活創造学科

生活創造学科卒業生のアンケート調査結果では、卒業生の80%以上が「身に付けている」、「ほぼ身に付けている」とした能力は、18項目中「市民性・公共性、社会参加意欲」、「論理的思考力・判断力」、「責任感」、「倫理観」、「コンピュータやインターネットを活用する力」、「ビジネスマナー」の6項目となった。また、卒業生が仕事をする上で重要だと思った能力のうち、「責任感」、「コンピュータやインターネットを活用する力」、「ビジネスマナー」の3項目について、80%以上が「身に付けている」、「ほぼ身に付けている」と回答した。その反面、「創造力」、「チームで働く力（チームワーク）」は40%、「表現力」「英語力」「リーダーシップ」は20%以下と低い数値であった。

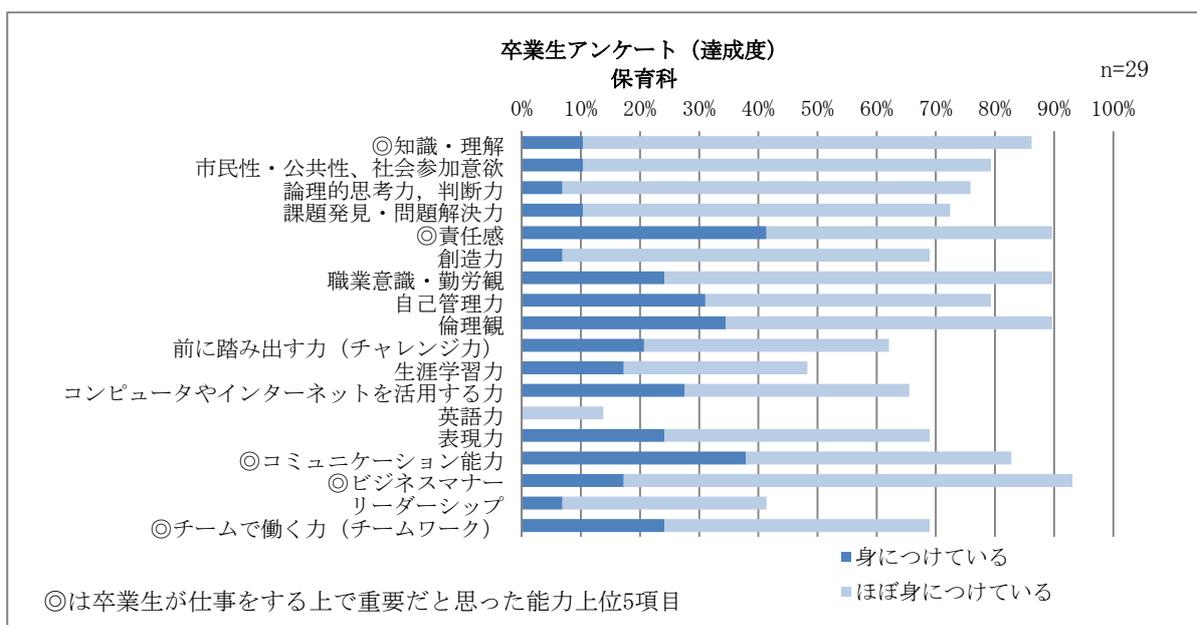


図4-2 保育科

保育科卒業生のアンケート調査結果では、卒業生の約80%以上が「身につけている」「ほぼ身につけている」とした能力は、18項目中「知識・理解」「責任感」「職業意識・勤労観」「倫理観」「コミュニケーション能力」「ビジネスマナー」の6項目となった。また、卒業生が仕事をする上で重要だと思った能力のうち、「知識・理解」「責任感」「コミュニケーション能力」「ビジネスマナー」の4項目について、80%以上が「身につけている」「ほぼ身につけている」と回答した。「リーダーシップ」についての自己評価が他の項目と比較して極端に低く、就職3年目における卒業生の状況が見受けられる。

「就職受け入れ先から見た西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート調査」及び「西南女学院大学短期大学部卒業生アンケート調査」の2つの調査結果については、「就職委員会」を経て、各学科で報告されている。

(b) 課題

従来の聞き取り調査に加え、「就職受け入れ先から見た西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート調査」及び「西南女学院大学短期大学部卒業生アンケート調査」を実施することで、調査対象の偏りが解消され、調査項目も統一できたことから、客観的、統計的な評価が可能となった。

就職受け入れ先アンケート及び卒業生アンケートの結果では、おおむね良好な評価を得ているが、学位授与の方針との関連をみると、80%以上が「身につけている」、「ほぼ身につけている」としている項目に含まれてない学位授与の方針がみられる。学位授与の方針に示している力を十分に身につけ卒業後に活かすことができるよう、教育課程を検討する必要がある。また、アンケート調査を継続的に実施するとともに、より正確な評価を得る

ため、アンケート調査の回収率を上げていく必要がある。

さらに、アンケート結果を教職員で共有し、今後の学習指導や教育内容の改善につなげていくように進めていかなければならない。

テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

学位授与の方針は、各学科のオリエンテーションで教育目的と関連付けて説明する必要がある。シラバスには、学生が履修した科目の単位を修得することにより、学位授与の方針のどの項目が達成されるかが明記されているので、教員と学生とがより共通認識を深めていく必要がある。また、シラバス作成にあたっては、各学科長、教務委員及び教務部長でシラバスの記載内容をチェックし、授業内容や学生が達成すべき行動目標が決められた学位授与の方針になっているかどうかを確認しているが、今後は、科目担当教員以外の学内の第三者がチェックする仕組みを構築する。

また、教育課程の改正においては、入学者受け入れ方針、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の三つの方針の一貫性構築を図るため、「AP・CP・DP 検討会」を設置する。

学生による授業評価アンケート結果を受け、作成された教員によるリフレクションカードを授業改善に活かすための活用方法について検討する。

入学者受け入れ方針については、学位授与の方針との連動を踏まえ、「大学教育を通し、どのような力を発展・向上させるのか」、「高等学校段階までに培ってきた能力をどのように評価するのか」をどのように明示するかを検討する。

「就職受け入れ先から見た本学卒業生の評価に関するアンケート調査」及び「卒業生アンケート調査」を継続的に実施し、本学で得た学習成果が社会で通用しているかどうかを確認し、教育内容及び就職指導の改善を図る。

提出資料

A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成27年度〕
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成27年度〕
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016〔平成28年度〕 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015〔平成27年度〕 3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック〔平成28年度〕 10 学生募集要項2016〔平成28年度〕 11 学生募集要項2015〔平成27年度〕 12 学科リーフレット〔平成28年度〕 13 学科リーフレット〔平成27年度〕

カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	14 授業科目担当者一覧表〔平成27年度〕
シラバス	15 時間割表〔平成27年度〕
	16 シラバス（シラバス専用別途綴り）〔平成27年度〕

備付資料

A 教育課程	
単位認定の状況表	13 成績原簿（単位認定状況表含）・学籍簿
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	14 GPA一覧 13 成績原簿（単位認定状況表含）・学籍簿 15 授業評価アンケート報告書（前・後期） http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/ 16 学生生活に関する実態調査〔調査結果報告書〕 17 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部だいすきにつぼん2015活動報告

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

教員は、各学科の教育目的を理解し、自己の教育活動や学科会での意見交換を通して学習成果の獲得に向けて責任を果たす努力をしている。また、学位授与の方針に対応した成績評価方法・基準に基づいて、筆記試験、レポート、小テスト等を実施し、学外実習については、実習先からの評価及び実習記録をもとに総合的に評価することによって学生の学習成果を適切に把握している。入学から卒業に至るまできめ細かい学習指導を実施するため、アドバイザー制度を設けており、学生との個人面談や保護者との連携を図っている。特に、問題を抱えている学生については、科目担当教員とアドバイザーとの連携を図ることで、学習成果の状況を適切に把握している。また、学生による授業評価アンケートを全学的に学期末毎（年2回）に実施し、その結果報告書を踏まえ、教員は授業内容及び方法を改善し、短期大学として組織的に教育システム、教育環境を整えるための検討資料としている。平成27年度から、学生による授業評価アンケートの結果を踏まえ、リフレクションカードを作成することになった。これは、学生に対する説明責任という観点から評価結果を踏まえた省察や授業改善の具体的方策等を示し、それを教職員・学生間で共有するためのものである。各教員が作成したリフレクションカードについては、本学公式ウェブサイトにて公開している。

教員は、授業内容について、科目担当者間での意思疎通、協力・調整を図っている。生活創造学科では、同一科目で担当者が複数の場合、授業の進度や内容が受講する学生にとって同様となるように配慮している。その際、当該科目の授業を補助する「教育支援職員」が担当教員と共通認識を持ち、情報を共有している。また、保育科では資格取得に関して専門科目間の関連性が高いため、学科会において教育課程の見直しを図る際に科目の内容を確認し、教員間で各科目の授業内容について意思疎通を行い協力体制が取れるようにしている。教員は、毎年実施されている全学的なFD研修会に参加し、それに基づいた継続的

なFD活動を通して、学生の学習成果獲得に向けた授業改善に取り組んでいる。平成27年度は、本学が目指す教育改革の方向性をさらに明確にするため、主体的学習を促すシラバスの在り方、教育の質保証に資する授業評価の改善、初年次教育の重要性とその意義等についてのFD研修会を実施した。

事務職員は、「教務委員会」、「学生委員会」、「就職委員会」をはじめとする各種委員会の運営に参画しており、学習成果を確認している。教務課では、学務システム（GAKUEN）を通じて、学生の単位修得状況及び免許・資格取得状況、休学者・退学者の状況の結果により、各学科の教育目的の達成状況の把握に努めている。学生の修学指導、学習支援、生活指導、キャリア支援（資格取得・編入学・就職支援を含む）、奨学生選考、課外活動等を通じて、教員との連携の下、学生の学習成果の獲得に貢献している。

これらの指導・支援のための知識・技能向上を図るため、学内においてSD研修会を開催している。また、「北九州私立大学・短期大学連携事業」として行われるSD研修会にも参加を促し、大学及び短期大学に求められる教育の質的転換の方向性についての共通認識の形成に努めている。図書館では、学生の学習向上を図るため、図書・雑誌・新聞・視聴覚資料等を適切に収集し、提供を行っている。入学後の新入生オリエンテーションでは、「利用案内」を配付して、学科ごとに図書館内の説明をすることで、早期に図書館利用の意識化を図っている。また、学生の資料収集等のサポートのため、レファレンス・サービスを実施しており、シラバスに記載されている参考図書や指定図書を学科・教員ごとに並べたコーナーを設けるなど教員との連携で学習向上の支援を行っている。授業に必要なレポート・論文作成のための資料収集・作成法についても、文献検索ガイダンスを実施するほか、検索方法のマニュアル等の作成や図書館各階に情報検索コーナーを設置し、蔵書検索システム（OPAC）やデータベース検索についての利便性を図り、随時個別に指導を実施している。

教職員は一人1台以上の占有できるコンピュータが貸与されており、教材やプレゼンテーション資料の作成など効果的な授業の実現や、学務システム（GAKUEN）を中心とした業務用システムを利用し、円滑な学校運営に役立てている。また、学務システム（GAKUEN）では、カリキュラム情報、学生情報、履修情報、成績情報を管理しており、学務システム（GAKUEN）と連携したWEBサービス学生支援システム（UNIVERSAL PASSPORT）により、研究室からのシラバス作成、成績入力処理などを実現している。さらに、タブレット端末などの新しい情報技術の導入や学務システム（GAKUEN）を利用した学生データの一元化の推進など、教育課程及び学生支援の充実のための技術向上に取り組んでいる。

(b) 課題

WEBサービス学生支援システム（UNIVERSAL PASSPORT）等を通じて、学習成果獲得のための学生支援を充実したものにしていくためには、学生情報の一元管理をさらに進め、複数部署が連携して学生支援を行える体制づくりを検討する必要がある。

また、教育改革の組織的取組を進めていくためには、私学助成について、その現状とこれからの展望を理解しておく必要がある。

アクティブ・ラーニングの推進にあたり、学生が自主的学習を行う場としての空間（＝

ラーニングコモンズ) 整備も重要な要素となっているため、平成28年度に図書館内に設置する方向で検討を進めている。設置にあたっては、学生への人的支援が必要とされるため、職員の資質向上のための研鑽が重要となってくる。それに加えて、学生が必要とする機能を検討し、利便性向上につなげていく必要がある。さらに、平成28年度から、学生に能動的学修の基盤となるアクティブ・ラーニングを授業に取り入れるための空間を演習室の形式で提供できるように準備している。今後は、アクティブ・ラーニングによって、どれだけの学習効果が期待できるかの調査も必要となってくる。

今後、WEBサービス学生支援システム (UNIVERSAL PASSPORT) の利用を促進するため、教職員が閲覧できる情報の整理や権限を検討し、学生支援の充実を図る必要がある。また、WEBサービス学生支援システム (UNIVERSAL PASSPORT) の学生利用を促進するためには、自宅からでもインターネット経由で接続できる環境を構築することも併せて検討する必要がある。さらに、教職員のコンピュータ利用技術の向上のため、情報技術の進歩にあわせ、情報システムの導入方針を定期的に確認する必要がある。

学生支援については、モチベーションの低い学生、障がいを持った学生などについて、個人情報に注意しながら、教員及び関係部署と連携し、積極的な学生支援を展開していく必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

基準Ⅱ-B-2の自己点検・評価

(a) 現状

学習成果の獲得に向けて、年度初めにオリエンテーションを2日間実施し、教育方針、教育課程、単位取得、免許・資格、学生生活について、『キャンパスライフ 学生生活ガイドブック』を配付し、単位修得や履修に関する事項、免許・資格取得等に関する事項についてのガイダンスを実施している。また、自己の目標を明確にし、学習を進めていけるよう各学科で新入生研修を実施している。

基礎学力が不足している学生には、補習授業という形態ではなく、各科目担当教員が、レポートや指導案の添削、個人面談などを、通常の授業時間外に行い個別対応している。

本学ではアドバイザー制度を整えているが、アドバイザーの役割を明確化するため、平成27年度に「アドバイザーの指針」を作成し、学習や進路など学生生活全般にわたって相談に応じ、助言や指導を行う体制を整えた。特に、履修登録時には前年度もしくは前学期の成績等を参考にアドバイザーだけではなく教務課も個別に指導を行う体制を整備している。特に支援が必要な学生については、アドバイザーが、学生課・学生相談室・保健室との情報共有を行い、連携を図っている (図5)。

アドバイザー制度 フローチャート

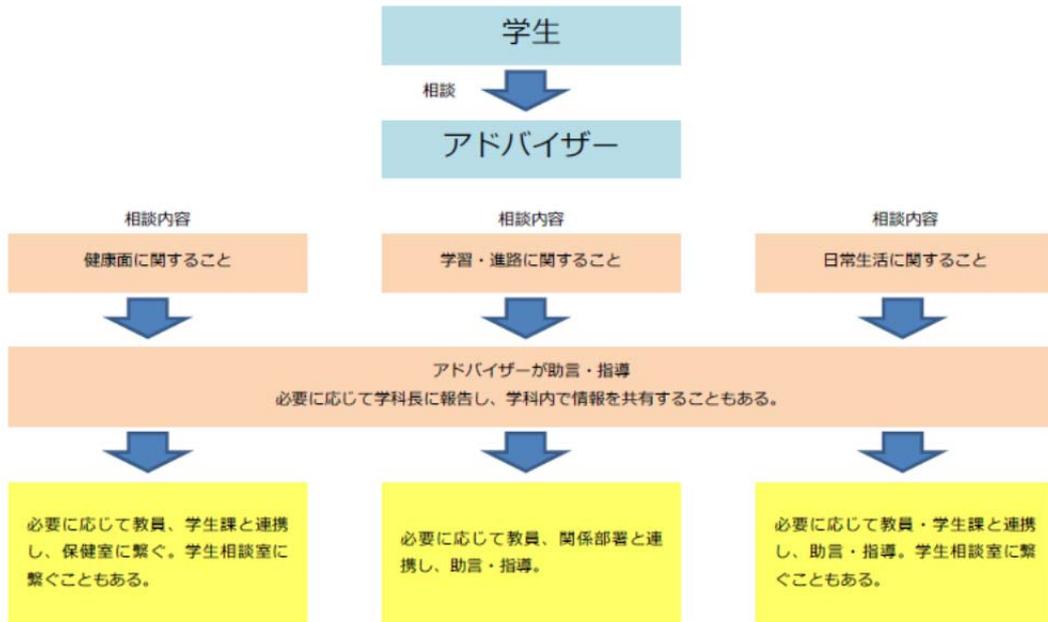


図5 アドバイザー制度のフローチャート

平成28年度から専任教員に対し、一部の科目を除き、学生支援を充実させる目的のひとつとして出席管理システムを導入する。このことにより、科目担当者が学生の出席状況を把握した上で、欠席が続く学生がいた場合はアドバイザーへ連絡し、個別指導を行うことで、学生の休学・退学を防止する。

それに加えて、平成27年度から休学・退学防止のための学科における取組み状況（学科の方針、要因分析、改善策）を作成し、休学者・退学者数の把握に努め、退学防止につなげている（図6）。

平成26年度学科の方針 (対応)	平成26年度退学者数 及びその要因分析	平成27年度学科の対策 (改善策)
<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導 ○履修指導 ○学業不振者指導 ○授業欠席者への指導 ○学生生活指導 ○保健室・学生相談室との連携対応 ○保護者への対応 ○その他 	<p>※ 退学者数とその要因に関する記述（分析）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導 ○履修指導 ○学業不振者指導 ○授業欠席者への指導 ○学生生活指導 ○保健室・学生相談室との連携対応 ○保護者への対応 ○その他

図6 休・退学防止のための学科における取組み状況の把握の流れ
(平成26年度～平成27年度)

(b) 課題

『キャンパスライフ 学生生活ガイドブック』については、A4判化が標準規格の中、本学ではB5判で作成されている。平成28年度はA4判に変更し、レイアウト等も学生に分かりやすいように変更するが、今後も改善を重ねていく。

多様な入試形態で入学する学生が増える中で、基礎学力が不足している学生を早期に指導できる体制を整える必要がある。

学生支援を充実させるためにオフィスアワーを学生に周知し、全教員が相談・指導に対応できる体制を整備した。平成27年度は、掲示場所の統一（各学科所定の掲示板に掲示）と本学公式ウェブサイトへの公表（学外者には閲覧制限）を行った。平成28年度は、本学公式ウェブサイトにて一般公開を開始するが、今後は、オフィスアワーの活用状況調査を実施し、活用の促進をどのように促していくのかを検討する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

基準Ⅱ-B-3の自己点検・評価

(a) 現状

学生の生活支援のための教職員組織として、学生課、保健室、学生相談室がある。これらの部署では、学生指導全般、生活マナー指導、奨学金貸与・給付や授業料減免等の経済的支援、課外活動（学友会活動）支援・指導、学生の健康管理、メンタルヘルスケア、障がいのある学生に対しての支援、防犯対策と交通安全指導、アパート・マンション紹介等について学科教員と互いに連携を取りながら組織的に行っている。さらにきめ細かい指導・支援を実現するために、教員によるオフィスアワーやアドバイザー制度を取り入れた相談体制を設けている。

学生が主体的に参画して取り組む活動の場として学友会があり、総務のほか、各部各同好会等を置いている。本学では、学友会所属の部・同好会等に対して部室・グラウンド・セミナーハウス等の使用を認める施設・設備面での支援のほか、サークル運営費補助等の経済的支援、部・同好会等顧問（専任教職員）の活動支援・指導により学友会活動の活性化を図っている。入学時のオリエンテーションでは、サークル紹介の時間を設け、学生がサークル活動を体験できるように支援している（サークルの種類については、表6を参照）。なお、外部から指導員を招き、活動の充実を図っている部もあり、指導員謝礼金の補助も行っている。さらに学生の自主性を尊重し、責任者1名を含む構成員10名以上を有し、目的及び活動内容が既存の部・同好会等と同一でない団体で教職員の顧問委嘱承諾があれば、愛好会としての立ち上げも認めている。このように多種多様な支援を行っているが、在籍者数に占める部加入率は平成27年度19.2%であり、漸減している。

表6 サークル一覧

分類	サークル名称 () 内の数字は短大生の加入者数	
体育系 サークル	排球 (2) 硬式テニス LUCIS (チアリーディング) 水泳 舞踏研究 (社交ダンス) バスケットボールB (1) SDC (創作舞踊) バドミントン フットサル	陸上 (1) バスケットボールA 弓道 剣道 (1) 軟式庭球 LOD (ダンス) (6) 卓球 (2) 柔道 バレーボールB (2)
ボランティア サークル	北九州ボランティアリーダー会 (2) ホスピス研究会 青い鳥	アンブラーテ 九州看護大学生交流サークル
音楽系 サークル	GROOVY FLOCKS (2) フォークソング	吹奏楽 (6) 合唱部クール・ベルフィーユ (3)
文化系 サークル	華道 (1) 料理研究 茶道 (1) 書道 ISA PHOTO (2) 映像制作愛好会 (1)	美術 児童文化 (24) 演劇 ESS フランス文化研究会 ITK (イラスト製作) (6) KOIKOI (ボードゲーム) (1)
その他の サークル	大学祭実行委員会 (12)	学友会総務
学友会以外	ハンドベルクワイヤー (1) Golden Z Club	生協委員 (西桜会)

キャンパス・アメニティとしては、学生の憩いの場として、各校舎のホールにはテーブルや椅子を配置し、校舎外にはベンチを設置している。大学生協が運営しているカフェテリア形式の食堂では、安心・安全な食材を使用し、学生の健康面に配慮したメニューを提供しており、営業時間は10時30分から19時までで、学生のニーズに応え夕食にも対応している。また、食事時間以外は談話室として機能している。この他にも大学生協が運営している売店が2か所あり、主要校舎には自動販売機のコーナーを設けている (表7)。

表7 学生の居場所としての施設・空間、食堂、売店の設置の概要

施設・空間・室の名称等	概要	備考	
施設 空間	2号館1階談話室	座席数142、テーブル	学生の憩いの場として活用している。
	5号館1階ホール	座席数42、テーブル	
	6号館1階ホール	座席数70、テーブル	
	7号館周辺	ベンチ14台 (56席分)	
	8号館1階ホール	座席数24、テーブル	
	中庭花時計周辺	座席数150、テーブル	
談話室・食堂 (7号館1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房床面積94㎡ ・食堂・談話室床面積378㎡ ・座席数280席 ・営業時間 (10時30分～19時) 	カフェテリア形式により大学生協が運営。安心・安全な食材を使用し、健康面にも配慮したメニューの提供や時節等に合わせた各フェアを実施している。	
売店 (3号館1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗床面積197㎡ ・営業時間 (8時30分～17時) ・書籍、文具、弁当、パン、生活用品等を販売 	大学生協が運営。	

売店 (2号館1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗床面積34.57㎡ ・営業時間 (10時～16時30分) ・弁当、飲み物、焼き立てパンなどを販売 	大学生協が運営。
---------------	---	----------

平成27年度は、アパート・マンション暮らしの学生の割合は11.3%であった。本学では学生寮を設置していないため、本学近辺で安全面など生活する上で良い環境にあるアパート・マンションの中で、本学の学生だけが入居でき、誠実な管理運営のできる管理人が置かれている物件を指定マンション（2物件）に認定し、本学から徒歩20分以内の安全面など良い環境にある一般のアパート・マンションと共に学生に斡旋している。

本学は、交通の利便性の高い場所にあるが、自転車利用の学生のために、学内3か所に合計270台収容可能な駐輪場を設置し、通学のための便宜を図っている。また、入学時のオリエンテーションでの警察による交通安全指導、交通安全対策のためのポスター掲示により、学生の通学時の事故防止に努めている。特に、自転車利用のルールについては、本学の保護者向け情報誌「Face to face」にも記載し、保護者にも協力を求めている。

学生への経済的支援では、本学独自の奨学制度・授業料減免制度として、「特別奨学生制度（スポーツ活動優秀者奨学金）」、「一般奨学生制度」、「特待生制度」があり、その他日本学生支援機構・地方自治体等の外部奨学金等についても周知を図っている。特に、学業成績優秀な学生に対して年間授業料の半額に相当する額の奨学金を給付する「一般奨学生制度」は、応募者の中から前年度の学業成績を基に選考が行われるが、応募者のいない学科・学年もある。

表 8 平成27年度の外部奨学金の採用状況

奨学会名称	奨学生数
日本学生支援機構 第一種	41
第二種	74
北九州市奨学資金	1
大分県奨学会	2
下関市奨学金	1
沖縄国際交流・人材育成財団	1
計	120

学生の健康管理を担う保健室には看護師1名（専任職員）がおり、定期健康診断、個別的健康相談、けがや病気の応急処置などの対応を行い、急病時には教員（医師）に協力を要請し、必要な場合には医療機関につなげている。このように学内での傷病などに対しては、応急処置を行える態勢を整えている。AEDも学内2か所に常設しており、学生及び教職員向けにAEDの講習も毎年、実施している。

メンタルヘルスケアは、学生相談室を週3日開室し、3名の非常勤カウンセラー（臨床心理士）が相談に応じている。開室日以外は、保健室が窓口となり学生相談室につないでいる。授業や学生生活の中で不安や問題を抱えている学生の情報は、各学科ともに学科会で全教員に共有され、学科長を中心にアドバイザー、教員、関係事務職員で当該学生に対しての支援・指導を行っている。また、教授会とカウンセラーとの懇談会を年1回開催し、

メンタルヘルスケアの現状についての相互理解と連携を図っている。さらに、学生相談室では、学生の自己理解を深めることで不適応への予防的援助あるいは適応への促進的援助を行うことを目的に心理テストの実施、心の健康調査（UPI）によるハイリスク学生のスクリーニング及び電話連絡、「学生相談室だより」の定期発行、こころの健康に関するリーフレットの配付、ストレスマネジメントのワークショップの実施など、メンタルヘルスケアを必要とする学生に対して、学生相談室利用のきっかけをつくる様々な工夫を行っている。

学生生活の意見や要望については、学内3か所（教務課・就職課・学生課）に設置された「意見箱」に投書があった意見を各部署の責任者が回答し、改善に取り組んでいる。また、12月実施の1、2年生対象の「学生生活に関する実態調査（1年生には共通調査と入学前調査を、2年生には共通調査と卒業前調査をそれぞれ実施）」により学生の意見や要望の聴取に努めている。留学生については、過去3年間受入れはないが、学生課と学科のアドバイザーが密接な連携をとりながら、学業と生活面における支援を行うことになっている。

社会人学生については、一般学生と同様に各学科のアドバイザーが学習や生活に関する相談に応じ、助言や指導を行っている。また、オフィスアワーを利用して当該授業科目担当教員に相談することも可能である。

障がいのある学生については、それぞれの障がいに適ったサポートを積極的に行っている。毎年、障がいを持つ学生が入学しており、学科での確認により授業に必要な支援を行うとともに、アドバイザーが定期的に面談を実施し、学生相談室との連携も図っている。

施設・設備に関しては、校舎6か所にスロープ、4か所にエレベーター、8か所に自動ドア、8か所に障がい者トイレ、階段の手すり、障がい者専用駐車場及び車椅子など、バリアフリー設備を整備している。平成28年4月からの障害者差別解消法の施行に伴い、教職員の理解促進・意識啓発を図る目的で、平成27年度末に全教職員対象の「障害者差別解消法施行に伴う高等教育機関に求められる対応に関する研修会」を実施した。平成28年度以降も障がいの種類とその支援・配慮事例等に関する研修会を実施予定である。

学生の社会的活動への参加については、学科の専門性を活かして、積極的に貢献するように支援している。生活創造学科のゼミでは、「社会とのつながりを持って成長してほしい」との思いのもと、前年度に引き続き、平成27年度も、学生が様々なレシピコンテストや統計グラフコンクールに応募し、受賞している。また、学生が製作した「お菓子の家」を地元企業と連携し、市内のデパート等に展示した。保育科では、北九州市立子育てふれあい交流ひろばにおいて、授業（「保育総合表現」「キャリア講座」）の一環として親子を対象とした音楽劇や親子ふれあひあそびを行っている。また、大学と共同で実施している近隣の小学生を対象とした「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部だいすきにつぼん」や「いきいきチャレンジキッズ」には、ゼミ活動及びボランティア活動を通して遊びの実践を行っている。他にもゼミ活動や保育科を中心としたサークル活動（児童文化部）として、北九州市内の市場の一角で地域の親子を対象に様々な人が集まる場における交流を深めるためのワークショップを開催している。また、地域の保育園の子育て支援センターの地域世代間交流イベント「地球っ子あつまれ」では、遊びのブース（保育室）が与えられ、そこでは乳幼児及び保護者が共に楽しめる、幅広い対象年齢を考慮した遊びを提供すると同

時に、地域の高齢者から遊びを学ぶ機会にもなっている。

これらの活動における場の提供は教員が行っているものの、内容は学生を中心として練られており、実習とは異なる対象や遊びを意識した取組みがなされている。このように本学では、社会的活動を通して地域社会に貢献し、他者と共生できる社会人としての意識を養っている。学生課はボランティア活動の情報について、精査したものを学生課掲示板に掲示し、学生の参加を促している。しかしながら、社会的活動の推奨は行っているものの、学生は授業の予習・復習等に追われ社会的活動に参加する余裕がなくなってしまうのが現状である。

(b) 課題

学習成果の達成が困難な学生には、家族関係や生活習慣等を十分把握した上での、きめ細かな支援が必要なケースがある。また、学生の多様化を含め、こうした学生への支援をするためには、関係部署が情報の共有・連携を強化し、アドバイザーに対してよりきめ細かな情報の提供を行い、学生をフォローできる体制をつくる必要がある。

学友会の部・同好会等については、加入率が漸減している。部・同好会等への加入は、学生一人ひとりが将来社会で働くために必要なコミュニケーション能力等を身につけることにもつながると同時に、学生生活の活性化につながることを考えられることから加入を促進していく必要がある。

女性の社会進出がめざましいことを考えると社会人の学び直しの検討も必要である。学び直しにより、潜在化した労働力を呼び戻すことができれば、それは社会貢献のひとつと考える。また、経済的な問題を抱える学生に対応するため、長期履修制度についても検討を進めていく必要がある。

本学の「一般奨学生」の募集枠に対して、応募者が満たされていない学年もあり、学生が利用しやすいように奨学制度の名称変更や奨学生規程の改正を検討していく。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

基準Ⅱ-B-4の自己点検・評価

(a) 現状

進路・就職支援のための教職員の組織として、就職課、「就職委員会」がある。

平成27年度は、「就職委員会」で推薦応募の取り扱いについて、手続き方法、選考基準及び決定方法などを文書で確認した。就職内定状況の把握及びインターンシップ実施状況等について各学科間で情報を共有して学生支援につなげた。

また、平成27年度に実施した卒業生に対する評価についてのアンケート結果を公表し、今後各学科において分析、検討していくことを確認した。

生活創造学科では、キャリア教育と学生支援の効果的な連動を目的として、科目担当教員と就職課が講義内容についての情報交換、意見交換を行い、一部授業内で就職課から就職支援に関するセミナー等の説明を行った。しかしながら、セミナー等への参加者が少数に留まり、学生の職業（業種）についての理解を十分に深めることができなかった。

保育科では、就職委員と就職課が協働で就職ガイダンス（就職活動について、履歴書の書き方等）や社会人マナー及び面接対策セミナーを実施した。従来は実習園での就職を希望する学生が多く見られたが、近年は実習園以外を希望する学生も増えつつあるなど保育科学生の就職活動に変化が見受けられる。

進路・就職支援のための組織的な取組みを補完する役割を担うものとして、アドバイザーやゼミ担当教員の存在がある。「進路登録カード」を共通のツールとして、学生の進路希望等に関する情報を共有し、就職課や「就職委員会」における施策に連動しながら学科内教育の立場から学生への支援に関わることができる。また、進路就職支援に関する各種プログラムの内容について、学科からの要望をくみ取るための配慮もなされている。

平成27年度については、本学学生対象の企業求人は561件、保育系求人は681件を受理し、掲示、ファイリング資料作成、さらに、WEBサービス学生支援システム（UNIVERSAL PASSPORT）を活用して学生へのメールの配信等で就職斡旋業務を行った。また、学生面談件数は、本学及び併設大学合計で6,632件、本学の学生については、ほぼ全員との面談を行い、個人指導に重点を置いた就職支援を積極的に行った。企業訪問等の求人開拓件数は、169件である。北九州市内、大分県及び山口県の企業との交流会にも出席し望まれる人材像の把握等の情報共有に努めた。また、就職課では北九州市内の幼稚園、保育園等との連携も積極的に行っている。

資格取得支援として医療事務検定講座、秘書技能検定講座を開講した。また、就職支援対策として公務員セミナー、筆記試験対策セミナー、自己分析に関するセミナー及び面接対策セミナーを実施し、有料講座として公務員講座、筆記試験対策講座、面接対策講座を合わせて開講した。

卒業時の就職状況は、業界別、職種別、勤務地別にデータ化しており、各学科及び就職課において就職支援に活用している。また、就職ガイダンスで「就職状況資料」として配付している。

平成28年度に大学への編入学を希望する学生は、生活創造学科1名、保育科1名で、教員及び就職課の指導のもと、2名ともに希望の大学に進学した。大学編入希望者への支援は、学習支援の観点から学科教員の果たす役割は大きい。

(b) 課題

「就職委員会」で卒業生に対する就職先事業所の評価及び卒業生へのアンケートの結果についての分析、協議を進め、今後の就職支援、各学科の教育内容の充実を図っていく。

来年度から学科別に学生面談数及び相談内容を集積し、それらの傾向の把握を行い、就職支援に役立てる。

本学学生の検定合格率については、医療請求事務2級89.5%で昨年比9.5%上昇し、秘書検定2級は24.1%で昨年比5.5%下落した。引き続き合格率を上げる方策を考える。就職支援対策セミナーは、併設大学と合同で昼休みなどを利用して実施したが、参加者が少数にとどまっていたため、本学学生が参加しやすいように今後の対策が必要である。

生活創造学科でのキャリア教育における就職支援の方法を再考し、一般企業の職種について理解が深められるような就職支援行事などを開催するとともに、学生動員方法を検討する。また、保育科では、就職につなげるため、1年次の実習先の選択方法についても就

職課との連携を図り、早期からの就職支援方法について協議し、検討する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

(a) 現状

入学者受け入れ方針は、学生募集要項及び本学公式ウェブサイトにより、受験生、保護者に明確に示している。あわせて「入学までの学習」を示している。

「入学までの学習」として示している内容は以下のとおりである。

【入学までの学習】

学科における専門教育は、高等学校での教育内容を理解していることを前提に行われます。したがって、高等教育における各教科について、次のことを入学するまでに学習しておくことが望まれます。

【生活創造学科】【保育科】

【国語】

基礎的な読解力、表現力、コミュニケーション能力、思考力

【地理歴史・公民】

各科目における基礎的な知識及び社会事象に対する関心

【数学】

基礎的な数学の知識と計算力

【理科】

自然や科学の基本的な知識や好奇心

【外国語】

ある程度のリスニング能力及び文法に関する基礎的な知識

これらについては、進学相談会、高校内ガイダンス及びオープンキャンパス等においても説明している。高校教員に対しては、教員対象の入試説明会を本学（北九州市）の他6会場（福岡市、山口県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）で開催し、入学者受け入れ方針及び募集概要の説明を行っている。入学者受け入れ方針は、平成28年度入学生から学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の改定により学位授与の方針と連動したものとなっている。

広報、入試事務体制として入試課を設置し、学生募集広報や入学試験業務を行っている。受験の問い合わせには、主に入試課が窓口となっているが、内容によっては学内関係部署とも連携し、対応している。

本学の入学者選抜では、学生募集要項に出願資格及び選考方法を示し、推薦入学試験、特待生入学試験、自己PR入学試験、AO入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験を実施し、多様な選抜を行っている。

る。合格者の判定は、入学試験会議を経て教授会において行われる。いずれの試験も公正さ、妥当性、機密保持に配慮している。

入学手続きを完了した入学予定者に対しては、入学前課題を課すことについて学生募集要項に明示している。内容と分量は、高等学校の学習に支障が無いよう配慮し、学科が定めた課題を送付している。課題は入学後に提出させ、各学科の教員が授業を通じて成果を確認するとともに、授業理解につなげる支援を行っている。授業や学生生活等に関する問い合わせには個別に対応し、必要な情報を提供している。

学習及び学生生活については、入学後に、学科プログラムを中心とした新入生オリエンテーションを実施し、建学の精神及び教育目的から2年間の学生生活に関する流れを含めたプログラムを編成し、学生生活を円滑にするための支援を行っている。

(b) 課題

受験生が学科の特性を十分理解できるよう、本学公式ウェブサイトと学生募集要項に入学受け入れ方針を掲載し、説明しているが、中途退学者の退学理由には、進路選択のミスマッチによる学習意欲の低下がみられる。今後は、入学試験の面接においても入学受け入れ方針を理解した上で志望しているのかを確認できるよう、面接評価記入用紙の項目を改訂する必要がある。

また、各学科の入学前課題は、学生に身につけて欲しい力の基礎となる内容を取り上げており、課題内容は毎年学科教員により検討されているが、今後は、提出された課題から入学生の個々の弱点や強みを見出し、初年次教育につなげられるように活かしていく必要がある。

テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

学務システム（GAKUEN）を活用し、学習成果獲得に向けて学生情報の一元管理をさらに進め、教員と関係部署が連携して学生支援を行う体制づくりを整える必要がある。

「授業評価アンケート」、「学生生活に関する実態調査」及び「卒業生アンケート」の結果により、学生の本学に対する満足度を把握し、質の高い学生支援の向上を目指す。

また、学生にオフィスアワー、アドバイザー制度について明確に示すとともにその活用状況についてデータを収集し、学生の特性を把握できる方策について検討する。

平成27年度から各学科で「学科の方針（対応）」、「退学者数およびその要因分析」、「学科の対策（改善策）」を記載した「退学防止のための学科における取組み状況」の作成を始めた。今後はこれらの対策、要因分析、改善策についてPDCAサイクルを回し、退学防止に取り組む。

提出資料

B 学生支援	
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	3 2016キャンパスライフ 学生生活ガイドブック [平成28年度] 4 2015キャンパスライフ 学生生活ガイドブック [平成27年度]
短期大学案内（2年分）	1 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2016 [平成28年度] 2 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2015 [平成27年度]

募集要項・入学願書（2年分）	10 学生募集要項2016〔平成28年度〕
	11 学生募集要項2015〔平成27年度〕

備付資料

B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	18 学生生活に関する実態調査〔調査結果報告書〕
就職先からの卒業生に対する評価結果	19 就職受入先から見た卒業生の評価に関するアンケート調査
卒業生アンケートの調査結果	20 卒業生アンケート調査
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	21 入学志願者用配付資料集
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	22 入学前課題 23 ピアノ初心者対象事前対策
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	24 新入生履修説明資料 25 UNIVERSAL PASSPORT操作マニュアル
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	26 学生個人情報記録様式
進路一覧表等の実績についての印刷物等（平成25年度～平成27年度）	27 就職（進路）報告届
GPA等の成績分布	14 GPA一覧
学生による授業評価票及びその評価結果	15 授業評価アンケート報告書（前・後期） http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/
	28 授業リフレクションカード綴り（前・後期） http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/
社会人受け入れについての印刷物等	学生募集要項2016〔平成28年度〕 ※提出資料10 学生募集要項2015〔平成27年度〕 ※提出資料11
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD活動の記録	29 FD研修会活動記録等綴り
SD活動の記録	30 SD研修会活動記録等綴り

基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

平成25年度に「将来計画検討プロジェクト」会議が組織され、建学の精神に基づいた5つのプロジェクトチームが発足した。「教育の質保証プロジェクト」会議では、①カリキュラムに関する組織・マネジメントの改革、②教育課程の体系化、③シラバスの充実、④学修の質の向上、⑤学修時間の確保、⑥学生支援・学習環境の充実、⑦高大連携、地域貢献の推進、について検討した内容について、平成25年度から平成27年度までの履行状況を確認し、教育の質向上に向けたPDCAサイクルを構築した。平成26年度には、検討項目⑧として、「学習成果の検討」を追加し、成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置についての検討を行った。

「検討項目⑧」の追加により、学位授与の方針、教育課程・編成の方針の検証を行い、学位授与の方針については、「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲」、「態度」、「技能・表現」の5つの観点を設けた。学生に体系的な学びをわかりやすく理解してもらうためにカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを作成し、平成27年度入学生から『キャンパスライフ 学生生活ガイドブック』に記載した。また、平成27年度から、学位授与の方針に5つの観点を設けたため、それに伴い成績評価（達成度評価）も観点別（ループリック）評価とし、シラバスに明記している。

以上の3年間にわたる検討を踏まえて、平成28年度からは、新たに教学マネジメントの将来計画を次のとおり立案する。教育課程の質を保証するための措置として①教育課程の質を保証するための全学的取組に係る組織体制の強化を図る、②教育目的を時代のニーズ

に於いて具現化した教育課程の編成をする、③教育課程の質を保証するための運営を推進する、④教育環境の充実を図る、地域に根差した歩みを推進するための措置として①教育と連動した地域貢献の推進、②地域・産官学連携の推進、③地域連携・貢献の体制整備、を検討していくように計画している。

本学では2年間という短い学生生活の出会いの中で、教員との出会いが最も大きなものの一つであると捉えており、この貴重な出会いを深めることができるように、オフィスアワーとアドバイザー制度を設けている。これらの制度については、『キャンパスライフ 学生生活ガイドブック』に掲載し、特にオフィスアワーについては学内掲示板や本学公式ウェブサイト公表し、学生の相談に対応している。年度初めの学科・学年ごとのオリエンテーション等でこれらの仕組みを繰り返し説明し、周知徹底を図る。その活用状況については、毎年の学生生活に関する実態調査でおおむね検証可能である。

障がいのある学生の修学支援体制構築を目指し、コーディネーター機能やマネジメント機能を発揮した支援を展開しなければならないが、キャンパスソーシャルワーカー配置の検討も並行して進める必要がある。学生本人の要望に基づき、授業や試験等での配慮内容及び学内環境整備等について検討・決定・実施を行い、個人の能力を十分に発揮できる学習環境づくりを目指していく。

平成27年度に実施した学生による授業評価アンケート項目の内容を学位授与の方針に対する科目の位置づけや学生の満足度、科目の到達度の把握ができるように工夫した。あわせて、授業評価アンケートの結果を踏まえ、授業・教育方法の改善等を学生にフィードバックするためにリフレクションカードを教員が作成し、本学公式ウェブサイトに掲載する。

平成27年度からWEBサービス学生支援システム（UNIVERSAL PASSPORT）を利用した出席管理システムを試験的に導入しており、平成28年度からは実習科目等の一部科目を除き、専任教員に対し、運用を開始し、学生支援に役立てる。

教育内容・方法の改善を図るという観点から、就職先へのアンケートを実施した。同時に学習成果のアセスメントに活用するため、卒業生アンケートについても実施した。今後も継続的にアンケート調査を実施し、収集されたデータを分析することによって、教育内容の改善に役立てていく。

学習成果の達成が困難な学生の支援を強化するためには、教員及び関係部署の連携を深め、学生に関する情報を共有し、全学的に支援できる体制を構築していく。

なお、入学者受け入れ方針は、平成29年度入学生に向けて、「大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのか」、「入学者に求める能力は何か」、「高等学校段階までに培ってきたような能力をどのように評価するのか」などを明記したものを観点別に作成し、受験生にわかりやすい言葉で提示できるようにするための改定を検討した。今後、三つの方針の連携や整合性を点検するために「AP・CP・DP検討会」を設置する。

基準Ⅱについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

【保育科と西南女学院大学短期大学部附属シオン山幼稚園との連携】

保育科では、実習を中心に附属幼稚園との連携を図っている。保育についての学びを深化させるためには、講義と同時に子どもと保育者の職務の実際に触れる機会を多く持つことが必要である。そこで、一年次6月上旬に附属幼稚園での見学実習を行い、記録を基に考察している。また、夏祭りの補助として参加し、製作・遊びの補助及びステージ発表を行う事により、幅広い園の業務を理解し、保育者としての視点を持つことに活かされている。さらに、月1回程度行われる本学教員による運動遊びを通して子どもの身体づくりを目指している。

なお、附属幼稚園としての位置づけに鑑み、幼稚園長には保育科教員を充て、さらに幼稚園には学外者を含めた組織として「幼稚園運営委員会」を置き、本学選出の委員として、学長、大学短期大学部長、保育学科長、幼稚園長（保育科教員）、事務部長及び保育科学科会より推薦された委員2名（保育科教員）を派遣しており、幼稚園と短期大学との一体性や教育上の連携を担保できる体制を整えている。

【大学教学マネジメント検討会の設置】

平成24年8月に中央教育審議会より、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の答申が出された。学士課程教育の質的転換の方策の一つとして、全学的な教学マネジメントの確立のためには、現在の教学システムの再構築が必要であり、学部ごとに分断された取組では実現できない。学部横断、全学一体の取組みを行うため、本学では、教学に関する全学的な方針の策定と検討するシステムや責任体制の構築を目的に平成26年度に「大学教学マネジメント検討会」を立ち上げた。

検討会の構成員は、学長、各学部長（大学短期大学部長を含む）、教務部長、入試部長、学生部長、事務部長、教務課長、入試課長、学生課長、就職課長、庶務課長、教学IR推進室担当者。

検討会での検討事項は次の事項である。

- ・大学教育の推進のための全学的な取組に係る基本方針の策定に関する事項
- ・教育課程の編成及び運営に係る基本方針の策定に関する事項
- ・教育活動に係る評価に関する事項
- ・組織的な教育改善及び充実活動に関する事項
- ・組織的な教育改善及び充実活動に関する事項
- ・その他教学マネジメントに関し必要とする事項

これらの検討を通し、大学の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れ方針の明確化、それらの総合的運用と共通理解による教職員の日常実践、PDCAサイクルの確立を目指している。

【教学 IR 推進室の設置】

本学及び併設大学における教学マネジメントを推進するために、学内にある教学に関する情報を一元化し、教育の質保証のための情報収集、分析及び教育改善のための情報提供を行う組織として教務部教務課に設置した。現在、全学的教学マネジメントの展開における学長のリーダーシップ発揮に資することができるよう、必要なデータを蓄積し、教育改

善に必要な情報提供を行うことを目指している。

【点検評価改善会議 FD 部門】

平成25年度から、Q-Links（九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク）に賛同校として加盟した。それに伴い、Q-Linksの協力のもと、平成26年度のFD研修会は、シラバスの改訂により、観点別（ルーブリック）評価を導入することになったため、「点検評価改善会議FD部門」と「教務委員会」及び「教育の質保証プロジェクト」会議との連携により、「評価を変えれば教室は変わる！！」をテーマとして、第1回「Trial!!!ルーブリック評価：基礎演習」、第2回「Challenge!!!ルーブリック評価：実践演習①」、第3回「Finish!!!ルーブリック評価：実践演習②」の3回開催した。また、平成27年度においては、FD・SD合同開催として、「初年次教育の重要性とその意義—金沢工業大学の教育改革—」と題し、公開講演会を開催した。本学の全教職員が、「教育の質的転換」に前向きに取り組んでいる。

【私立大学等改革総合支援事業の採択】

平成24年8月の中央教育審議会の答申を受け、平成26年度から教育の質的転換に取り組んだ。また、「DP・CP作成検討会」を数回開催し、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の見直しを行い、学位授与の方針については、平成27年度から観点別（「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲」、「態度」、「技能・表現」）に変更することに決定した。

平成24年10月の「大学評議会」より「将来計画検討プロジェクト」会議設置の指示がなされ、5つのチームが設置され、その内のひとつに「カリキュラム（教育の質保証）」チームがあり、平成25年7月の「大学評議会」で、「教育の質保証プロジェクト」会議の設置が決定した。この会議では、委員が「カリキュラムに関する組織・マネジメントの改革」「教育課程の体系化」、「シラバスの充実」、「学修の質向上」、「学修時間の確保」、「学生支援・学修環境の充実」、「高大連携、地域連携の推進」のチームに分かれ、それぞれの課題の検討を進めた。

「大学マネジメント検討会」の設置、「カリキュラムマップ・ツリー」の作成、シラバスを改訂し、学位授与の方針を観点別の表記に変更したことに伴い、これまでのシラバスの大幅な改訂を行い、観点別（ルーブリック）評価の導入を実施することが決定した。

これらの改革・改善により本学は文部科学省「平成27年度私立大学等改革総合支援事業」のタイプ1「教育の質的転換」の支援対象校に併設大学とともに選定され、アクティブ・ラーニングに対する取組みが「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」及び「私立学校施設整備費補助金」の補助事業として採択された。

【「Face to face」の発行】

本学では、保護者に対して年2回（5月・10月）保護者向け情報誌「Face to face」の発行をしている。学生がキャンパスで「今」何をしているのか、キャンパス全体の様子、部活・サークル活動の様子、短期大学の取組み等の情報について、写真や各種データを掲載している。

今後も継続的に発行し、意見や要望には真摯に対応することにより、本学への理解と信頼を深める事ができることを目指している。

【西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部だいすきにつぼん】

「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部だいすきにつぼん」とは、本学立地地域の小学生とその家族を対象とし、日本の食文化と遊びを継承することを目的に掲げて実施している地域貢献活動として平成26年度から始められたものである。本学と併設大学とが合同で置く「だいすきにつぼん実行委員会」によって企画運営等がなされている。平成27年度の活動内容は表9のとおりである。

表9 平成27年度の活動内容

季節を味わう			
第1回	平成27年7月11日	七夕そうめんを作って食べる	水鉄砲を作って遊ぶ
第2回	平成27年8月26日	夏野菜・地元の野菜を作って食べる	紙飛行機とうちわを作って遊ぶ
第3回	平成27年11月21日	季節の炊き込みご飯を作って食べる	どんぐり笛を作って遊ぶ
第4回	平成27年12月19日	ソバを打って食べる	注連縄づくりをする
災害時の食事と遊び			
第5回	平成28年2月20日	災害時の食事作り	廃材で作って遊ぶ

参加者は、乳幼児から小学6年生まで幅が広いという特徴がある。活動の企画運営、参加者との関わりは、本学及び併設大学の学生たちの教育の場としても位置づけられ、ゼミ活動としてあるいはボランティア活動として学生たちは参加している。学生たちにとっては、教員等の支援を受けながら取組みの企画運営に参加し、日頃の授業で得た知識や技術を適用してみることで、在学段階において学習成果の一部を社会に還元することができ、さらにこの過程は、卒業までの学びを深める機会にもなっている。また、併設大学との合同で行われるこの取組みは、本学学生が、併設大学所属の教員や併設大学の学生と交流を持つ機会にもなり、さらに、併設大学が有する教育研究資源に本学学生が触れることができ、そこから学びを発展させる契機にもなっている。そして、地域社会への貢献に学生が企画運営段階から主体的に関わる取組みは、建学の精神「感恩奉仕」を学生自らが具現化するものであると言える。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

※ 無し

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

基準Ⅲの自己点検・評価の概要

本学の教員組織は、短期大学設置基準の法令に準拠し、かつ、教育課程編成・実施の方針に沿って編制されている。専任教員について、短期大学及び学科の入学定員に応じて定める教員数・教授数ともに充足している。教員人事（専任教員の職位の決定を含む）は、内部規則等に沿って行われている。なお、演習・実験・実習等の科目においては「教育支援職員」を配置している。

教員の研究活動は、本学公式ウェブサイトで公表され、また、研究紀要として『西南女学院大学紀要（Bulletin of Seinan Jo Gakuin University）』が年1回発行されている。研究活動の具体的実施又は費用的側面からの規程も整備され、個人研究室の貸与、サービスへの配慮（本学以外の場所で授業の準備、研修等）もなされている。一方、研究活動と校務等の調整を図り、特に若手教員の研究活動の充実や向上に向けて、併設大学と連携のもと、外部研究資金等の獲得のための組織的な取組みが課題となっている。

これに関連して、研究活動の具体的実施又は費用的側面からの規程として「研究取扱規則」、「紀要規程」、「大学共同研究費取扱規程」及び「受託研究に関する申合せ」を整備している。これらに加えて、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）」に基づき「研究取扱規則」、「倫理審査委員会規程」、「倫理審査委員会迅速審査細則」及び「研究不正防止に関する取扱指針」を整備し、管理している。現在、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」に基づいた公的研究費補助金取扱いに関する内規等の作成及び管理体制の構築に向けて準備を進めている。

FD活動は、規程に基づき併設大学と合同で組織的な研修及び研究として実施され、また、学習成果を向上させるための専任教員と本学関係部署との連携は、学科教員と課長が構成員となる各種会議・委員会によって担保され、教員と事務職員の協働体制は整っている。このうち、学習成果に関わる主な成果として、学長が招集する「大学教学マネジメント検討会」を発足させ、教育課程の編成に関する全学的な方針について検討している。

事務組織は「西南女学院本部規程」、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」において、事務分掌や職制が明確化されている。各事務部署はそれぞれ事務室を有しており、情報処理機器等の各業務に係る機器備品は整備されている。SD活動に関する規程は、学院全体にかかる「西南女学院事務系職員研修（SD）内規」を平成28年1月27日に施行し、学内においては「点検評価改善会議規程」に基づき「点検評価改善会議事務点検部門」を設け、SD活動をはじめとする資質向上の取組み、PDCAサイクルに沿った業務の見直しや事務処理の改善を行い、学生サービスの向上にも努めている。

「学校法人西南女学院寄附行為」、「学校法人西南女学院就業規則」を基本に置き、組織、人事、福利厚生等に関する諸規程が整備され、身分の保証、労働条件、休日・休暇、介護休業、育児休業等を定めるなど、サービスに関する規程も整備されており教職員の人事管理は各規程に基づき、適切に行われている。なお、平成28年度は、新規任用の専任事務職員2名の配置とその他異動が実施されたところであり、その効果が期待される。

本学は併設大学と校地及び校舎（一部を除く）を共用している。いずれの面積も短期大

学設置基準を満たしている。丘陵地に校地校舎が位置する本学では、可能な限り障がい者への対応に努め、障がいの種類や程度に応じた、ソフト面でのきめ細かい配慮を今後一層強化・実施していきたい。土地、建物、構築物、施設設備、資産、消耗品及び備品等は規程に基づき適切に管理している。また、耐震補強改修工事も年次計画に基づき順次適切に行われている。火災・地震・防犯・コンピュータセキュリティ・環境保護といった各種案件についても、規程の整備や訓練の実施、意識の高揚により対応している。

情報技術に関するすべての事柄について支援を行う専門部署として情報システム管理課を配置している。主要な講義室や情報処理・視聴覚関連教室には必要な備品が整備され、これらの環境はコンピュータネットワークに関する知識及び文書作成や表計算についての技術の習得のための授業に活用されている。学内の研究室、事務室、会議室、図書館、生活創造学科準備室及び保育科資料室は学内LANに接続され、学習支援のための情報共有体制が整えられている。

本学の財政は厳しい状況にあり、収容定員充足率の回復は最重要課題である。しかし、学生数は減少しても教育研究への支出の変化（減額）は最小限に抑え、収容定員が充足された前提に立った計画の立案に努め、施設の老朽化に伴う施設整備の整備や修繕を実施し、学生数により配分された予算内で教育用機器備品や図書、雑誌を取得し、教育研究活動に支障のないよう十分配慮している。「学生生徒等納付金」以外の収入を増加させるために、外部資金等の獲得に向けての取組を早急に行わなければならない、まず文部科学省科学研究費補助金への申請数を増やしていくことは必須である。

経営実態、財政の厳しい状況下、毎年、法人全体で当初予算編成時において最大の努力をするよう「予算基本方針」を立案し、理事会の承認を得ている。主な内容は、1) 経常収支が非常に厳しい状況にあるため、法人全体の財政規模の縮小に歯止めをかけることを目標に収入の増加及び経費の削減を図る、2) 学生、生徒、園児の予算定員は確実に実行する、3) 学生生徒等納付金収入以外の収入（リカレント教育等の実施、受配者指定・遺贈等の寄付金受入れ、資金運用に伴う収入等）を確保する、4) 収支改善のため人件費を抑制する、である。教育研究への理解とともに、管理運営の視点のうち、特に財務に対する理解は職種を超えて促進していかなければならない。以上のことは本学と併設大学とが共有している課題でもあり、この認識のもとで、学院全体としての中長期計画、これらを踏まえた短期大学としての中長期計画の策定を進めなければならない。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の教員組織は、短期大学設置基準の法令に準拠し、かつ、教育課程編成・実施の方針に沿って編成されている。専任教員について、短期大学及び学科の入学定員に応じて定

める教員数・教授数ともに充足している。専任教員の年齢構成は表10のとおりである。

表10 専任教員等の年齢構成表（短期大学全体で作成）

（年齢は平成28年5月1日現在）

区分	年齢ごとの専任教員数（助教以上）							助手等の 平均年齢
	70以上	60～69	50～59	40～49	30～39	29以下	平均年齢	
合計人数 (19人)	2	4	5	6	2	0	52.1	54.8
割合	10.5	21.1	26.3	31.6	10.5	0		

教員人事（専任教員の職位の決定を含む）は、「学校法人西南女学院就業規則」を最上位規程に置き、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則」、「西南女学院大学短期大学部「教員資格審査基準」、「西南女学院大学短期大学部「教員任用基準細則」」及び「大学短期大学部昇任人事に関する申し合わせ事項」に基づいて、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、人物、その他の経歴等を審査の上で決定されている。なお、人事の手順は表11のとおりである。

表11-1 教員及び助手採用人事の手順

採用人事の手順		会議・委員会等	事項
1	人事方針の決定	大学評議会	・人事方針について学長に意見する。 ・人事委員長は大学評議会に陪席。
		学長	・人事方針を決定する。 ・学長から人事委員長に申し渡される。
2	選考の開始	人事委員会	・採用選考委員（3名）を選出。
3	公募要項の作成	採用選考委員会	・公募要項を作成する。
4	公募	—	・本学公式ウェブサイト、JREC-IN（研究者人材データベース）等に公開。
5	応募書類の確認	採用選考委員会	・応募者全員について応募要項を満たしているかどうかを確認し、選考対象者を確定。
6	選考作業	人事委員 採用選考委員	・個人調書、業績等の精査。 ・必要に応じ、応募者に照会を行う。
7	面接候補者の確定	採用選考委員会	・面接候補者（1名～4名程度）の確定。
8	面接	人事委員 採用選考委員	・面接を行う。 ・必要に応じて、人事委員及び採用選考委員以外の者が陪席する場合がある。
9	採用候補者の選定	採用選考委員会	・書類審査及び面接結果に基づき評価表を作成し、採用候補者を選定。 ・教授会での推薦文案の確認。
10	採用候補者の最終確認	人事委員会	・採用選考委員会で選定された採用候補者について、人事委員会で最終確認。
11	採用候補者の決定	教授会	・人事委員長は教授会に出席し、選考過程及び採用候補者について説明する。 ・投票により、採用候補者とする事について学長に意見する。
		学長	・教授会の意見を参酌し、採用候補者を決定する。 ・学長名で理事会に上程。
12	任用者の確定	理事会 (法人本部)	・学長が採用候補者について説明。 ・候補者について審議・決定。

表11-2 昇任人事の手順

昇任人事の手順		会議・委員会等	事項
1	人事方針の決定	大学評議会	<ul style="list-style-type: none"> 人事方針について学長に意見する。 人事委員長は大学評議会に陪席。 人事方針を決定する。 学長から人事委員長に申し渡される。
		学長	
2	昇任基礎資格者の確認	人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> 昇任基礎資格のある教員の確認を行い、対象者に通知文及び申請書類等の様式を送付する。
3	昇任選考委員の選定	人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> 昇任審査に応募した各教員について昇任選考委員3名を選出。
4	候補者の審査	昇任選考委員会	<ul style="list-style-type: none"> 昇任選考委員が調査を行い、人事委員会に報告し、審査を行う。
5	候補者の教授会への推薦	採用選考委員会 人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教授会へ推薦する昇任候補者の決定。
6	昇任候補者の決定	教授会	<ul style="list-style-type: none"> 人事委員長は教授会に出席し、選考過程及び昇任候補者について説明する。 投票により、昇任候補者とする事について学長に意見する。 教授会の意見を参酌し、昇任候補者を決定する。 学長名で理事会に上程。
		学長	
7	昇任者の確定	理事会 (法人本部)	<ul style="list-style-type: none"> 学長が昇任候補者について説明。 候補者について審議・決定。

短期大学設置基準20条第2項で定められているとおり、教育上主要と認められる授業科目には専任教員を配置し、教育内容の充実を図るために必要に応じて非常勤教員を配置している。なお、非常勤教員には併設大学の教員が配置される場合がある。

演習・実験・実習等の科目においては「教育支援職員」を配置している。「教育支援職員」は「教育支援職員規程」に基づき、学科の教育課程編成・実施の方針に沿って教員及び学生の双方に対してきめ細かい支援を行っている。

(b) 課題

今後も短期大学設置基準等の関係法令に沿って専任教員を配置し、「教育支援職員」との協働のもとで学生への教育にあたる。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

個々の研究活動は展開されているが、実験・実習系の科目が多いため、授業等の準備、実習巡回指導、時間外指導、補講等に時間が割かれ、研究時間が制約される傾向にある。専任教員個人の研究活動の状況は、「点検評価改善会議規程」に基づき作成される『点検評価改善報告書 [教育研究活動報告]』によって本学公式ウェブサイトで公表されている。研究活動のうち、文部科学省科学研究費補助金や外部研究資金等の獲得状況については、表12のとおりである。

表12 文部科学省科学研究費補助金・外部研究資金等獲得状況

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	申請件数	採択件数	申請件数	採択件数	申請件数	採択件数
文部科学省 科学研究費補助金	0	0	0	0	2	1
※外部研究資金等	1	1	1	0	0	0

※ 外部研究資金等—北九州市学術・研究振興事業調査研究助成金

文部科学省科学研究費補助金獲得のための取組みとして「科研費研修会」を毎年実施し、採択された教員からの助言を受けている。また、外部研究資金等については、市や助成団体の募集案内を随時、学内の電子掲示板への掲示や書面の回覧を行い、情報共有のための環境が整っている。なお、平成28年度の文部科学省科学研究費補助金には2件申請し、1件採択された。今後も申請件数及び採択件数の増加を図りたい。

研究活動の具体的実施又は費用的側面からの規程として「研究取扱規則」、「紀要規程」、「大学共同研究費取扱規程」及び「受託研究に関する申合せ」を整備している。これらに加えて、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき「研究取扱規則」、「倫理審査委員会規程」、「倫理審査委員会迅速審査細則」及び「研究不正防止に関する取扱指針」を整備し、管理している。現在、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」に基づいた公的研究費補助金取扱いに関する内規等の作成及び管理体制の構築に向けて準備を進めている。

学内専任教員の個人研究費は、教授26万円、准教授25万円、講師24万円、研究旅費は各教員10万円が配賦され、執行されている。なお、「大学共同研究費取扱規程」に基づく本学の予算枠は160万円である。

専任教員の研究成果を発表する機会として、「紀要規程」に基づいて『西南女学院大学紀要（Bulletin of Seinan Jo Gakuin University）』が年1回発行されている。研究紀要は、冊子体の他に国立情報学研究所の学術雑誌公開支援事業を利用して、同研究所が提供しているデータベースCiNii Articlesの本文PDFとしてインターネット上に公開している。

教員の研究環境については、短期大学設置基準第28条に基づき、研究室として各教員に個室（8号館3階、4階に約30㎡の研究室20室）を貸与し、適宜修繕や一部更新を行っている。サービスへの配慮として、「大学専任教育職員のサービスに関する申合せ」により、業務上の遂行に支障をきたさない限り1週あたり1日、本学以外の場所で授業の準備、研修等を行うことができる。また、専任教員の研究活動を支援するために、『学校法人西南女学院規程集』第1編第3類には学術研究を置き、「内地留学に関する規程」、「西南女学院海外留学及び海外研修規程」、「西南女学院海外留学及び海外研修規程取扱細則」を整備しているが、近年は運用例はなく、本学の学習支援や学生生活支援への取組み、財政状況から鑑みると、今後もこの傾向は続くことが予想される。

本学のFD活動については、「点検評価改善会議規程」第5条第1項第5号により「ファカルティー・ディベロップメント部門（FD部門）」会議が設置され、併設大学と合同で組織的な研修及び研究を実施している。平成27年度は、初年度教育についての公開講演会及びシラバスについての考え方の共有や確かな学びを支えた授業デザインについての研修会を

実施した。実施にあたっては、「FD部門」会議を4回開催した。

学習成果を向上させるための専任教員と本学関係部署との連携は、学科教員と課長が構成員となる各種会議・委員会によって担保され、教員と事務職員の協働体制は整っている。このうち、学習成果に関わる主な成果として、学長が招集する「大学教学マネジメント検討会」を発足させ、教育課程の編成に関する全学的な方針について検討している。

(b) 課題

学習支援や学生生活支援など、授業外の校務が多岐にわたる教員は、研究、研修等を行う時間の確保が難しく、個々の研究活動が成果に結びつきにくい。研究活動と校務等の調整を図り、特に若手教員の研究活動の充実や向上に向けて、併設大学と連携のもと、外部研究資金等の獲得のための組織的な取り組みが必要である。これらの活動を通して、今後、可能な限り申請件数及び採択件数の増加を図りたい。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

事務組織は「西南女学院本部規程」、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」において、事務分掌や職制が明確化されている。法人本部には事務局、キリスト教センターを置いている。短期大学には入試部、教務部、学生部、事務部、附属図書館の各組織を置き、併設大学との一元処理が行われている。事務職員は本部事務局長が統轄し、部門を超えて協働している。

各部門のもとに置かれている各課の課長は各種会議・委員会の構成員や陪席として本学の運営に参画し、学習成果の向上に寄与している。また、課内で行われるミーティング等により末端の事務職員まで情報伝達に努め、意思疎通を図っている。

専任事務職員は、多様化する職務の遂行に必要な知識、技能等を修得するための研修会等に積極的に参加し、専門的職能の向上を目指している。事務組織の関係諸規程は表13、事務組織の主な分掌業務は表14のとおりである。

表13 事務組織の関係諸規程

『学校法人西南女学院規程集』	
第1編 法人本部	第2編 大学
「西南女学院文書取扱規程」 「西南女学院文書取扱細則」 「西南女学院公印管理規程」	「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」 「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」 「大学公印管理規程細則」 「大学文書処理等細則」 「委員会及び執行機関の役割に関する規程」

表14 分掌業務（抜粋）〔法人本部、大学短期大学部のみ記載〕

法人本部	総務課	1. 本学院の規則制定及び改廃に関すること 2. 印章の管理に関すること	
	人事給与課	1. 職員の進退身分及び服務に関すること 2. 職員履歴書及び職員台帳の整理保管に関すること	
	経理課	会計係	1. 本学院財務に関する企画及び調査に関すること 2. 予算及び決算に関すること
		用度係	1. 物品の購入、調達及び処分に関すること 2. 物品の出納保管に関すること
	施設課	1. 土地建物工作物等の整備保全に関すること 2. 工事の設計監督に関すること	
	経営企画課	1. 本学院の管理運営に係る基本的計画に関すること 2. 企画・立案のために必要な情報の調査収集に関すること	
	広報課	1. 本学院全体の企画及び調査に関すること 2. 広報、月報及び刊行物発行並びに発送に関すること	
	キリスト教センター事務室	1. 他の部署との連携によるチャペル及び宗教行事の管理・運営に関すること 2. 教育研究会に関すること	
短期大学（大学短期大学部）	入試部入試課	1. 入学者の選抜に関すること 2. 学生募集に関すること	
	教務部教務課	1. 教育課程の編成及び授業に関すること 2. 学生の入学、退学、休学、卒業その他の学籍異動に関すること	
	学生部学生課	1. 学生の学業指導及び生活指導に関すること 2. 学生の課外活動、集会及び掲示に関すること	
	学生部就職課	1. 学生及び卒業生の就職及び進路指導に関すること 2. 学生及び卒業生の就職及び進路に伴う資格に関すること	
	事務部庶務課	1. 本学の事務の連絡調整に関すること 2. 公印の作成及び管理に関すること	
	事務部会計課	1. 予算及び決算に関すること 2. 学納金等の収納に関すること	
	事務部施設課	1. 土地、建物その他工作物の維持管理及び補修に関すること 2. 工事の設計監督に関すること	
	事務部情報システム管理課	1. ネットワークを含む情報システムの管理運用に関すること 2. 情報セキュリティに関すること	
	附属図書館図書課	1. 利用者の学習及び研究活動の支援に関すること 2. 図書等の購入手続きに関すること	

各事務部署はそれぞれ事務室を有しており、事務職員（非専任を含む）には一人1台のパソコンと専用デスクが用意され、学内LANを通して情報の共有を図りながら業務を遂行している。コピー機や印刷機、ファクシミリ等のOA機器、各業務に係る機器備品は整備されており、プロジェクター等の情報・AV機器も適正に管理されている。

防災対策として、「西南女学院防災管理規程」により消防計画を整備し、教職員による自衛消防隊を組織し、事務職員による避難・消防訓練を毎年1回実施している。健康面や非常時の対応については、学内の2か所にAED、担架及び車いすを設置している。AEDの設置以降、学生及び教職員を対象にしたAED講習会を年1回開催している。防災対策と連動した情報管理として、災害時に学内WEBサーバの機能が停止することを想定し、災害時情報伝達用のTwitterアカウントを開設している。また、学内7か所にKDDI社の au Wi-Fi SPOTを設置している。au Wi-Fi SPOTは、通常au回線契約者以外は利用できないが、災害時はフリーWi-Fi SPOTに切り替えられ、学内LANが復旧されない状況でも外部との連絡手段として利用することが可能となる。

情報セキュリティ対策については、学内ネットワークの管理運用を担う「情報システム管理運用委員会」によって「大学における情報セキュリティポリシー」が策定され、情報資産に関するセキュリティの確保に取り組んでいる。学内LAN及び情報処理演習室の実際の利用に関してもそれぞれ申合せを策定し、学生に対して情報セキュリティ及び情報倫理についての教育を行っている。

SD活動に関する規程は、学院全体にかかる「西南女学院事務系職員研修（SD）内規」を平成28年1月27日に施行し、学内においては「点検評価改善会議規程」に基づき「点検評価改善会議事務点検部門」を設けている。なお、平成27年度は、「大学教育の質的転換」をテーマとする講義をSD研修の一環として実施した。さらに、北九州市内の私立大学・短期大学6校が連携して行うSD研修会にも参加している。専任事務職員は、日常業務を通じてOJTを中心に大学職員としての識見の修得や能力開発に努めている。また、入職3年目の事務職員を対象に「初任者研修」を5月から9月にかけて月2回、計9回にわたり実施した。業務の遂行にあたっては、意見箱や学生支援の満足度についての調査により学生から意見を聴取するほか、「点検評価改善会議事務点検部門」に基づく「課別業務評価」及び「事務職員自己点検評価」の定期的かつ組織的取組みによって、PDCAサイクルに沿って業務を日常的に見直し、事務処理の改善につなげて学生サービスの向上にも努めている。

「事務職員自己点検評価」は、事務職員を、自らの職務の遂行に当たり、最善の努力を払い、有効な方法で業務処理が果たせるよう、必要な能力開発及び自主的努力の醸成に努め、本学の運営に関わる行政管理及び執行機関の構成員の集合体である管理運営組織全体の資質向上を図る主役と位置づけて行われる、個人単位の自己点検評価活動である。この「個」を単位とする自己点検評価について、「点検評価改善会議事務点検部門」は、事務職員一人ひとりの日々の研鑽とその成果を組織力に結実させ、本学の教育研究、教育研究支援及び管理運営の充実とそれによる社会への貢献を果たすべく、事務職員自己点検評価を実施するものとしている。

事務職員自己点検評価は、人事評価ではないという重要な基本的理念のもとで実施され、この取組みは、事務職員一人ひとりによる点検及び評価を組織的に支援し、検証し、尊重し、これにより、快適な職場環境の実現、職業生活の充実及び自己実現の達成に寄与しようとするものである。事務職員自己点検評価は、職位別に職務遂行能力が具現化した結果としての「職務行動（職務への関わり方及びその成果）」と自ら設定した配属部署における役割について、達成度の観点から自己評価を行う「役割達成度」の2つの様式を用いて実施される。このうち、「職務行動」については、職位ごとに表15のような「項目」と「視点」が設定されている。また、評価スケジュールについてはPDCAの観点から、当年度から次年度、次年度から次次年度へとつながるスケジュールモデルを設定している。なお、実施にあたっては、SD研修会の一環として、平成27年8月31日、9月1日の2日間で職位別にカリキュラムを設定して説明会を開催した（表16）。

教学マネジメントの確立を目指して、教務部、学生部及び入試部による「三部門会議」を開催し、意見交換を行っている。「三部門会議」では、学習成果の可視化を図ることを目的とした学生生活に関するアンケート、卒業生アンケート及び就職先事業所へのアンケート等の項目内容について検討し、並びに学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の改正に伴う入学受入れ方針の見直しを検討した。このほか、事務部長主宰のもと「課

長連絡会」を定期的で開催している。立地上、各部署が分散しているため、学生サービスの低下を招かないようワンストップにも劣らないサービスの実現に向けて、各部署間の連携強化に努めている。

(b) 課題

学生の学習成果を向上させるために事務職員に求められる知識、経験が多様化し、SD活動の取組みの根拠となる規程を踏まえながら、キャリア別研修や参加体験型ワークショップ等の企画・実施に加えて、より積極的な研修会等への参加を促進する必要があることから、国公立を問わず、広く各校の取組みを参考に検討したい。

職務の遂行にあたっては、日々の業務改善に加え、中期的なスケジュール管理を十分に行うことを意識し、学習成果の向上のための全学的な教学マネジメント組織及び各種データの収集と分析を担うことができる職員の育成と組織力の向上を図るよう努めたい。

表15 職務行動における職位別設定項目及び視点

部長用 5項目13視点	課長用 4項目12視点	係長用 5項目12視点	課員用 4項目14視点
1 業務マネジメント 1-1 業務統括 1-2 補佐役	1 業務マネジメント 1-1 業務統括 1-2 補佐役 1-3 代行	1 企画立案 1-1 知識・情報収集 1-2 成果確認	1 情報・知識 1-1 知識の習得 1-2 情報の収集・整理 1-3 課題への対応
2 適時・適切な判断 2-1 最適な選択 2-2 適時の判断	2 合意形成 2-1 信頼関係の構築 2-2 折衝・調整	2 コミュニケーション 2-1 協調性 2-2 信頼関係の構築 2-3 交渉	2 コミュニケーション 2-1 協調性 2-2 報告・伝達 2-3 説明 2-4 誠実な対応
3 合意形成 3-1 信頼関係の構築 3-2 折衝・調整	3 責任ある業務遂行 3-1 責任感 3-2 先見性 3-3 リスク対応 3-4 効率的な業務運営	3 責任感 3-1 役割認識 3-2 責任感	3 意欲・向上心 3-1 積極性 3-2 粘り強さ 3-3 向上心
4 責任ある業務遂行 4-1 責任感 4-2 先見性 4-3 リスク対応 4-4 効率的な組織運営	4 課の統率 4-1 業務配分 4-2 進捗管理 4-3 能力開発	4 仕事の進め方 4-1 段取り 4-2 柔軟性 4-3 業務改善	4 仕事の進め方 4-1 計画性 4-2 柔軟性 4-3 正確性 4-4 迅速さ
5 組織統率 5-1 業務配分 5-2 進捗管理 5-3 能力開発		5 部下の育成 5-1 部下の育成 5-2 作業の割り振り	

表16 事務職員自己点検評価 事前説明会（SD研修会） カリキュラム

課長対象説明会	日 時：平成27年8月31日（月）9：30～10：50 場 所：大学会議室
1) 自己点検評価の意義（10～15分） 担当：事務部長	①人事考課との違い ②内部規則における位置づけ ③資質向上への展望～研修会への反映～ ④課別業務評価との関係 ⑤法人本部事務局との連携のあり方
2) 従来の職務点検評価の実態（10～15分） 担当：事務部長・庶務課長	①「記号」による評価の利点と弊害 ②自己点検を行う「本人」の傾向 ③評価者コメントに見る上司評価の傾向

3) 新様式の使い方 (15~20分) 担当：庶務課長	①シート1 (職務行動) 様式説明 ②シート2 (役割達成度) 様式説明 ③シート1とシート2の関係 ④作成 (自己点検評価) のヒント[様式のねらい] ⑤課員に対する作成支援のヒント
4) 面談の意義 (10~15分) 担当：事務部長・庶務課長	①シート1・2と面談の関係 ②自己点検を行う本人としての面談 ③確認者としての部下との面談 ④確認者共通認識事項
5) 上司確認のあり方 (15~20分) 担当：事務部長	①シート1・2、面談、確認者コメントの関係 ②コメントにあたっての留意点 ③最終閲覧者による閲覧の意味 ④事務職員自己点検評価後の対応・姿勢 ⑤問題が発生したら

係長対象説明会	日 時：平成27年9月1日 (火) 13:00~14:10 場 所：大学会議室
1) 自己点検評価の意義 (10~15分) 担当：事務部長	①人事考課との違い ②内部規則における位置づけ ③資質向上への展望~研修会への反映~ ④課別業務評価との関係
2) 従来の職務点検評価の実態 (10~15分) 担当：事務部長・庶務課長	①「記号」による評価の利点と弊害 ②自己点検を行う「本人」の傾向
3) 新様式の使い方 (15~20分) 担当：庶務課長	①シート1 (職務行動) 様式説明 ②シート2 (役割達成度) 様式説明 ③シート1とシート2の関係 ④作成 (自己点検評価) のヒント[様式のねらい]
4) 面談の意義 (10~15分) 担当：事務部長・庶務課長	①シート1・2と面談の関係 ②面談の活用方法 ③面談相手である上司の基本的姿勢とは
5) 上司確認のあり方 (15~20分) 担当：事務部長	

課員対象説明会	日 時：2015年9月1日 (火) 9:30~10:40 (第1回) 14:30~15:40 (第2回) 場 所：大学会議室
1) 自己点検評価の意義 (10~15分) 担当：事務部長	①人事考課との違い ②内部規則における位置づけ ③資質向上への展望~研修会への反映~
2) 従来の職務点検評価の実態 (10~15分) 担当：事務部長・庶務課長	①「記号」による評価の利点と弊害 ②自己点検を行う「本人」の傾向
3) 新様式の使い方 (15~20分) 担当：庶務課長	①シート1 (職務行動) 様式説明 ②シート2 (役割達成度) 様式説明 ③シート1とシート2の関係 ④作成 (自己点検評価) のヒント[様式のねらい]
4) 面談の意義 (10~15分) 担当：事務部長・庶務課長	①シート1・2と面談の関係 ②面談の活用方法 ③面談相手である上司の基本的姿勢とは
5) 上司確認のあり方 (15~20分) 担当：事務部長	

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

「学校法人西南女学院寄附行為」、「学校法人西南女学院就業規則」を基本に置き、組織、人事、福利厚生等に関する諸規程が整備されている。本学に関わる全ての規程は『学校法人西南女学院規程集』に収められ、教職員に係る内部規則等は、関係者へ配付するとともに、全ての学内者が常に電子掲示板にて閲覧できる仕組みを構築している。「学校法人西南女学院就業規則」ではその前言で「学院の経営とその中の各々の職はイエス・キリストの父なる神から与えられた貴い使命であって、常に神のみこころを基準とし、神に対して全責任をもってこれを果たす。神の完全な正義と愛とが職場にみなぎって、全ての面において誠実と愛とがにじみ出る学園となるように努める。理事者も職員もすべて神による同労者であって、互いにまた学生生徒に対して上下の感を持たず人を人として尊重し、その人格を認め、その真の幸福をはかる。」としている。その精神により、身分の保証、労働条件、休日・休暇、介護休業、育児休業等を定め、また服務に関する規程も整備されており教職員の人事管理は各規程に基づき、適切に行われている。

(b) 課題

就業に関する諸規程は、教職員全員の周知十分としているが、教職員ごとの理解度に差がみられる。就業に関する規定について全員が同一の知識と理解を持つことが望まれるため、『学校法人西南女学院規程集』の配付と併せて、研修の一環として周知を図るなどの方策も必要である。

各部署の業務については、人件費抑制のための採用手控えによる専任職員数の減少等の影響で異動が行われにくい状況が生じている。そのような状況下においても、職員が様々な部署を経験して学校全体の業務の流れを理解し業務の効率化を図ることができるよう、各部署では業務のマニュアル化を進めるなどして、業務の固定化を解消するように努めることが必要である。なお、平成28年度は、新規任用の専任事務職員2名の配置とその他異動が実施されたところであり、その効果が期待される。

テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

教員組織の確立、現有の専任教員の教育課程への配置、非常勤教員の起用の在り方など、学習成果を保証するための確認を継続的に行うこととし、これと並行して、規程に基づいた組織的FD活動を展開する。

専任教員の研究活動については、特に若手教員の活動を促進させ、この活動が文部科学省科学研究費補助金、外部研究資金等への申請件数の増加と採択につながるよう、併設大学と合同して組織的な取組みを進める。

事務組織については常に効果と効率の観点から事務内容及び事務量を点検し、規程に基づいたSD活動と連動させる。職務遂行に必要な知識、技能等を修得するための取組みを促進し、全学的な教学マネジメント組織の運用を担える職員育成のための端緒とする。

備付資料

A 人的資源	
専任教員の個人調書 ・教員個人調書（平成28年5月1日現	31 専任教員個人調書・教育研究業績書

在で作成) [書式1] ・過去5年間 (平成23年度～平成27年度) の教育研究業績書 [書式2]	
非常勤教員一覧表 [書式3]	32 非常勤講師一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等 ・過去3年間 (平成25年度～平成27年度)	7 2015年度点検評価改善報告書 [教育研究活動報告] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2015-1.pdf 11 2014年度点検評価改善報告書 [教育研究活動報告] http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/Pub/assessment/tenken2014-1.pdf
専任教員の年齢構成表 (平成28年5月1日現在)	33 専任教員年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ・過去3年間 (平成25年度～平成27年度)	34 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 [平成25年度～平成27年度]
研究紀要・論文集 ・過去3年間 (平成25年度～平成27年度)	35 西南女学院大学紀要 (Bulletin of Seinan Jo Gakuin University) [平成25年度～平成27年度] http://ci.nii.ac.jp/vol_issue/nels/AA11156368_ja.html
教員以外の専任職員の一覧表 (氏名、職名) (平成28年5月1日現在)	36 専任職員一覧表

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は併設大学と校地及び校舎 (一部を除く) を共用している。いずれの面積も短期大学設置基準を満たしている。運動場用地については、4,027.58㎡有しており (テニスコート等)、教育に支障のないよう配慮している。本学の体育館の面積は、3,280.91㎡である。体育館の1階フロアの一部にはトレーニングマシン、地下にはリズム教室及び弓道場を設置して教育の充実を図っている。体育館は体育系の授業のほか、併設大学の学生と共同で編成・運営するサークル活動等に利用されている。障がい者への対応については、図書館がオールバリアフリー設計となっているほか、校舎には多目的トイレを8か所設置している。また、自動ドアや校舎入口のスロープ通路、エレベータ内の点字シートの設置等、車いす利用者や視覚障がい者に配慮しながら、学内のバリアフリー化に努めている。

教育課程編成・実施の方針に基づく授業を行うために、生活創造学科では、調理実習室、洗濯染色教室、被服実験室等を設置している。保育科では、指定保育士養成施設として、ピアノレッスン室、図画教室等を設置している。大講義室は、プロジェクターをはじめAV機器を設置している。小講義室は、移動可能な机・椅子を整備しており、一斉講義型授業だけでなく、グループワークやアクティブ・ラーニングにも対応している。



図7-1 キャンパスマップ



図7-2 校地・校舎配置図

図書館は併設大学との共用図書館として2,899.02㎡、座席数は304席を有しており、適切な面積及び座席数を確保している。図書館の開館時間は、平日は8時45分から20時まで、土曜日は8時45分から16時30分までとなっている。平成28年5月1日現在の蔵書数等は表17の通りである。図書・雑誌等の選定、保存、廃棄システムは「附属図書館規程」、「図書委員会規程」、「大学図書館除籍内規」等により確立している。

表17-1 図書館 西南女学院大学短期大学部蔵書数等

	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)		視聴覚資料 (点)
	(冊)		電子ジャーナル 〔うち外国書〕	
短期大学部所属蔵書等	153,723 [21,703]	324 [3]	0 [0]	282
計	153,723	324	0	282

表17-2 図書館全体蔵書数（併設大学の蔵書含む）

	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)		視聴覚資料 (点)
	(冊)		電子ジャーナル 〔うち外国書〕	
図書館全体	248,404 [37,710]	913 [101]	19 [19]	1,215
計	248,404	913	19	1,215

参考図書のうち約6,000冊をレファレンス図書として1階のレファレンスコーナーに配置している。教科の参考図書、関連図書は「指定図書」として1階の指定図書コーナーに学科・教員別に配置し、利用の便を図っている。指定図書の追加は年間を通し随時受け付け、常に教育課程に沿った資料構成を行っている。平成27年度の指定図書は、併設大学と合わせて、教員67人、総冊数6,080冊である（このうち、本学に関わる指定図書は教員7人、冊数350冊）。この制度は授業とその前後の自学自習を支援するシステムとして有効に機能している。アクティブ・ラーニング推進にあたっては、ラーニングコモンズスペースを平成28年度中に設置予定である。

(b) 課題

本学は丘陵地である敷地に校舎が建設されている。自動ドア、多目的トイレ、エレベーター、スロープ、手すり等、身体障がいにより優しい基本的環境の全館完備を目指しているが、全ての障がいに対応させることは難しい。この点については、平成28年4月施行の障害者差別解消法の趣旨等を踏まえながら、学生の要望や相談にその都度耳を傾け、日常的な移動に伴う負担を最小限にするなどの便宜を図るほか、クラスメイトによる自発的な支援を得るなど、障がいの種類や程度に応じた、ソフト面でのきめ細かい配慮を今後一層強化・実施していきたい。

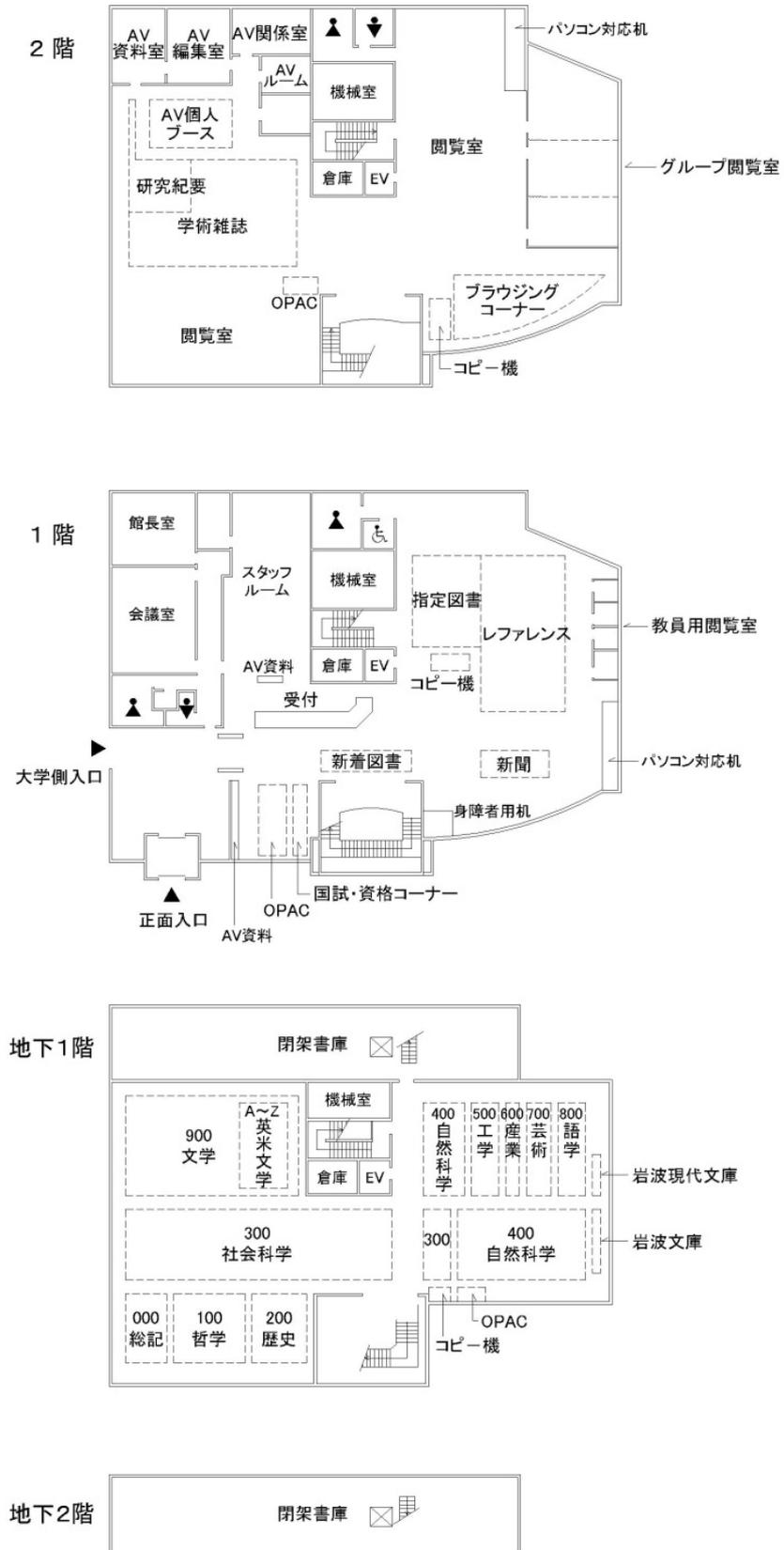


図8 附属図書館 館内配置図

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

「学校法人西南女学院経理規程」、「調達規程」、「固定資産及び物品管理規程」に基づき、土地、建物、構築物、施設設備、資産、消耗品及び備品等を適切に管理している。また、専門業者による設備の定期点検を実施し、耐震補強改修工事も年次計画に基づき順次適切に行われている。

火災・地震対策として「西南女学院防火管理規程」を定め、消防法に基づき防火管理者を選任し、教職員による自衛消防隊を組織している。火災発生時は、警報を警備会社に知らせるシステムになっている。さらに、火災報知機等の消防用設備の点検のほか、建物(室)ごとに火元取扱責任者を配置し、日常的な管理・点検を行っている。職員を対象とした避難、消防訓練も定期的実施している。

防犯対策としては、警備会社に24時間の常駐警備を依頼している。警備員は、所定の詰所で守衛にあたるほか定期的に敷地内やその周辺を巡回し、車の進入・通行や外部侵入者等の対応を担っている。敷地内への進入口のうち警備員詰所のない西門については、監視カメラ及び敷地内の通り抜けを防止するための車止めを設置している。「学生規程」においても、盗難や学内での居残りについて規定している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策としては、学内LANの安全な運用のため、ユーザID・パスワードによる認証管理を行っている。ユーザID・パスワードの発行には、「情報システム管理運用委員会」の実施する「情報処理研修」の受講を必須としている。学内LANに接続するパソコンは、ウィルス対策ソフトのインストールを義務づけており、教職員に対して同ソフトウェアのライセンス提供も行っている。平成27年度は、個人情報を取り扱うWEBサービス学生支援システム（UNIVERASAL PASSPORT）を安全に外部公開するための準備として、同サーバにSSL証明書を導入している。なお、電源障害時のデータ及びハードウェア保護のため、学内LANの主要なサーバには無停電装置を設置している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全への配慮として、事業系廃棄物の減量为目标に古紙のリサイクル・資源ごみの回収に積極的に取り組むほか、LED照明への取換えも段階的に行っている。その他、クールビズの実施（5月～10月）、各教室空調のタイマー制御、学生用トイレに擬音機器、照明スイッチの人感センサーを導入している。

(b) 課題

施設設備は、耐用年数を定め減価償却を行いつつ管理しているが、設置環境により劣化の度合いに差があるため、耐用年数の設定を見直す必要がある。

火災・防犯対策のための定期的な点検・訓練については、主として事務職員による実施であるため、教員や学生を含めた全学規模の訓練の企画・実施が必要である。また、訓練内容の多くは火災を想定したものであるため、地震や防犯を想定した訓練も併せて検討しなければならない。

テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

短期的には、物理的な課題解決のために人的資源を活用し、ソフト面の充実を図ることとする。中長期的には、財政状況を勘案しながら、併設大学を含めた中長期計画のもとでハード面の充実を検討することとする。

備付資料

B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ・全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	37 学校の位置及び校地・校舎の配置図の概要 38 校地、校舎等の配置図 39 建物平面図
図書館、学習資源センターの概要 ・平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等	40 図書館の概要

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

情報技術に関するすべての事柄について支援を行う専門部署として情報システム管理課を配置している。同課は、主として、各学科の教育課程実施に必要なハードウェアやソフトウェアの整備を行うとともに、教員に対しては授業実践のための日常的な技術支援を、学生に対してはコンピュータ利用技術の向上を目指した支援を提供している。また、新生及び新任教職員を対象に学内ネットワークの利用や情報倫理等に関する研修を実施するほか、情報セキュリティ研修を年1回開催し、教職員が学生情報を取り扱う上で必要な知識と技術を確認している。

情報システム管理課は、併設大学と共用の情報処理演習室4室（端末数：112台×2室、46台×1室、56台×1室）とマルチメディア語学教育演習室1室（端末数：60台）の維持・管理を行っている（表18）。これらの機器については5年を目処に更新している。

4～9号館の全ての教室には情報コンセントが設置され、授業にインターネットを利用することができる。また、主要な講義室や情報処理・視聴覚関連教室には、プロジェクター、スクリーン、薄型モニター、DVDプレーヤー、OHC（提示機器）、電子黒板等のAV機器やプレゼンテーション機器が常設されている。それ以外の講義室等については、貸出用として整備する可動式のプロジェクターやスクリーン、パソコン等を搬入して対応している。これらの技術的資源の整備状況により、情報システム管理課による支援のもと、各教員はタブレット端末や動画教材、電子教材等の新しい情報技術を活用した効果的な授業を行うことが可能となっている。

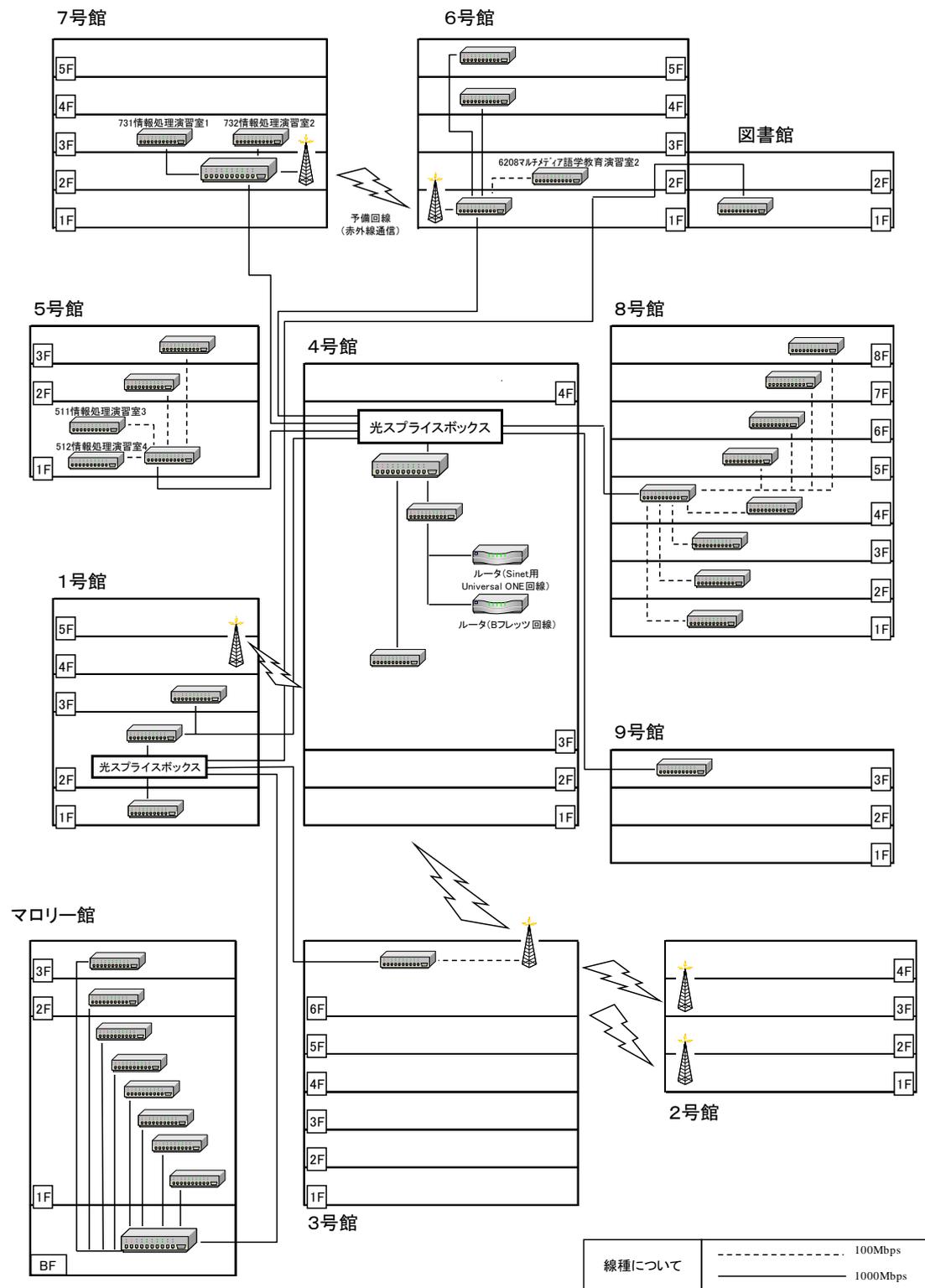


図9 学内ネットワーク構成図

表18 情報機器等配置表

教室名	名称	メーカー	機種	台数
731情報処理演習室1	PC(学生用)	LENOVO	ThinkCentre M73	112台
	PC(教員用)	LENOVO	ThinkCentre M83	1台
	映像配信用サブモニタ	LENOVO	ThinkVisionLT1953	57台
	モノクロプリンタ	RICOH	IPSIO SP6310	4台
	カラープリンタ	RICOH	IPSIO SPC830	1台
	スキャナ	EPSON	ES-7000H	1台
	書画カメラ	ELMO	HV-600XG	1台
732情報処理演習室2	PC(学生用)	LENOVO	ThinkCentre M73	112台
	PC(教員用)	LENOVO	ThinkCentre M83	1台
	映像配信用サブモニタ	LENOVO	ThinkVisionLT1953	57台
	モノクロプリンタ	RICOH	IPSIO SP6310	4台
	カラープリンタ	RICOH	IPSIO SPC830	1台
	スキャナ	EPSON	ES-7000H	1台
	書画カメラ	ELMO	HV-600XG	1台
511情報処理演習室3	PC(学生用)	LENOVO	ThinkCentre M73	46台
	PC(教員用)	LENOVO	ThinkCentre M83	1台
	プロジェクタ	RICOH	IPSIO PJ WX5150	1台
	モノクロプリンタ	RICOH	IPSIO SP6310	2台
	書画カメラ	ELMO	HV-600XG	1台
512情報処理演習室4	PC(学生用)	LENOVO	ThinkCentre M73	56台
	PC(教員用)	LENOVO	ThinkCentre M83	1台
	映像配信用サブモニタ	LENOVO	ThinkVisionLT1953	29台
	モノクロプリンタ	RICOH	IPSIO SP6310	2台
	カラープリンタ	RICOH	IPSIO SP C721	1台
	スキャナ	EPSON	ES-7000H	1台
	書画カメラ	ELMO	HV-600XG	1台
6208マルチメディア語学教育演習室2	PC(学生用)	DELL	OptiPlex 790	60台
	PC(教員用)	DELL	OptiPlex 790	1台
	PC用モニタ	DELL	P170S	62台
	映像配信用サブモニタ	DELL	P170S	31台
	モノクロプリンタ	RICOH	IPSIO SP6310	2台
	カラープリンタ	EPSON	PX-1004	1台
	スキャナ	EPSON	ES-7000H	1台
	書画カメラ	ELMO	HV-600XG	1台
	BD/DVDプレーヤー	SONY	BDP-S380	1台
	プロジェクタ	Panasonic	PT-D5000S	1台
	ヘッドセット	サンワサプライ	MM-HS203NC	61個
	授業支援システムサーバ	DELL	PowerEdge T310	1台

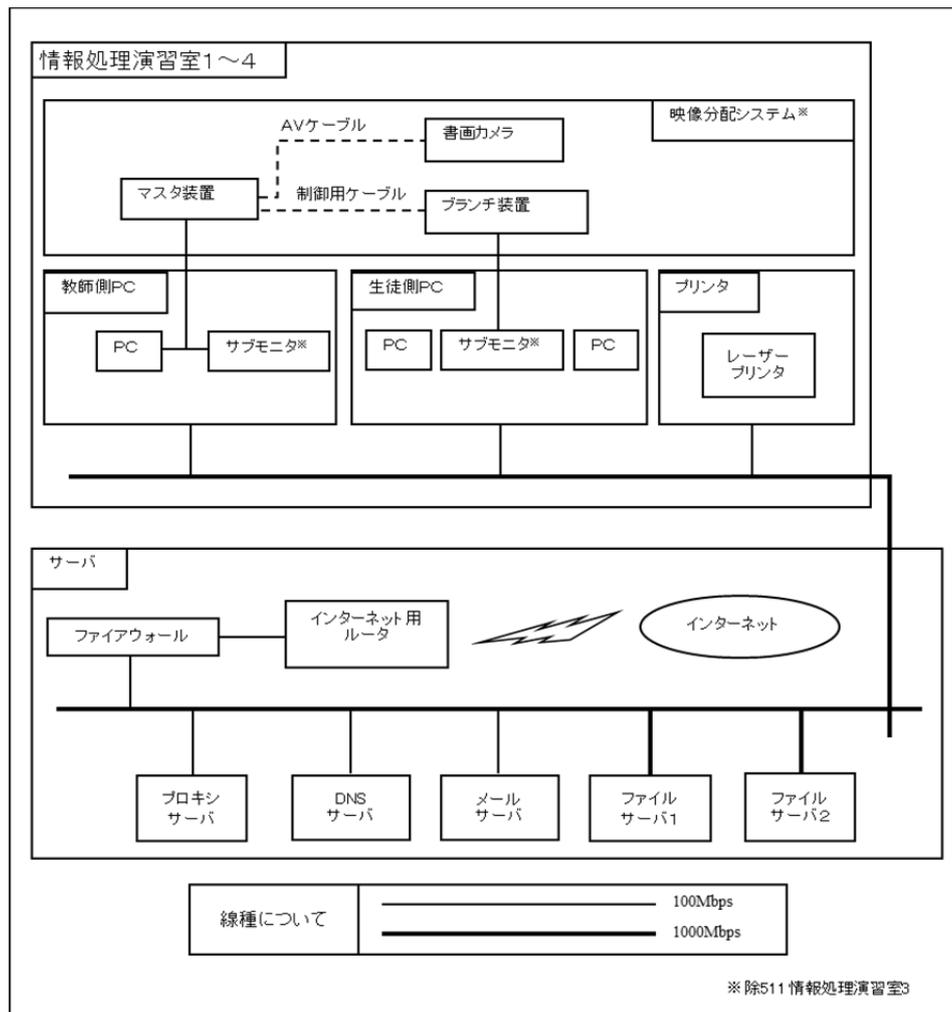


図10 情報処理演習室構成図

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、一般教育科目「コンピュータ・サイエンスⅠ」、「コンピュータ・サイエンスⅡ」が設けられ、学生はこれらの科目を受講することにより、コンピュータネットワークに関する知識及び文書作成や表計算についての技術の習得に努めている。授業で学んだ情報技術をさらに向上させるために、9時から19時までの間、授業で利用されていない情報処理演習室を学生に開放している。

図書館では、教員との連携で1年生全員を対象とした論文・レポートの書き方を紹介するDVDの上映、文献検索のガイダンスや応募制ガイダンス（自由参加）を実施している。

情報システム管理課では、教職員に1台ずつノートパソコンを配付するとともに、各事務室に事務システム運用等のための共用パソコンを設置している。また、研究室、事務室、会議室、図書館、生活創造学科準備室及び保育科資料室は学内LANに接続され、学習支援のための情報共有体制を整えている。

(b) 課題

情報技術の進歩にあわせ、支援の在り方や情報システムの導入方針を定期的に確認するとともに、これに連動した教職員及び学生の情報技術の向上についても継続した支援と情

報提供が必要である。また、情報セキュリティ対策については、技術的な対策に加え、研修会の実施などを通して利用者の意識向上を引き続き図っていかなければならない。

教育課程編成・実施の方針に基づいた学習成果を獲得させるために技術的資源の整備を行う取組みは、学生の情報教育への支援と深く関わっており、これらの取組みや支援が学内外に広く周知され、本学の教育への理解につながるよう積極的な働きかけも必要である。

テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

情報技術の進歩に合わせ、支援の在り方や情報システムの導入方針を定期的に確認する必要があり、これに連動した教職員及び学生の情報技術の向上についても継続した支援と情報提供のもと、技術的資源を活用できる教職員組織を前提とする中で、必要なアップデート等のメンテナンス、リプレースを進めていく。

FD研修やSD研修、さらには教職協働研修を通して、教育研究と管理運営の両面から、技術的資源の積極的活用が図られるようにする。

備付資料

C 技術的資源	
学内LANの敷設状況	41 学内LANの敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	42 情報処理演習室等学内配置図及び演習室内レイアウト

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の財的資源を資金収支及び事業活動収支からみると、支出が収入を上回っている状況が続いている。収入では、学生数の減少が大きく影響し、さらに平成27年度は、生活創造学科の収容定員充足率が私立大学等経常費補助金の不交付要件に該当することとなり、平成27年度の一般補助は前年度よりも減額となった。このように収入が減少している状況の中にあっても、私立大学等改革総合支援事業の採択や私立学校施設整備費補助金に採択されるなど補助金収入の増額につなげているが、短期大学としての収入全体からみると厳しい状況に変わりはない。

収入の急激な好転を見込むことができない現状から、支出面では、収入の減少に合わせて見直しを行っている。平成26年度から教員の個人研究費を減額し、新たに共同研究の枠を設けるなど、収入の減少が教育効果に大きく影響することのないように、教育研究活動に十分配慮し、学生の教育や教員の研究に必要な物品、教育用機器備品や図書、雑誌等を購入するとともに、施設の老朽化に伴う施設の充実に向けた改修を実施した。

法人全体としても、併設大学を除き、収容定員が100%を下回る状況が続き、厳しい財政である。収入を増加させるための対策を講じ、耐震対策緊急促進事業費補助金、私立学

校整備費補助金等の採択を受けることができた。また、平成27年度は、建物が台風被害を受けたことに対する多額の寄付金が集まった。加えて、平成27年度学校法人会計基準改正に伴い、長期保有を目的とした、使途が特定されていない定期預金を取崩したことなどにより、翌年度繰越支払資金が増加している。資産運用の面では、「西南女学院資産運用規程」に基づき、安全性を重視し、しかも、元本割れのない金融商品を購入している。運用責任者である本部事務局長の指導により、複数の金融機関と取引を行い、情報収集に努め、適切に資産運用を行っている。しかし、経済情勢の変化による金利の低下など、受取利息・配当金収入の財政への効果は大きいとは言えない。

平成27年度予算基本方針に基づき、経費の削減を図っているものの、平成26年度から支出超過の状況が続いている。平成27年度の翌年度繰越収支差額は△169,821千円となり、厳しい財政状態である。

貸借対照表からみると、資産全体は減少しているものの、借入金を確実に返済していることから負債は着実に減少し、「総負債比率」を13.3%まで下げることができた。また、長期的な財務の健全性をみる「純資産構成比率」は86.7%、将来の安全性をみるための「積立率」は109.7%あり、本学の存続を可能とする財政が維持されていると言える。また、退職給与引当金については、「西南女学院退職給与引当金規程」に基づき、期末要支給額の100%を基に私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との組入調整額を加減した額を計上しており、適切に管理されている。

以上のことから、本学の財的資源は、法人全体でみると健全性は担保されているものの、短期大学単体としての財政の見通しは非常に厳しいものとなっている。この見通しを踏まえ、理事会は平成28年3月に平成29年度本学生生活創造学科の募集停止を決定した。

(b) 課題

本学は、平成27年度、生活創造学科の定員充足率50%を維持できず、私立大学等経常費補助金も不交付となり、財政的に非常に厳しい状況にある。平成29年度以降、生活創造学科の学生募集停止を受け、持続可能な単科短期大学としての将来像や学生募集の在り方を模索しながら、学生確保の対策を早急に講じなければならない。これに関連して、平成28年度入学試験から行われている入学者に対する入学免除等の経済的支援の学生募集活動への効果の検証も必要である。受験者数や入学者数の現状に鑑みれば、「学生生徒等納付金」以外の収入を増加させることは必至であり、外部資金等の獲得に向けての取組みを早急に行わなければならない。法人全体としても同様に、資産運用や寄付金獲得に向けてさらなる努力を続けなければならない。例えば、平成27年度は自然災害等の影響に対するご厚志により寄付金が一時的に増加したが、平成28年度以降も恒常的に寄付を得られる態勢を整える必要がある。現在、本学公式ウェブサイトから本法人へ寄付ができるシステムの導入を検討し、寄付金増額を目指す準備を進めているところである。収入増に向けた取組みと並行して、当然、支出の見直しも重要であり、人件費の削減など、本学の教学運営に支障がでないよう、法人全体でより一層の経費削減に取り組まなければならない。

[注意]

基準Ⅲ・D-1 について

文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

(a) 現状

併設大学と合同のもと、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2013～2015年度」の策定を通じた、本学の実態把握と将来像の明確化により、具体的な対応を進めてきた。計画においては、「教育力を向上させるための体制作りを進め、学生募集の方針・実施体制の充実・強化に取り組む」ための方策として、1) 質の高い教育に裏付けられた情報発信による学生の確保、2) 質の高い教育を担保する組織体制を構築するための取組み、3) ステークホルダーからの評価を向上させるための取組み、を掲げた。

経営実態、財政の厳しい状況下、毎年、法人全体で当初予算編成時において最大の努力をするよう「予算基本方針」を立案し、理事会の承認を得ている。主な内容は、1) 経常収支が非常に厳しい状況にあるため、法人全体の財政規模の縮小に歯止めをかけることを目標に収入の増加及び経費の削減を図る、2) 学生、生徒、園児の予算定員は確実に実行する、3) 学生生徒等納付金収入以外の収入（リカレント教育等の実施、受配者指定・遺贈等の寄付金受入れ、資金運用に伴う収入等）を確保する、4) 収支改善のため人件費を抑制する、である。

学生募集対策としては、本学の教育内容、受験生の動向や近隣の短期大学の状況等を把握・分析して募集にあたっている。学生募集対策と連動する学納金計画についても、社会・経済情勢や競合する短期大学の現状を含めた環境分析、本学の経営状態を踏まえて、学納金を設定している。教員人事計画については、定年退職及び自己都合退職共に当該退職年度に人事方針を策定し、後任補充人事を行っている。計画は、短期大学設置基準に定める教員数・教授数の充足はもとより、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいた学習成果につながるよう、教員の専門性等にも留意したものとなっている。

現在、本学が主に講義や実習等で使用している建物は建築後40～50年経過しているため、建物に付随する給排水、ガス、電気、電話、冷暖房、衛生設備の老朽化が進んでいる。これらについては、計画的に順次、修繕及び更新を行っている。また、建物本体の老朽化も進行しているので、教室や実習室等の使用状況や建物耐震補強との兼ね合いも勘案しつつ計画的かつ慎重に対処する必要がある。

外部研究資金等の獲得については、「科研費研修会」を毎年実施するほか、その他の福岡県、北九州市及び助成団体（各種団体、企業等）の助成金等は募集案内を随時情報提供している。

定員充足率が低迷を続ける中、法人全体で見た場合に人件費比率は高水準にあるが、定員管理とそれに見合う経費との均衡に留意しながら教育研究への支出が20%を超えるよう努め、学生への教育のための諸計画につなげている。なお、財務情報の公開については「学校法人西南女学院財務書類等閲覧規程」を整備し、本学公式ウェブサイトにて事業報告書や財産目録等の財務情報を公開し、情報の共有化を図っている。

(b) 課題

「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2013～2015年度」の履行を終えたが、学生数の増加等、状況を好転させるまでには至っていない。このことを踏まえ、平成28年度以降の将来計画を策定しなければならない。将来計画における財政上の安定確保の関連からも、外部資金の獲得については全学的な取組みとして、まずは申請件数を伸ばすことを目標に、採択率の増加を図る必要がある。

後任補充人事については、要件に合致した人材の獲得に向けて積極的な募集・選考活動に取り組む。「特別契約教員規程」を柔軟に運用して教育の質を保証するための体制を維持しているが、人材確保に向けた全学的な努力が今後一層必要である。

財務情報の公開が、どのような形で危機意識の共有につながっているかの評価を通して、学内における中長期計画の策定等における活用につなげ、財務等への理解に向けた個々の教職員の取組みも進めていきたい。教育研究への理解とともに、管理運営の視点のうち、特に財務に対する理解は職種を超えて促進していかなければならない。

テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

引き続き収容定員を充足させる学生募集対策を行っていく。また、資産管理及び資産運用については、策定が検討される法人本部による中長期計画を踏まえながら、本学の財政健全化に資するよう実施していく。財政に関する学内的取組みとしては、教職協働のもとで外部資金の獲得を目指すこととする。

提出資料

D 財的資源	
計算書類等の概要（過去3年間） 「資金収支計算書の概要」〔書式1〕、 「活動区分資金収支計算書（学校法人）」〔書式2〕、「事業活動収支計算書の概要」〔書式3〕、「貸借対照表の概要（学校法人）」〔書式4〕、「財務状況調べ」〔書式5〕、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」〔旧書式1〕、「貸借対照表の概要（学校法人）」〔旧書式2〕	17 資金収支計算書の概要 18 活動区分資金収支計算書（学校法人） 19 事業活動収支計算書の概要 20 貸借対照表の概要（学校法人） 21 財務状況調べ 22 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 23 貸借対照表の概要（学校法人）
資金収支計算書・資金収支内訳表（過去3年間）	24 資金収支計算書・資金収支内訳表〔平成27年度〕 25 資金収支計算書・資金収支内訳表〔平成26年度〕 26 資金収支計算書・資金収支内訳表〔平成25年度〕
活動区分資金収支計算書（過去1年間）	27 活動区分資金収支計算書〔平成27年度〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/zaimu/kessan2015.pdf
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（過去1年間）	28 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表〔平成27年度〕
貸借対照表（過去3年間）	29 貸借対照表〔平成27年度〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/zaimu/kessan2015.pdf 30 貸借対照表〔平成26年度〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/zaimu/kessan2014.pdf 31 貸借対照表〔平成25年度〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/zaimu/kessan2013.pdf

消費収支計算書・消費収支内訳表(過去2年間)	32 消費収支計算書・消費収支内訳表〔平成26年度〕 33 消費収支計算書・消費収支内訳表〔平成25年度〕
中・長期の財務計画	34 検討会最終意見書 西南女学院大学短期大学部の再構築に向けて(第8章)
事業報告書(過去1年間)	35 2015年度事業報告書〔平成27年度〕 http://www.seinan-jo.ac.jp/PDF/zaimu/jigyo2015.pdf
事業計画書/予算書	36 2016(平成28)年度新規事業計画(案)/平成28年度予算書

備付資料

D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	43 寄附金募集等に関する印刷物綴り
財産目録及び計算書類 ・過去3年間(平成25年度～平成27年度)	44 財産目録及び計算書類〔平成27年度〕
	45 財産目録及び計算書類〔平成26年度〕
	46 財産目録及び計算書類〔平成25年度〕

基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

本学の各種教育資源は、財的資源の現状を背景とするさまざまな制約下でありながら、可能な限り学生の学習や学生生活に資するよう取捨選択しながら充実・見直しが図られている。この方針を堅持しつつ、今後はさらに併設校を含めた具体的な中(長)期の経営(改善)計画の策定内容に基づいた各種資源の取扱いを想定することになる。物的資源の拡充の限界を人的資源でできる限り補っていきながら、外部資金の獲得を目指して全学的な取組みを進めていくには、財務情報に基づいた危機意識の共有とそのための財務に対する理解を促進しなければならない。

以上のことは本学と併設大学とが共有している課題でもあり、この認識のもとで、学院全体としての中長期計画、これらを踏まえた短期大学としての中長期計画の策定を進めなければならない。

基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

本学における障がい者を含めた他者への対応、理解については、併設大学に保健福祉学部を有していることから学生、教職員ともに意識は高いと言える。また、キリスト教に基づく女子教育の中で、学生はこのことの大切さを学んでおり、日々の学生生活の中で実践されている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

本学は丘陵地である敷地に校舎が建設されており、校舎間移動の動線の全てを障がい者に対応させることは難しい。しかし、(1)で述べた学生と教職員の意識の中で、建学の精神「感恩奉仕」のもと、本学に集う全ての者にとって優しい教育環境を目指して努力している。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**基準Ⅳの自己点検・評価の概要**

理事長は、寄附行為第12条の規定により、「学校法人を代表し、その業務を総理する者」であり、寄附行為第6条の規定により各学校及び組織の長の常任理事を置くとともに、寄附行為第18条の規定により常任理事会を組織しその議長となり、本法人が設置する各学校及び組織から理事会に上程される案件について協議・整理するなど、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮できる者である。

また、選任される理事は、寄附行為第6条第5項及び第6項の規定に合致する者で、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有する者である。理事には本法人が設置する各学校及び組織の長が含まれることから、学校運営に必要な事項が議案として上程されており情報は伝達されている。また、学外の様々な情報についても、各所属の長から報告されるなど情報の収集はできている。

理事会は、寄附行為第17条第3項に基づき理事長が招集し、「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」第2条に規定する本学院の業務を決定している。

本学の学長は、併設大学である西南女学院大学の学長が兼任しており、「学長候補者選考規程」第3条に基づき、学内・外に適任者を求めた上で選任されている。

本学では、「西南女学院大学短期大学部学則」第47条により併設大学と合同で「大学評議会」を置き、本学の運営方針等重要事項を審議している。また、学則第47条の2において、教授会の審議事項（学長に意見を述べる事項）は、(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項、(3) 入学前の既修得単位等の認定に関する事項、(4) 他大学等における授業科目の履修等に関する事項、(5) 転学科に関する事項、(6) 教育及び研究に関する事項、(7) 教育課程の編成に関する事項、(8) 学生の賞罰に関する事項、(9) 教員及び助手の人事に関する事項、(10) 大学評議会から委託された事項、以上10種とされており、会議規則により、円滑に運営されている。教授会は学習成果及び三つの方針に対する認識のもと、教育の質的転換の確立を図るため、教育課程の体系化に関わる学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の再検討やカリキュラムマップ・ツリー作成及び学生の主体的な学習時間確保等の検討に基づいた履修規程の改正を行っている。

監事は、寄附行為第16条第1項第1号及び第2号に基づき、法人の業務及び財産の状況を監査するとともに、5月の監事監査時には公認会計士との意見交換を通して様々な情報の提供を受け、寄附行為第16条第1項第3号に基づき、法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、寄附行為第16条第1項第6号に基づき、法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。

評議員会は、寄附行為第21条第2項に基づき、41人の評議員をもって組織されており、理事の定数19人の2倍を超えている。評議員会は定例として年に3回開催され、寄附行為第23条に基づき、理事長においてあらかじめ諮問された事項について意見を述べ、寄附行為第24条に規定する法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴するなど適切に

運営されている。

学校法人は、予算編成において理事会が毎年、9月に予算の基本方針を決定し、その予算基本方針に基づいた事業計画と予算の申請（積算書）を経理責任者である本部事務局長が集約し、関係部門（各予算単位）の長と協議の上、予算原案を編成している。理事長は、寄附行為第34条に基づき、予算及び事業計画を毎会計年度開始ごとに編成し、評議員会の意見を聞いた後、理事会の審議を経て決定し、決定された事業計画と予算は速やかに関係部門に周知している。資産運用については、寄附行為第31条の趣旨を全うするため、「西南女学院資産運用規程」を置き、本学院の資産を安全、確実に運用するための基準及び方法を定めている。

平成27年5月に本学の改善や充実を円滑に実施するために、諸事項について部局横断的かつ職種横断的に必要な検討を行うために、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」第40条第1項に基づき、「西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」」を設置し、『西南女学院大学短期大学部の再構築に向けて— 西南女学院における本学の自立と寄附行為の目的達成のために —』を表題とする「最終意見書」を取りまとめ学長に提出した。この「最終意見書」の「意見の柱」とは、(1) 持続可能な単科短期大学としての組織体制を再構築すること、(2) 学科の種類は、短期大学設置基準別表第一「教育学・保育学関係」とすること、(3) 学生支援のあり方については、何ら変更が生じるものではないこと、(4) 事務組織その他教職協働のあり方については、何ら変更が生じるものではないこと、以上4つである。

「最終意見書」の提出後、本学の将来計画の方針について、学内においては教授会及び「大学評議会」による審議を経た学長決定がなされた。その後、評議員会の意見を聞いた後に理事会において、「最終意見書」が確認され、現行の2学科体制（生活創造学科・保育科）を教育学・保育学関係学科による単科短期大学とし、生活創造学科（入学定員100人）は、平成29年度から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止することとした（平成28年4月27日 学生募集停止報告文書の発送（報告済））。

なお、学生募集停止に伴う収容定員変更（減員）関係学則変更手続は平成28年秋を目途に完了する予定である。

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

基準IV-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

理事長は、寄附行為第12条の規定により、「学校法人を代表し、その業務を総理する者」であり、寄附行為第6条の規定により各学校及び組織の長の常任理事を置くとともに、寄附行為第18条の規定により常任理事会を組織しその議長となり、本法人が設置する各学校及び組織から理事会に上程される案件について協議・整理するなど、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮できる者である。寄附行為第17条の規定に基づいて開催さ

れている理事会についても、議長として「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」第2条に規定する事項を決することができるよう適切に運営している。加えて、理事長は、毎年の創立記念式や本法人の広報紙「広報 西南女学院」において寄附行為第3条に規定する本法人の目的及び建学の精神を広く発信するなどしており、建学の精神・教育理念・目的を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

理事長が理事会を招集しその議長となる旨は、寄附行為第17条第3項及び第8項に明確に規定している。理事会を構成する理事は、私立学校法第38条の規定に基づき、寄附行為第7条により適切に選任されており、選任される理事は、寄附行為第6条第5項及び第6項の規定に合致する者で、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有する者である。理事には本法人が設置する各学校及び組織の長が含まれることから、各学校の運営に必要な事項が議案として上程されており情報は伝達されている。また、学外の様々な情報についても、各所属の長から報告されるなど情報の収集はできている。なお、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第11条（役員）の解任及び退任）に規定している。

理事長は、常勤しており、院長を兼任している。これにより、院長が本学院の管理運営に関して諮問し、審議する「運営協議会」の議長を務めている。「運営協議会」の任務は、学長のほか各学校及び組織の長が構成員となり、財務、人事を始め、理事会の審議事項を整理し、決議事項を実行することである。理事長は、院長として「運営協議会」を主宰することにより、法人と短期大学との意思疎通を円滑に行い、重要事項を決定するなど、適切にリーダーシップを発揮している。また、学院外の職務として、「福岡県私学協会」の経営委員や「福岡県私学経営者協議会」の会長を務めていることから、福岡県行政や県内の学校の運営・進学状況など短期大学を取り巻く現状や課題を学内に説明している。なお、学長と本部役職者とが意思疎通を図る機会を定期的に設けており、日常的に必要な情報や課題を共有するための環境は整っている。

短期大学に置かれる、第三者評価に関する事項を審議する「点検評価改善会議」は、本法人の常任理事である学長が招集し、その議長を務め、理事である学部長がその構成員となっている。理事会には、学長から第三者評価に係る『自己点検・評価報告書』が提出され、これを承認するなど、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

なお、本法人は、寄附行為第3条に教育基本法及び学校教育法に従うことを明記し、これを認識しており、関係法令及び内部規則等に則った学校運営を行っている。

(b) 課題

寄附行為第7条第1項第5項の理事（学識経験者）が1人欠員となっているため、早急の補充を要する。

テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

寄附行為第7条第1項第5項の理事（学識経験者）が1人欠員となっているため、早急に補充する。

提出資料

A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	37 学校法人西南女学院寄附行為

備付資料

A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ・第三者評価を受ける年度（平成28年5月1日現在）	47 理事長履歴書
学校法人実態調査表（写し） ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	48 学校法人実態調査表〔平成27年度〕 49 学校法人実態調査表〔平成26年度〕 50 学校法人実態調査表〔平成25年度〕
理事会議事録 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	51 理事会議事録〔平成27年度〕 52 理事会議事録〔平成26年度〕 53 理事会議事録〔平成25年度〕
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程 人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準	54 学校法人西南女学院規程集 組織・総務関係 第1編 法人 (1) 西南女学院本部規程 (2) 学校法人西南女学院院長規則 (3) 西南女学院キリスト教センター規則 (4) 学校法人西南女学院個人情報の保護に関する規則 (5) 学校法人西南女学院公益通報に関する規程 (6) 西南女学院文書取扱規程 (7) 西南女学院文書取扱細則 (8) 西南女学院公印管理規程 (9) 学校法人西南女学院規則等取扱規程 (10) 学院規則等制定及び改廃手続細則 (11) 西南女学院組織連携協議会内規 (12) 西南女学院防災管理規程 (13) 学校法人西南女学院財務書類等閲覧規程 (14) 各種委員会規程 第2編 大学 (15) 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則 (16) 教学IR推進室に関する内規 (17) 保健室規程 (18) 大学公印管理規程細則 (19) 大学文書処理等細則 (20) 点検評価改善会議規程 (21) 委員会及び執行機関の役割に関する規程 (22) 附属図書館規程 (23) 学生個人情報保護規則 (24) 大学における情報セキュリティポリシー 人事・給与関係 第1編 法人 (25) 学校法人西南女学院就業規則 (26) 懲戒処分（就業規則第67条関係） (27) 就業規則第22条兼職禁止に関する了解事項 (28) 西南女学院育児・介護休業等に関する規程 (29) 育児・介護休業等に関する労使協定 (30) 妊娠中及び出産後1年を経過しない女子職員の母性健康管理に関する措置（就業規則第33条の2関係） (31) 定年に関する規程 (32) 高年齢者雇用確保措置に関する労使協定 (33) 選択定年制度に関する規程 (34) 西南女学院人事公正委員会規程 (35) 西南女学院事務職員、労務職員採用に関する規程 (36) 西南女学院事務職員、労務職員採用手続に関する規程

<p>財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程</p> <p>教学関係 学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程</p>	<p>(37) 西南女学院事務職員及び労務職員人事委員会規程 (38) 西南女学院給与規程 (39) 西南女学院職員退職金規程 第2編 大学 (40) 西南女学院大学短期大学部「教員資格審査基準」 (41) 西南女学院大学短期大学部「教員任用基準細則」</p> <p>財務関係 第1編 法人 (42) 西南女学院旅費規程 (43) 西南女学院海外旅費規程 (44) 学校法人西南女学院経理規程 (45) 調達規程 (46) 固定資産及び物品管理規程 (47) 減価償却に関する規程 (48) 西南女学院基本積立金規程 (49) 西南女学院資産運用規程</p> <p>教学関係 第2編 大学 (50) 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則 (51) 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則 (52) 学長候補者選考規程 (53) 学部長候補者選考規程 (54) 学科長候補者選考規程 (55) 大学入学試験会議規程 (56) 大学入学試験会議実務細則 (57) 研究取扱規則 (58) 紀要規程 (59) 大学共同研究費取扱規程 (60) 大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程 (61) 大学キャンパス・ハラスメント相談員規程 (62) 大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン (63) 大学特待生規程 (64) 大学特別奨学生規程 (65) 大学特別奨学生規程細則 (66) 大学一般奨学生規程 (67) 大学一般奨学生規程細則 (68) 大学私費外国人留学生授業料減免規程</p>
--	--

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

基準IV-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の学長は、併設大学である西南女学院大学の学長が兼任しており、「学長候補者選考規程」第3条に基づき、学内・外に適任者を求めた上で選任されている。

学長は、将来計画の方針をはじめとする大学の重要事項を審議し、学長に意見を述べる「大学評議会」の議長であり（会議規則第3条）、リーダーシップを発揮できる学内の体制

は整えられている。「大学評議会」は学則第47条を根拠に併設大学と合同で置かれ、本学の運営方針等重要事項を審議し、学長に意見を述べることとされている。学則第47条6項の各号として、「大学評議会」は、(1) 本学の将来計画の方針に関する事項、(2) 本学の人事計画（非常勤講師を含む。）の方針に関する事項、(3) 本学の予算の方針に関する事項、(4) 入学者数に関する事項、(5) 本学の危機管理に関する事項、(6) 委員会等の設置及び廃止に関する事項、(7) 学則その他諸規定の制定及び改廃に関する事項、(8) 教授会又は別科会から付議された事項、(9) 学部間又は学部別科間に係る事項、(10) 法人本部に提出する事項のうち、学長が必要と認めた事項、(11) その他学長が必要と認めた事項、以上11種を「意見を述べる事項」に定めている。

また、本学には、学長を補佐する学部長の職として「大学短期大学部長」を置いており、学内におけるトップダウンとボトムアップが円滑に行われるような職制となっている。加えて、「副学長候補者選考規程」第2条により、学長が必要と認めた場合には「副学長」を選考することができることとされ、この「副学長」は同3条により、「大学評議会」に諮り学長が指名することになっていることから、学長のリーダーシップを補佐する職制も整っている。さらに、学長は、常任理事として理事会に出席し、短期大学の重要案件を説明するとともに、法人の方針を短期大学の運営に反映させているなど、学校法人の役員の立場からもリーダーシップを発揮することができている。

例えば、学長のリーダーシップのもとで策定された「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部将来計画2013～2015年度」においては、建学の精神に基づく本学のビジョンの明確化をはじめ、本学の向上・充実に向けた「教育の理解とサポート」、「FD」、「学生数の確保」、「地域との連携」、「自己点検・評価」等の取組みが推進されている。

なお、学内における学長の職務権限は、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」に校務をつかさどり、職員を統督するとして明示しており、学校法人における短期大学学長としての業務権限は、理事会の業務及びその職務権限の委任について規定した「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」に短期大学の教育・研究に関する業務として明示している。

教授会は、学則第47条の2第1項に設置を規定し、同条第8項の各号として教授会は、(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項、(3) 入学前の既修得単位等の認定に関する事項、(4) 他大学等における授業科目の履修等に関する事項、(5) 転学科に関する事項、(6) 教育及び研究に関する事項、(7) 教育課程の編成に関する事項、(8) 学生の賞罰に関する事項、(9) 教員及び助手の人事に関する事項、(10) 大学評議会から委託された事項、以上10種を「意見を述べる事項」に定めている。本学の教授会は併設大学の教授会とは別に行われ、議事録は会議規則の規定により次回教授会において承認を得ており、承認後は電子掲示板に掲示している。また、学則第47条の3の規定に基づき、教授会に付議又は報告する事項を整理する「運営会議」が併設大学と合同で置かれている。

なお、「大学評議会」、教授会、「運営会議」などの諸会議は、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」によって会議運営等の詳細が規定されており、円滑に運営されている。

教授会は学習成果及び三つの方針に対する認識のもと、教育の質的転換の確立を図るた

め、教育課程の体系化に関わる学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の再検討やカリキュラムマップ・ツリー作成及び学生の主体的な学習時間確保等の検討に基づいた履修規程の改正を行っている。教授会とともに教育上の委員会として、「教務委員会」、「学生委員会」、「就職委員会」、「教職課程委員会」、「国際交流委員会」、「教育経費予算配分委員会」を設置している。これらの委員会活動と併せて、本学を構成する各組織及び機関それぞれの使命・目的を達成するため、学長が議長となる「点検評価改善会議」を設置し、自己点検・評価を行っている。

(b) 課題

今後も、学長のリーダーシップのもとで策定される将来計画によって、建学の精神に基づく本学のビジョンの明確化をはじめ、本学の向上・充実に向けた「教育の理解とサポート」、「FD」、「学生数の確保」、「地域との連携」、「自己点検・評価」等といった取組みを推進する。

テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

学長のリーダーシップのもと、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部将来計画2013～2015年度」の達成状況を点検・評価した上で、次期中長期計画となる平成28～30年度の将来計画を策定し、着実に実行する。将来計画の策定にあたっては、「短期大学」、「教学マネジメント」、「学生支援」、「入学試験・学生募集」、「研究倫理・研究推進」及び「地域活動推進」の項目について、取り組むべき主要な施策及び実施計画を定め、教育研究水準の向上を目指す。

備付資料

B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ・教員個人調書 [書式1] (平成28年5月1日現在) ・専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間 (平成23年度～平成27年度) の教育研究業績書 [書式2]	55 学長履歴書
教授会議事録 ・過去3年間 (平成25年度～平成27年度)	56 教授会議事録 [平成27年度] 57 教授会議事録 [平成26年度] 58 教授会議事録 [平成25年度]
委員会等の議事録 ・過去3年間 (平成25年度～平成27年度)	59 各種委員会議事録綴り [平成27年度] 60 各種委員会議事録綴り [平成26年度] 61 各種委員会議事録綴り [平成25年度]

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

基準IV-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

監事は、私立学校法第37条第3項の職務の規定について、寄附行為第16条に基づき、その職務を適切に行っている。監事は、法人の業務及び財産の状況を適切に監査しており、5月の監事監査時には公認会計士との意見交換を通して様々な情報の提供を受け、法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。理事会及び評議員会には、毎回出席して意見を述べ、創立記念式、「キリスト教教育特別講演会」、「クリスマス礼拝」のほか学校行事に出席し法人全般の把握に努めている。また、文部科学省主催の学校法人監事研修会に出席し、監事の役割及び私学行政の現状と課題について研修を受け、1月の公認会計士による中間監査では、事業計画に基づく工事完了確認に同行し、公認会計士と監事による情報交換を行うなど監事の職務の充実に努めている。

(b) 課題

公認会計士や内部監査部門との連携に努め、監査機能の一層の充実を図る。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

基準IV-C-2の自己点検・評価

(a) 現状

評議員会は、寄附行為第21条第2項に基づき、41人の評議員をもって組織されており、理事の定数19人の2倍を超えている。評議員会の開催は、理事長において、寄附行為第23条に基づき、定例として招集され、3月に翌年度の事業計画及び当初予算について、9月に当年度の補正予算についてあらかじめ意見を述べ、5月に前年度の事業報告、決算報告及び監事監査報告について理事会及び監事の報告を受けている。評議員会は、寄附行為第24条に基づき、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を受けるなど、適切に運営されており、法人のチェック機関としての機能を有している。

(b) 課題

※ 無し

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

基準IV-C-3の自己点検・評価

(a) 現状

学校法人は、予算編成において理事会が毎年、9月に予算の基本方針を決定し、その予算基本方針に基づいた事業計画と予算の申請（積算書）を経理責任者である本部事務局長

が集約し、関係部門（各予算単位）の長と協議の上、予算原案を編成している。理事長は、予算原案に基づき予算案を作成し、3月に評議員会の意見を聞いた後、理事会の審議を経て決定し、決定された事業計画と予算は速やかに関係部門に周知している。

予算の執行については、各担当部署において本法人の財務システムより執行状況を随時、確認し、適正に執行している。「学校法人西南女学院経理規程」、「調達規程」に基づき、日常的な出納業務は本法人の財務システムの予算・学納金・業者支払等管理により円滑に実施され、毎月、月次資金収支計算書を作成し、経理責任者（本部事務局長）を経て理事長に報告している。計算書類、財産目録等は、毎年度、公認会計士による十数回の監査を経て、監事の監査報告書にも記載されているとおり、本法人の経営状況及び財務状態を適正に表示している。

公認会計士の監査意見では、毎年、独立監査人の監査報告書で「資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（平成26年度以前は消費収支計算書）、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人西南女学院の3月31日をもって終了する会計年度の経営状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との報告を受けている。

資産管理については「固定資産及び物品管理規程」、資産運用については「西南女学院資産運用規程」に基づき、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理を行い、記録し、安全かつ適正に管理している。資産の運用は安全を第一（元本割れのないものを基本）とし、かつ有利に運用している。

寄付金募集については、次の3つを行っている。

1) 入学記念寄付

毎年5月上旬から中旬頃に、新入生の保護者宛に、一口30,000円を目安として、案内文書を郵送している。

2) 卒業記念寄付

毎年3月上旬から中旬頃に、卒業予定者の保護者宛に、一口30,000円を目安として、案内文書を郵送している。

3) 西南女学院維持会加入

会費制による西南女学院への寄付金募集の西南女学院維持会（年会員：一口5,000円以上、終身会員：一口100,000円以上）への加入・寄付の案内文書を教職員へは毎年4月に配布し、卒業生や企業へは毎年11月から12月頃に郵送している。

寄付金の振込みは、指定銀行口座で受け入れ、毎月、月末締め処理をし、年度末に振替し、引当資産に計上して適正に管理している。学校債の発行はしていない。

教育情報の公開としては、学校教育法施行規則第172条の2及び私立学校法第47条第2項に基づき本学公式ウェブサイトのトップに「教育情報の公表」のバナーを設け、広く社会に公開している。財務情報の公開としては、私立学校法第47条第2項及び「学校法人西南女学院財務書類等閲覧規程」に基づき、決算終了後2月以内となる5月開催の理事会終了後、速やかに財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書（消費収支計算書）、

事業報告書及び監事作成の監査報告書を本部及び各設置校の事務室に備え付けて利害関係人への閲覧に供するとともに、本学公式ウェブサイト上に掲載し、情報の公開を行っている。

また、資金収支計算書、事業活動収支計算書（消費収支計算書）、貸借対照表にそれぞれ詳細な解説を加えて掲載した「広報 西南女学院」を毎年、本法人の全教職員、学生・生徒・園児の保護者、退職した教職員、同窓会各支部、近隣の小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学に広く配布している。

(b) 課題

法人全体の併設校を含む中・長期計画の策定が急務である。

資産運用については収入の増加を図るため、「西南女学院資産運用規程」に基づき、銀行の定期預金以外に元本保証が安全で確実な有価証券等の運用を検討している。

寄付金募集の課題としては、年々、学生数の減少や経済環境の悪化により寄付金収入の低迷が続いている。このような状況から、より一層の寄付への理解と賛同を得るために、従来から行われている銀行や郵便局等からの寄付に加えて、本学公式ウェブサイトから本法人へ寄付ができるシステムの構築について検討を進めていく。

テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

監事と公認会計士との一層の連携のもとで、本法人としての資産運用の在り方、寄付金募集の在り方などを検討していく。

備付資料

C ガバナンス	
監事の監査状況 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	62 監事の監査状況
評議員会議事録 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）	63 評議員会議事録〔平成27年度〕
	64 評議員会議事録〔平成26年度〕
	65 評議員会議事録〔平成25年度〕

基準IV リーダーシップとガバナンスの行動計画

理事長及び学長のリーダーシップにより各種会議及び諸手続が、関係法令に沿って適切に運営管理されるよう、現状の維持に努める。

学校法人としての財源確保の観点から、資産運用については、規程に基づき元本保証が安全で確実な運用を検討し、あわせて恒常的に寄付金を得ることができるよう、寄付への理解と賛同を得るための具体的取組みを検討する。

学校法人全体のガバナンスを担保するための方策の一つとして、平成25年に「学校法人西南女学院公益通報に関する規程」を制定した。以降、一層のガバナンス強化を課題としてきたが、平成28年度第1回理事会において、理事長が総理する内部監査部門を置く規程を制定した。

基準IVについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

イ. 「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」について

本学は、昭和25年に西南女学院短期大学として設立されてから65年間、我が国における短期大学制度創生期の礎として、また地域においてキリスト教に基づく女子教育を実践する重要な拠点として、その使命を果たしてきた。

この間、社会情勢の変化、少子高齢化の進展等、学校を取り巻く環境の変化に短期大学としての立場から慎重かつ柔軟に対応してきた本学は、現在、生活創造学科と保育科の2学科を有し、キリスト教を教育の基本としてよき社会人を育成することを目的に、女子に対する高い教養を授け専門の教育を実施している。

近年、加速する少子化とあわせて、専修学校・各種学校教育の振興が文部科学省の方針として進められていることに鑑み、本学は、専修学校・各種学校の動向をうかがいつつ、少子化等への対応も十分に考慮し、「短期大学としての教育研究の実施による地域社会への貢献」及び「建学の精神の堅持」の在り方を、現行の組織、教育課程、管理運営等、総合的な観点から検討し、必要に応じて見直し、改善及び充実させる必要があるとの判断に至った。

本学の改善や充実を円滑に実施するために、諸事項について部局横断的かつ職種横断的に必要な検討を行い、本学が学校法人西南女学院寄附行為第3条に掲げる目的を達成するための短期大学たる学校として、その使命を全うできるよう必要な措置を講じるために、学長は「大学評議会」の議を経て、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」第40条第1項に基づき、「西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」」を設置した（平成27年5月14日）。

「検討会」の目的は、短期大学である本学が、学校法人西南女学院寄附行為第3条に掲げる目的を達成するための学校として、その使命を全うできるよう、部局横断的かつ職種横断的に現行の組織、教育課程、管理運営等、総合的な観点から検討し、講ずべき必要な措置について学長に対して意見を述べることである。

検討事項は、(1) 本学の組織体制等に関する事項、(2) 本学の教育課程等に関する事項、(3) 本学の教員構成等に関する事項、(4) 本学の学生支援等に関する事項、(5) 本学の学生募集・入学試験等に関する事項、(6) 本学の管理運営等（統計資料を含む）に関する事項、(7) 法令及び内部規則等に関する事項、(8) その他検討会が必要と認めた事項、以上8種である。構成員は、事務部長（責任者）、附属図書館長（副責任者）、庶務課長・情報システム管理課長（副責任者）、入試部長、教務部長、学生部長、入試課長、教務課長、学生課長、就職課長、会計課長、施設課長、図書課長とし、事務局を庶務課に置いた。検討会には検討事項に沿う形で部門が設置され、検討会構成員は、それぞれの分掌に応じて各部門に配置された。検討会の概念図は、図11のとおりである。

検討会には、本学（短期大学）の教員は含まれていない。このことの意義は、理想的な短期大学を構築するために、本学の「運営」に関わっている役職者が教学の視点（教務部・学生部・入試部・図書館としての視点）と管理の視点（事務局としての視点）から、利益を代表せず、利害を超えて、現実を的確に捉え、根拠に基づき、そして何よりも前向きに

検討することを基本姿勢とし、検討の適切性・誠実性・有効性といった検討の結果を揺るぎないものにするための一定の手段とした。このような事情を学部長(大学短期大学部長)も理解した上で、検討会の発足について学長から理事会にも報告がなされ、了承された。

平成27年5月から実働した検討会は、12月8日に『西南女学院大学短期大学部の再構築に向けて— 西南女学院における本学の自立と寄附行為の目的達成のために —』を表題とする「最終意見書」を取りまとめ学長に提出した。「最終意見書」は教授会及び「大学評議会」の議を経て採択につき学長決定がなされた(平成28年2月5日)。「最終意見書」の「意見の柱」とは、(1) 持続可能な単科短期大学としての組織体制を再構築すること、(2) 学科の種類は、短期大学設置基準別表第一「教育学・保育学関係」とすること、(3) 学生支援のあり方については、何ら変更が生じるものではないこと、(4) 事務組織その他教職協働のあり方については、何ら変更が生じるものではないこと、以上4つである(後掲の「検討会最終意見書の概要」を参照)。

学内における「最終意見書」の採択決定後、法人本部との事前協議を経て平成27年度第5回理事会において、「最終意見書」が確認され、現行の2学科体制(生活創造学科・保育科)を教育学・保育学関係学科による単科短期大学とし、生活創造学科(入学定員100人)は、平成29年度から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止することとした。なお、本件は、同日開催の第4回理事会で、この議案について協議し、平成27年度第3回評議員会の意見を聞いた後、審議・承認したものである。

ロ. 生活創造学科学生募集停止の理事会決定後の経過について

生活創造学科学生募集停止の理事会決定後、学内においては、文部科学大臣への報告準備とそれに先立つ在學生(新入生含む)及び保護者等のステークホルダーへの「お知らせと対応」の検討を開始した。

平成28年4月27日の「チャペルアワー」終了後、生活創造学科1年生及び2年生を対象に、学長、学部長、学科長、事務部長による説明会を開催した。あわせて、同日付、保護者向けに「生活創造学科で学んでおられる学生の保護者の皆様へ — 学生募集停止に関するお知らせと対応 —」という文書を発送するとともに、文部科学大臣に対して学生募集停止の報告書を発送し、5月2日に本学公式ウェブサイト公表した。

公表後の段階でもさらに生活創造学科学生のフォローアップに資すべく、5月10日に2回目の説明会を開催し、学習等(教務部、附属図書館)や学生生活・進路等(学生部)に関する詳細な説明が行われた。また、5月11日の「チャペルアワー」終了後には、保育科の在學生に生活創造学科の学生募集停止を伝えるため、大学短期大学部長から本学学生全員に説明が行われた。今後、保護者懇談会の機会に説明を行うことができるよう準備を進めている。

なお、学生募集停止に伴う収容定員変更(減員)関係学則変更手続は平成28年秋を目途に完了する予定である。

ハ. 検討会の取組み等についての自己点検・評価

「西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」」は、近年における本学検討会制度が適切に運用された好例であると言える。学生

募集停止に係る手続に関する主たる会議体として、教授会、「大学評議会」、理事会があげられるが、これらの会議に先立ち、検討会は部局横断的かつ職種横断的な立場から、特に本学の中長期計画の策定に関し十分に機能した。「最終意見書」に記されている以下の記述は、検討会による検討を経て、西南女学院において共有されるに至った理念である。

本意見書の改善及び充実に係る基本的立場は、我が国短期大学制度が過渡期を迎える中で、西南女学院に置かれる「短期大学」を持続可能性の観点から如何にして守るかという一点にある。この立場は、検討会が本学によって設置され本学に置かれたからこそ堅持できたのである。本検討会は、最終意見書をもって、単科という道を選択してもなお、西南女学院にとって短期大学は必要であるという態度を女学院と社会に表明しようとしている。

(「最終意見書」、66～67ページ)

また、上記の理念を西南女学院大学短期大学部（本学）と西南女学院大学（併設大学）は、「2015年度第17回大学評議会」において共同して次のとおり確認したことも、本学の将来にとって意義を持っている。

参考資料

西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」における『最終意見書』の採択に伴う附帯確認事項

2016(平成28)年2月5日
2015年度第17回大学評議会

西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部（以下、本学という。）は、西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」における最終意見書が学長決定によって採択されることに伴い、次のことを確認する。

- 1 最終意見書の諸計画が実施されるにあたって、本学は、西南女学院大学短期大学部の維持及び発展のために、共同連帯の理念のもと、短期大学教育の重要性に対する理解を深め、これらを広く社会に周知すべく、特段の配慮を行い、必要な措置を講ずべきである。
- 2 最終意見書の諸計画が実施されるにあたって、本学は、西南女学院大学短期大学部の歴史と伝統を尊重し、これらを当該諸計画に反映させるよう努め、もって広く社会に西南女学院における短期大学の歴史と伝統を伝え続けるべく、特段の配慮を行い、必要な措置を講ずべきである。
- 3 最終意見書の諸計画が実施されるにあたって、本学は、西南女学院大学短期大学部への意見内容から本学のすべての構成員が自らを省み、本学の立地地域の若年者の状況及び地方創生等の政策動向並びに地域ニーズを主体的に受け止め、西南女学院の寄附行為の目的達成と建学の精神の具現化のための、本学とその構成員一人ひとりに与えられた使命を全うできるよう、特段の配慮を行い、必要な措置を講ずべきである。

以上

短期大学基準協会による短期大学第三者評価の受審の前段階での本学に関する詳細な検証は、自己点検・評価活動の一環であるとも評価でき、また、検討会に本学（短期大学）教員が含まれていない点は、学内第三者評価としての意味をも持っている。この検討会組織を手掛かりに「点検評価改善会議短期大学第三者評価部会」が設置された点も第三者評価との関連を象徴している。

検討会は、平成28年3月24日開催の「2015年度第21回大学評議会」における確認をもって解散しているが、「点検評価改善会議短期大学第三者評価部会」に理念や手法が継承され、また、「最終意見書」を基礎とする本学教員による中長期的視野に立った取組みの検討も始まっている。

検討会による検討と検討結果としての生活創造学科の学生募集停止は、短期大学教育の持続可能性という観点から、本学の将来にとって前向きな意味を持っており、このことは、「附帯確認事項」から理解されるように、本学院において共有され、尊重されている。

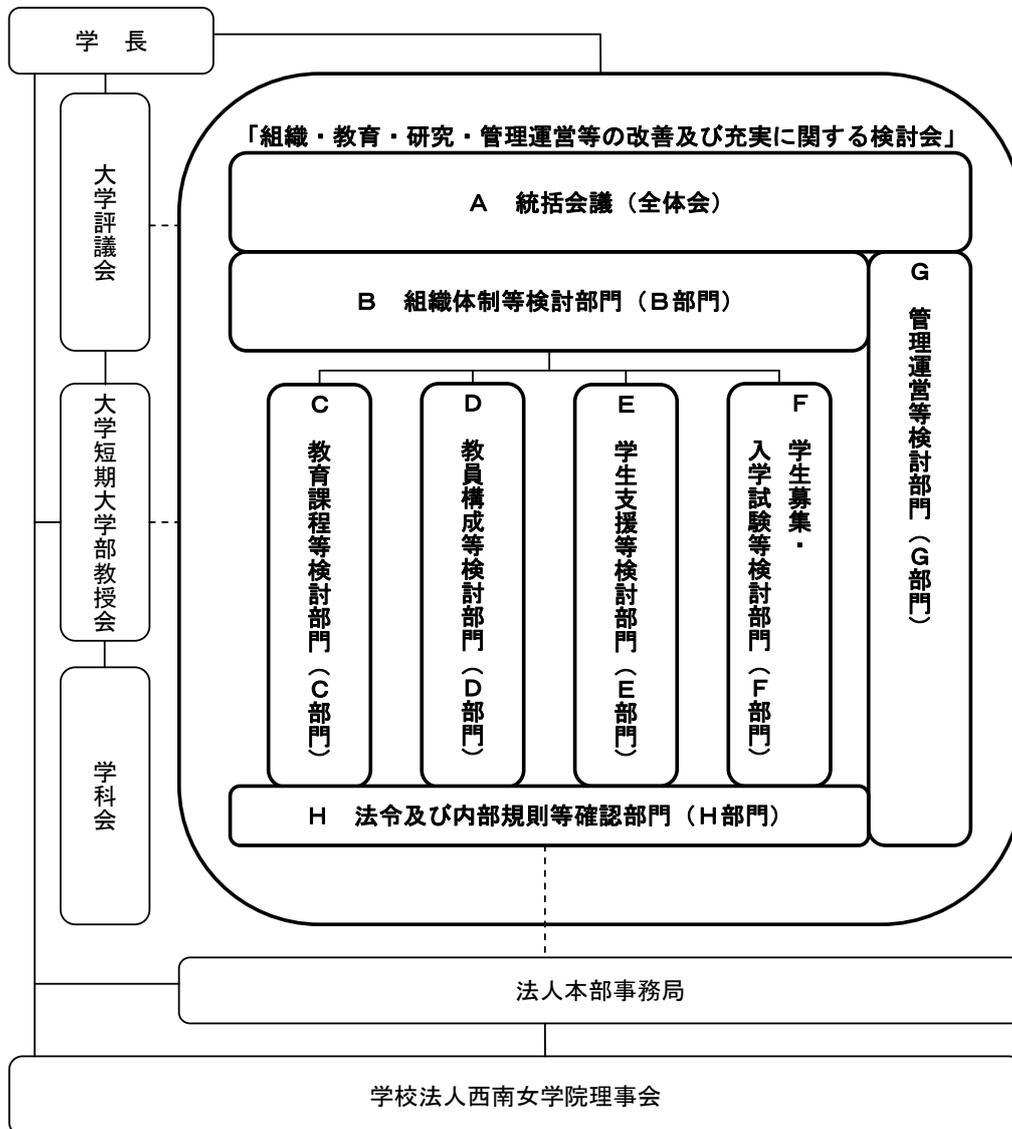


図11 検討会 概念図

西南女学院大学短期大学部の再構築に向けて
検討会最終意見書の概要

1 意見の柱

- 持続可能な単科短期大学としての組織体制を再構築する。
- 学科の種類は、短期大学設置基準別表第一「教育学・保育学関係」とする。
- 学生支援のあり方については、何ら変更が生じるものではない。
- 事務組織その他教職協働のあり方については、何ら変更が生じるものではない。

2 改善及び充実の内容

現 状 2 学科制短期大学	改善・充実 単科短期大学
<p>① 教育課程：教育学・保育学関係の単科短期大学としての教育課程再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生数減少による履修者減及びクラス編制の再考 ・生活創造学科における特別契約教員による教育課程運営 ・保育科において保育士資格を有する専任教員がいない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育学・保育学関係」による教育課程の再構築 ・専兼比率の改善 ・教育課程及び学修支援の充実 ・附属幼稚園及び関連保育園との効果的連動
<p>② 教員構成：教員組織の一元化による教育研究機能及び管理運営機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置基準上必要教員数が5名の生活創造学科の現有は6名 ・保育科教員の出張は実習巡回であり業務負担 ・新規任用年度に非常勤講師出講の事例 ・共同学科会の開催 ・限られた人的資源で教育研究・管理運営を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の一元化による教育研究・管理運営の充実 ・家政系教員と教育学・保育学系教員による教育課程運営 ・一元化された教員組織での教養・資格教育の充実
<p>③ 学生支援：単科短期大学への移行によっても変更・阻害されることのない従来どおりの学生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生のサークル加入率は全国平均と概ね一致 ・学費として日本学生支援機構奨学金の役割は大きい ・学生相談室への相談者数は漸増 ・就職支援行事への参加は積極的である ・生活創造学科の進路未決定者が目立つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・単科短大が変更・阻害することのない学生支援のあり方 ・学友会活動の活性化による、本学自体の活性化 ・保育科専門職への就職支援の重点化
<p>④ 学生募集・入学試験：生活創造学科の学生募集を停止し、1 学科制への速やかな移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活創造学科は学科名称変更以来、定員割れの状況 ・北九州市18歳女性人口は減少傾向 ・福岡県内の家政系学科の多くは収容定員を充足していない ・保育系学科には地域性による充足状況の偏りは見られない ・学費及び学費支援制度については、他の短大と大差はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育学・保育学関係」学科への学生募集活動の傾注 ・人的・経費的、その他あらゆる面での資源集中
<p>⑤ 管理運営：学修・学生支援機能及び管理運営機能の1 学科への傾注</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務組織は併設大学と一元化されている ・本学及び併設大学は一元化の利益を共有している ・全学的な管理運営における短期大学部への配慮はある ・組織一元化体制での教員と事務組織との連携は良好 ・連携について、短期大学としての自らの働きかけも必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・単科短期大学事務組織としての体制・機能の充実 ・教職協働を理念とする中で本学の再生に参画 ・事務組織における教学系部局と管理系部局の有機的連携 ・事務組織の資質向上と短期大学教育・運営への理解
<p>⑥ 組織体制：単科短期大学としての組織体制の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活創造学科と保育科は、「教養教育」でつながっている ・専門学校との比較において教養教育の重要性を強調 ・総合的教養教育と職業人育成教育を具現化できる体制 ・財政の緊縮に伴う連鎖的悪循環による再生産の困難 ・現行2学科制に内在する不確実性が多く存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者養成、女子教育の要望に応える女子短期大学 ・単科短期大学としての機能・資源の集約 ・管理運営の効率化 ・教職員の本務に対する意識の高揚と本学の再生 ・本学に対する併設大学及び法人本部による総合的支援
<p>⑦ 中長期計画：財政の推移をも勘案した、量質両面からの充実を目指した諸計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い教育に裏付けられた情報発信による学生の確保 ・質の高い教育を担保する組織体制を構築するための取組 ・ステークホルダーからの評価を向上させるための取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能分化と教育の質を重視した単科短期大学の構築 ・学科名称及び教育課程の検討体制と変更等時期の重要性 ・教職協働文化を醸成させるための第三者評価への期待 ・財務体質改善のための組織と学生確保の模索 ・現行を踏襲する「教育学・保育学関係」学科の収容定員
<p>⑧ 第三者評価：検討成果の全学的共有と教職協働体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内教員及び教育支援職員による独自の取組 ・関係役職者を含めた全学的取組の遅延 ・第三者評価を意識した検討会による検討作業 ・検討会初期段階における学内と検討会の意識の乖離 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学内第三者評価」としての検討会による検討過程 ・検討成果の自己点検・評価活動への活用 ・検討会組織の第三者評価対応組織への発展的移行 ・検討会をめぐる学内の「違和感」の解消、「共感」へ

先人の“祈り”と限られた資源に対して真摯に向き合う、持続可能なキリスト教主義女子短期大学としての道

全 日 程

【大学評議会関係】

平成27年

5月14日 2015年度第4回大学評議会

審議事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」の設置について

10月 1日 2015年度第10回大学評議会

報告事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」報告

10月 8日 2015年度第11回大学評議会

報告事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」報告

12月10日 2015年度第14回大学評議会

報告事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」報告

平成28年

1月14日 2015年度第16回大学評議会

審議事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」における「最終意見書」について

2月 5日 2015年度第17回大学評議会

審議事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」における「最終意見書」の取扱いについて

3月 3日 2015年度第19回大学評議会

審議事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」における「最終意見書」に基づく大学短期大学部の将来計画の方針の取扱いについて

3月 3日 2015年度第20回大学評議会

審議事項

- 西南女学院大学短期大学部の将来計画の方針について

3月24日 2015年度第21回大学評議会

報告事項

- 大学短期大学部生活創造学科の学生募集停止について

【大学短期大学部教授会関係】

平成27年

7月16日 2015年度第5回西南女学院大学短期大学部教授会

報告事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」報告

8月 6日 大学短期大学部長、生活創造学科長、保育科学科長へのヒアリング

10月 8日 2015年度第8回西南女学院大学短期大学部教授会

報告事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」報告

12月10日 2015年度第13回西南女学院大学短期大学部教授会

報告事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」報告

平成28年

1月14日 2015年度第15回西南女学院大学短期大学部教授会

審議事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」における「最終意見書」について

2月18日 2015年度第19回西南女学院大学短期大学部教授会

報告事項

- 大学評議会報告
・西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」における「最終意見書」の取扱いについて

3月 3日 2015年度第20回西南女学院大学短期大学部教授会

審議事項

- 西南女学院大学短期大学部の将来計画の方針について

3月24日 2015年度第23回西南女学院大学短期大学部教授会

報告事項

- 大学短期大学部生活創造学科の学生募集停止について

【検討会（統括会議）関係】

平成27年

5月21日 第1回西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」

検討事項

- 検討・実施の方針について
- 第一段階【分析段階】工程及び部門内作業について

その他

- 本検討会と短期大学評価基準との関係について

7月 9日 第2回西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」

検討事項

- 第二段階【計画段階】「計画」について
- 第二段階【計画段階】工程及び部門内作業について
- 大学短期大学部教授会への報告・説明について

9月10日 第3回西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」

検討事項

- 部門原案（意見書）について
- 検討会中間報告書について
- 第三段階【周知段階】工程及び部門内作業について
- 第四段階【調整段階】工程及び部門内作業について
- 各種会議の開催日程（案）について

10月 8日 第4回西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」

検討事項

- 大学評議会及び大学短期大学部教授会の開催に伴う事前確認

その他

- 大学短期大学部教授会座席表について
- 「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会書類綴り」等の取り扱いについて

11月26日 第5回西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」

検討事項

- 検討会最終意見書について
- 第五段階【実施予定段階】及び第六段階【実施段階】工程について
- 各種会議の開催日程（案）について

その他

- 最終意見書の取り扱いについて

【組織体制等検討部門（B部門）関係】

平成27年

6月 4日 第1回組織体制等検討部門

検討事項

- 組織体制からみた大学短期大学部の現状について

その他

- 組織体制上の懸案事項について

7月30日 第2回組織体制等検討部門

検討事項

- 2015年度第5回大学短期大学部教授会における質疑応答及び意見交換内容の確認
- ヒアリングの実施について
- 組織体制等改編の見通しについて

8月21日 第3回組織体制等検討部門

検討事項

- 組織体制等検討部門 部門原案（意見書）について

【教育課程等検討部門（C部門）関係】

平成27年

5月26日 第1回教育課程等検討部門

検討事項

- 教育課程等検討部門報告内容について

6月 3日 第2回教育課程等検討部門

検討事項

- 教育課程等検討部門報告内容について

6月18日 第3回教育課程等検討部門

検討事項

- 教育課程等検討部門報告内容について

6月30日 第4回教育課程等検討部門

検討事項

- 教育課程等検討部門報告内容について

8月 5日 第5回教育課程等検討部門

検討事項

- 他部門の会議内容報告について

8月26日 第6回教育課程等検討部門

検討事項

- 教育課程等検討部門 部門原案（意見書）について

【教員構成等検討部門（D部門）関係】

平成27年

7月 3日 第1回教員構成等検討部門

検討事項

- 教員構成等検討部門報告内容について

8月21日 第2回教員構成等検討部門

検討事項

- 教員構成等検討部門 部門原案（意見書）について

【学生支援等検討部門（E部門）関係】

平成27年

6月18日 第1回学生支援等検討部門

検討事項

- 学生支援等検討部門 現状報告の内容について

8月20日 第2回学生支援等検討部門

検討事項

- 学生支援等検討部門 部門原案（意見書）について

【学生募集・入学試験等検討部門（F部門）関係】

平成27年

6月 9日 第1回学生募集・入学試験等検討部門

検討事項

- 学生募集・入学試験からみた大学短期大学部の現状について

6月25日 第2回学生募集・入学試験等検討部門

検討事項

- 学生募集・入学試験からみた大学短期大学部の現状について

8月21日 第3回学生募集・入学試験等検討部門

検討事項

- 学生募集・入学試験からみた大学短期大学部の現状について
- 学生募集・入学試験等検討部門 部門原案（意見書）について

【管理運営等検討部門（G部門）関係】

平成27年

5月26日 第1回管理運営等検討部門

検討事項

- 第一段階【分析段階】部門内作業について
- その他
- 管理運営上の懸案事項について

7月23日 第2回管理運営等検討部門

検討事項

- 第二段階【分析段階】部門内作業について
- 統括会議中間報告（原案）について
- その他
- 2009年度短期大学第三者評価実地調査における面談調査内容について

9月 8日 第3回管理運営等検討部門

検討事項

- 管理運営等検討部門 部門原案（意見書）について

【法令及び内部規則等確認部門（H部門）関係】

平成27年

9月 4日～ 9日 各部門（C部門からG部門）意見書等確認期間

9月21日～30日 B部門意見書等及び検討会中間報告書確認期間

11月 5日～25日 検討会最終意見書等確認期間

12月 1日～ 4日 検討会最終意見書等補正期間

【本部関係】

平成27年

5月20日 2015(平成27)年度第4回運営協議会

報告事項

- 西南女学院大学短期大学部「組織・教育・研究・管理運営等の改善及び充実に関する検討会」設置計画について

10月21日 2015(平成27)年度第12回運営協議会

報告事項

- 西南女学院大学短期大学部の現状について

平成28年

2月17日 2015(平成27)年度第16回運営協議会

協議事項

- 西南女学院大学短期大学部の改善及び充実について

3月 9日 2015(平成27)年度第18回運営協議会

協議事項

- 西南女学院大学短期大学部の将来計画の方針について

3月16日 2015(平成27)年度第5回学校法人西南女学院常任理事会

協議

- 大学短期大学部生活創造学科学生募集停止について

3月22日 2015(平成27)年度第4回学校法人西南女学院理事会

協議

- 大学短期大学部生活創造学科学生募集停止について

3月22日 2015(平成27)年度第3回学校法人西南女学院評議員会

協議

- 大学短期大学部生活創造学科学生募集停止について

3月22日 2015(平成27)年度第5回学校法人西南女学院理事会

協議

- 大学短期大学部生活創造学科学生募集停止について

【同窓会関係】

平成28年

2月24日 同窓会関係者への説明

【学生・保護者関係】

平成28年

4月27日 第1回 生活創造学科学生募集停止に関する説明会（生活創造学科学生対象）

文書「生活創造学科で学んでおられる学生の保護者の皆様へ ― 学生募集停止に関するお知らせと対応 ―」の発送（保護者対象）

5月10日 第2回 生活創造学科学生募集停止に関する説明会（生活創造学科学生対象）

5月11日 大学短期大学部長から本学学生全員への説明（生活創造学科・保育科の全学生）

【文部科学省関係】

平成28年

4月27日 学生募集停止報告文書の発送（報告）

【その他】

平成28年

5月 2日 本学公式ウェブサイトに公表

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

※ 無し

【選択的評価基準】教養教育の取り組みについて

基準(1) 教養教育の目的・目標を定めている。

(a) 現状

本学では、教育目的として学則第1条に「キリスト教を教育の基本として女子に高い教養を授けるとともに生活に必要な専門の教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする」ことを掲げている。

学科別の教育目的について、生活創造学科は「豊かな人間性と社会性を支える広い教養、そして家庭・地域・職場で生きる生活技術を身につけた、社会参画と自己実現を主体的に充実させることのできる人材を育成すること」を目的とし、また、保育科は「豊かな教養と専門知識をもって、自ら思考し判断できる保育の専門家を育成すること」を目的としている。

また、両学科の教育課程編成・実施の方針として、本学の共通科目の目的を短期大学士として「教養を身につけられるよう、一般教育として「人文科学」「社会科学」「自然科学」「言語」の各領域に分類される科目を配置している」ことを掲げている。

(b) 課題

保育科では幼稚園教諭・保育士資格を取得希望の学生が大半の中、資格取得のための必修科目が多いことから、自己選択して履修できる一般教育科目の数が少なく、全学として開講していなかった科目がある。

(c) 改善計画

現在では、全ての一般教育科目を開講し、学生の教養教育についての選択肢を広げる努力をしている。

基準(2) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

(a) 現状

教養教育を担う科目の教育内容は、シラバスに記載され、学習目標、授業計画、参考書、学習上の注意、評価の方法と時期を明記している。

共通教育科目は「建学の精神」に関する科目のほか、教養を学ぶ目的で24科目（単位数にして34単位分）を開設している（表19）。幅広い教養を身につける土台として、世界の文化について哲学的思考を取り入れて学ぶ「人間と文化Ⅰ」・「人間文化Ⅱ」や、「心理学」、「歴史学」、「法学」、「日本国憲法」、「社会学」などを開講し、本学の伝統ある教養教育である「女性史」や「日本語表現法」においては、女子短期大学ならではの「女子教育」に特化した学びも深められる機会が設けられている。また、「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」や「ハングルⅠ」・「ハングルⅡ」などの語学、「スポーツ・健康科学概論」や「スポーツ科学実技」など、「人文科学系科目」、「社会科学系科目」「自然科学系科目」、「言語系科目」の領域がまんべんなく学べる機会が設けられている。なかでも、建学の精神の涵養を図り、豊かな人

間性の形成に資するため、「キリスト教学Ⅰ」（2単位）及び「キリスト教学Ⅱ」（2単位）を必修としているのが特徴である。

表19 学則別表 一般教育科目（各科共通）

分野	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
人 文 科 学 系 科 目	キリスト教学Ⅰ	2		
	キリスト教学Ⅱ	2		
	心理学Ⅰ		2	
	心理学Ⅱ		2	
	文学Ⅰ		2	
	文学Ⅱ		2	
	人間と文化Ⅰ		1	
人間と文化Ⅱ		1		
社 会 科 学 系 科 目	法学		2	
	日本国憲法		2	
	歴史学		2	
	社会学		2	
	女性史		2	
自 然 科 学 系 科 目	生理学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ・サイエンスⅠ		2	
	コンピュータ・サイエンスⅡ		2	
	スポーツ・健康科学概論	1		
	スポーツ科学実技	1		
言 語 系 科 目	英語Ⅰ		1	英語Ⅰ・Ⅱ及びハングルⅠ・Ⅱより2単位必修
	英語Ⅱ		1	
	ハングルⅠ		1	
	ハングルⅡ		1	
	日本語表現法		2	
計		6	34	

例えば、保育科に関しては、履修規程の改正により、「キリスト教学Ⅱ」の開講時期を1年後期から2年後期へ移動したことに伴い、キリスト教の精神の学びの集大成として、卒業間近な学生が「キリスト教学Ⅱ」を履修できたことにより、学生の2年間にわたる建学の精神の学びの内容を測る機会ともなっている。「キリスト教学Ⅱ」の最終レポートとして全学生が「感恩奉仕と私」というテーマで作文を行うことにより、それぞれが聖書やチャ

ペル、教会訪問や礼拝奉仕などを通して、多くの聖書の知識と奉仕の体験的学びができたことが明らかになっている。

(b) 課題

必要最低限の単位取得で卒業を目指す学生が増加している中、教養教育の重要性を伝え、一般教育科目の受講を積極的に奨励することで、教養教育に対する学生の視野を広げていくことが必要である。

(c) 改善計画

これまで、開講できなかった一般教育科目も全て開講する中で、偏りなく分野を受講することを学生に促していく。

基準(3) 教養教育を行う方法が確立している。

(a) 現状

本学では、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を理解し、それに基づいて教育を行うため、一般教育科目の要になる「キリスト教学Ⅰ」・「キリスト教学Ⅱ」や「スポーツ健康科学概論」、「スポーツ科学実技」、そして「コンピュータ・サイエンスⅠ」・「コンピュータ・サイエンスⅡ」などの科目について、非常勤講師ではなく、専任教員が一貫して担当するという改革を促進している。

卒業必修科目の「キリスト教学Ⅰ」・「キリスト教学Ⅱ」は、建学の精神に直結した科目である。「キリスト教学Ⅰ」でキリスト教の世界観や価値観を学び、「キリスト教学Ⅱ」では、世界の宗教との比較や、キリスト教の芸術や音楽、キリスト教の文学や映画に触れることによって、より視野を広げて行く機会としている。また、2年間のキリスト教の学びの集大成として、学生自らがキリスト教に関するテーマを掲げ、グループで研究・発表し、自主的にキリスト教について学ぶ機会なども設けている。

また、全ての学生には、年に2回計4回、地域の教会を訪問し、生きたキリスト教を体験しレポートを書くことが義務づけられており、キリスト教の源泉に触れる体験ができるのみならず、地域の教会に所属している西南女学院の卒業生等と触れ合い、建学の精神を学ぶ良き機会となっている。

他のミッションスクールと比較しても特記できることは、本学の要である礼拝として行われている、毎週の「チャペルアワー」の時間は60分設けられ、その時間は授業を設けることなく、学生・教職員が全員出席できる形をとっており、全国各地からお招きする牧師や講師、また学内の教員の話落ち着いた聞き、自らを振り返る機会となっている。前期・後期合計30回の「チャペルアワー」は、キリスト教学の授業との関連が深く、建学の精神やキリスト教に触れることのできる大切な時間であることから、出席を強く奨励している。毎回の「チャペルアワー」ではオルガニストによる演奏をはじめ、ピアニストや賛美指導者が関わるなど、芸術的要素を多分に取り入れ、日常的にキリスト教芸術に触れる機会を設けている。また、前期・後期2回ずつ、遠方から著名な講師を招き、建学の精神強調週間として「ミッションデー」を設け、通常の「チャペルアワー」より20分長く内容の濃い

礼拝を行っている。

併設大学と合同で行う「クリスマス礼拝」は、学生・教職員参加型で共に創りあげる礼拝を目指しており、このキリスト教共同体づくりを通して、体験的に建学の精神を体得し、学科間の枠を越えて、キリスト教芸術や礼拝の神髄を体験する役割を果たしている。具体的には、キリスト降誕劇を作り上げる過程において、役者、聖歌隊、ワーシップダンス、オーケストラなどは全て学生の奉仕によって行われ、毎回の練習の際には必ず奉仕者全員による祈りが捧げられており、建学の精神である「感恩奉仕」の心を養う一端を担っている。なお、後期の「チャペルアワー」の中では学生全員によるハレルヤコーラスの練習が行われ、「クリスマス礼拝」の当日にはすべての学生がそれぞれのパートを務める備えをしている。平成27年度のテーマは「Peace on Earth」であり世界の平和を祈りながら毎回の練習を行った。平成27年12月17日木曜日のクリスマス礼拝当日は、金城学院前院長・淀川キリスト教病院理事長の柏木哲夫氏を講師に迎え、アルモニーサンク北九州ソレイユホール（旧九州厚生年金会館）にて、クリスマスのメッセージ、降誕劇、聖歌隊や楽器による特別賛美、学生全員参加のハレルヤコーラスを行った。

(b) 課題

現在の学生・社会に即した内容を再検討し、教育課程全体として教養教育の目的が達成できているかを定期的に検討する機会が必要である。

(c) 改善計画

併設大学と合同で置かれる「教務総合人間科学小委員会」に「短期大学部」として出席し、併設大学との協働で、今後の短期大学としての教養教育の将来像を描けるよう検討を進めていく。

基準(4) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 現状

各教養科目は、每期ごとに、学生授業評価の結果に基づいた授業改善や教育方法の改善等を行っている。建学の精神の強調週間である「ミッションデー」についてのアンケート結果は表20のとおりである。

なお、このうち、「キリスト教の信仰や、クリスチャンになることなどについて、宗教主事や先生方に尋ねてみたい」と、「具体的に問題を抱えているので、誰か先生に聞いてもらいたい」については、「宗教主事」と「宗教主事補」で対応した。なお、このアンケート結果をもとに、次回の「ミッションデー」の講師選定を行うなど、充実のための資料としている。

毎回の「チャペルアワー」と「クリスマス礼拝」において、学生は応答カード（感想文）を提出しており、その内容を「宗教主事」、「宗教主事補」、「宗教委員」が把握し、評価・検討を行いつつチャペル計画を進めている。

(b) 課題

本学の教養科目は、ディスカッションやグループワークなど、アクティブ・ラーニングを取り入れたものなど、興味深い試みがされているが、それらが科目担当者間において共有されていないことが課題である。

(C) 改善計画

授業見学や実践報告会を開催するなど、授業内容を共有し、改善を検討していく。

また、教養教育を通しての、建学の精神の具現化については、本学公式ウェブサイトから読み取れる情報が少ないため、情報発信の在り方を検討したい。

備付資料

選択的評価基準	
教養教育の取り組みについて	66 2015年度クリスマス礼拝 応答カード一覧

表20-1

2015年 短大春季ミッションデー第1週 応答カード 5/13(水)

アンケート項目	科・学年	生活創造		保育科		無記名	計
		1年	2年	1年	2年		
①講師の先生のお話全体を通して							
・よく理解できた		17	16	45	46	1	125
・少し理解できた		11	10	23	23	0	67
・理解できなかった		0	0	1	1	0	2
・共感するところがあった		2	3	12	12	0	29
・これを機会に、聖書のお話を もっと聞いてみたいと思った。		0	0	5	5	0	10
・無回答		0	0	0	0	0	0
計(延べ人数)		30	29	86	87	1	233
複数回答(2個以上○をつけた人数)		2	1	12	13	0	28
②讃美歌について							
・とても楽しめた		17	12	43	42	1	115
・少し楽しめた		8	14	13	13	0	48
・楽しめなかった		0	0	0	0	0	0
・興味が持てた		4	2	14	15	0	35
・歌詞に共感した		0	1	7	7	0	15
・無回答		0	0	0	0	0	0
計(延べ人数)		29	29	77	77	1	213
複数回答(2個以上○をつけた人数)		1	1	4	4	0	10
③信仰、他について							
・教会の礼拝に参加してみたい		14	7	19	19	1	60
・キリスト教の信仰や、クリスチャンになることなどについて、 宗教主事や先生方に尋ねてみたい		0	1	3	3	0	7
・具体的に問題を抱えているので、誰か先生に聞いてもらいたい		0	0	0	0	0	0
・無回答		14	20	51	51	0	136
計(延べ人数)		28	28	73	73	1	203
複数回答(2個以上○をつけた人数)		0	0	0	0	0	0
アンケート提出者数		28	28	73	73	1	203
(回答率 %)		100.00%	100.00%	100.00%	92.41%		97.60%
出席者数		28	28	73	79		208
(出席率 %)		96.55%	75.68%	97.33%	79.80%		86.67%
在籍者数(休学者は除く)		29	37	75	99		240

表20-2

2015年 短大春季ミッションデー第2週 応答カード 5/20(水)

アンケート項目	科・学年	生活創造		保育科		無記名	計
		1年	2年	1年	2年		
①講師の先生のお話全体を通して							
・よく理解できた		22	15	43	64	0	144
・少し理解できた		4	12	30	13	0	59
・理解できなかった		0	0	0	0	0	0
・共感するところがあった		2	2	3	5	0	12
・これを機会に、聖書のお話を もっと聞いてみたいと思った。		0	0	1	0	0	1
・無回答		2	0	0	1	0	3
計(延べ人数)		30	29	77	83	0	219
複数回答(2個以上○をつけた人数)		2	1	3	1	0	7
②讃美歌について							
・とても楽しめた		20	17	45	55	0	137
・少し楽しめた		6	11	23	20	0	60
・楽しめなかった		0	0	0	1	0	1
・興味が持てた		0	0	5	3	0	8
・歌詞に共感した		1	1	1	4	0	7
・無回答		1	0	1	3	0	5
計(延べ人数)		28	29	75	86	0	218
複数回答(2個以上○をつけた人数)		0	1	1	3	0	5
③信仰、他について							
・教会の礼拝に参加してみたい		13	10	25	30	0	78
・キリスト教の信仰や、クリスチャンになることなどについて、 宗教主事や先生方に尋ねてみたい		1	2	4	3	0	10
・具体的に問題を抱えているので、誰か先生に聞いてもらいたい		0	0	0	1	0	1
・無回答		14	16	45	48	0	123
計(延べ人数)		28	28	74	82	0	212
複数回答(2個以上○をつけた人数)		0	0	0	0	0	0
アンケート提出者数		28	28	74	82	0	212
(回答率 %)		100.00%	93.33%	100.00%	98.80%		98.60%
出席者数		28	30	74	83		215
(出席率 %)		96.55%	81.08%	98.67%	83.84%		89.58%
在籍者数(休学者は除く)		29	37	75	99		240

表20-3

2015年 短大秋季ミッションデー第1週 応答カード11/4(水)

アンケート項目	科・学年	生活創造		保育科		無記名	計
		1年	2年	1年	2年		
①講師の先生のお話全体を通して							
・よく理解できた		14	19	44	59	0	136
・少し理解できた		5	5	15	16	0	41
・理解できなかった		0	0	0	0	0	0
・共感するところがあった		0	1	2	4	0	7
・これを機会に、聖書のお話を もっと聞いてみたいと思った。		1	0	1	1	0	3
・無回答		0	0	0	0	0	0
計(延べ人数)		20	25	62	80	0	187
複数回答(2個以上○をつけた人数)		1	0	2	3	0	6
②讃美歌について							
・とても楽しめた		12	22	49	60	0	143
・少し楽しめた		7	2	9	12	0	30
・楽しめなかった		0	0	0	0	0	0
・興味が持てた		2	1	6	9	0	18
・歌詞に共感した		0	1	2	3	0	6
・無回答		0	0	0	0	0	0
計(延べ人数)		21	26	66	84	0	197
複数回答(2個以上○をつけた人数)		2	1	6	7	0	16
③信仰、他について							
・教会の礼拝に参加してみたい		10	8	30	27	0	75
・キリスト教の信仰や、クリスチャンになることなどについて、 宗教主事や先生方に尋ねてみたい		0	1	0	1	0	2
・具体的に問題を抱えているので、誰か先生に聞いてもらいたい		0	0	0	2	0	2
・無回答		9	16	29	46	0	100
計(延べ人数)		19	25	59	76	0	179
複数回答(2個以上○をつけた人数)		0	0	0	0	0	0
アンケート提出者数		19	25	59	76	0	179
(回答率 %)		95.00%	89.29%	89.39%	96.20%		92.75%
出席者数		20	28	66	79		193
(出席率 %)		71.43%	77.78%	89.19%	82.29%		82.48%
在籍者数(休学者は除く)		28	36	74	96		234

表20-4

2015年 短大秋季ミッションデー第2週 応答カード 11/11(水)

アンケート項目	科・学年	生活創造		保育科		無記名	計
		1年	2年	1年	2年		
①講師の先生のお話全体を通して							
・よく理解できた		15	16	35	42	0	108
・少し理解できた		12	9	29	26	1	77
・理解できなかった		0	0	0	2	0	2
・共感するところがあった		0	0	3	2	0	5
・これを機会に、聖書のお話を もっと聞いてみたいと思った。		0	0	1	0	0	1
・無回答		0	1	0	0	0	1
計(延べ人数)		27	26	68	72	1	194
複数回答(2個以上○をつけた人数)		0	0	2	1	0	3
②讃美歌について							
・とても楽しめた		13	17	33	39	0	102
・少し楽しめた		13	8	29	25	1	76
・楽しめなかった		0	0	0	3	0	3
・興味が持てた		1	0	3	3	0	7
・歌詞に共感した		0	0	0	0	0	0
・無回答		0	1	1	1	0	3
計(延べ人数)		27	26	66	71	1	191
複数回答(2個以上○をつけた人数)		0	0	0	0	0	0
③信仰、他について							
・教会の礼拝に参加してみたい		14	14	20	25	1	74
・キリスト教の信仰や、クリスチャンになることなどについて、 宗教主事や先生方に尋ねてみたい		0	0	3	0	0	3
・具体的に問題を抱えているので、誰か先生に聞いてもらいたい		0	0	1	1	0	2
・無回答		13	12	42	45	0	112
計(延べ人数)		27	26	66	71	1	191
複数回答(2個以上○をつけた人数)		0	0	0	0	0	0
アンケート提出者数		27	26	66	71	1	191
(回答率 %)		100.00%	92.86%	97.06%	88.75%		94.09%
出席者数		27	28	68	80		203
(出席率 %)		96.43%	77.78%	91.89%	83.33%		86.75%
在籍者数(休学者は除く)		28	36	74	96		234

【選択的評価基準】地域貢献の取り組みについて

基準（１） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

(a) 現状

本学では、「公開講座委員会」（併設大学と合同）によって、毎年8月から10月（主として夏期休業期間中）にかけて「シニアサマーカレッジ」を開催している。「シニアサマーカレッジ」は、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会との委託契約に基づき、北九州市立年長者研修大学校周望学舎の主催のもと本学が共催するものである。共催にあたっては、本学及び併設大学の施設設備を提供するとともに、すべてのプログラムにおいて本学及び併設大学の教員が講師となる。平成27年度は、「さあ！始めようイキイキライフ ～新しい仲間・新しい体験～」をテーマに計10回の日程で開催した。平成27年度のプログラムは表21のとおりである。

表21 平成27年度シニアサマーカレッジプログラム

回	日程	時間割	
		午前 9:00～10:30	午前 10:45～12:15
1	7月24日	英語の歴史と今後の位置づけ	傾聴入門
2	7月31日	カロリー制限は老化を予防するか？ ～エネルギー消費と長寿遺伝子～	気分すっきり“足湯”のすすめ
3	8月7日	コミュニケーションの時間 からだを使って「活き活き脳」づくり	からだを使って「活き活き脳」づくり コミュニケーションの時間
4	8月21日	宗教から自分の生きる意味を探る	脳卒中患者の起居動作援助
5	8月28日	地域で支えるとは	Let's 減塩生活！
6	9月4日	リラックス☆心と身体のメディテーション	リラクゼーション ～子育て・孫育て世代への支援～
7	9月11日	中国人の物の考え方について	コンピュータと学習
8	9月18日	社会見学	
9	9月25日	これは便利！毎日の生活にタブレット端末を！	みなさんの味と香りへの感度について知りましょう！
10	10月2日	明治のキリスト者とその周辺の人達について	(10:40～11:10) 閉講式

※色つき部分が本学教員担当分

「公開講座委員会」、委員会所管部署、北九州市立年長者研修大学校周望学舎による教職協働によって企画される講座は、本学と併設大学の名称を冠する公開講座として、学校法人として有している教育資源等を地域社会に開放・還元する取組みとなっている。

公開講座に関わる教職員は、限られた時間と資源の中で、「委託契約」という手法で最大限の効果（受講生の満足度、学院としての広報機能等）を得るために、工夫を凝らして講座を運営実施している。

「シニアサマーカレッジ」の受講対象者は、北九州市内在住若しくは市内に勤務している55歳以上の方であり、地域貢献として、北九州市において展開される社会人の生涯学習活動の一翼を本学が担うという意味において、建学の精神「感恩奉仕」を具現化する取り組みの1つである。

本学の地域貢献活動は、本基準で述べた「シニアサマーカレッジ」と基準Ⅱの特記事項で述べた「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部だいきにっぽん」とによって、幅広い世代に本学の教育資源等を提供することで展開されていること、また、「シニアサマーカレッジ」が社会福祉協議会との委託関係にあることから行政等との連携も担保されていること、以上の点が特徴であると言える。

(b) 課題

公開講座の各種プログラムがリピーターである受講生にとって新鮮なものとなるよう、講座担当講師の選出及び講座形態（講義、演習、実習、見学等）に関する共通認識が得られるようする。

(c) 改善計画

今後も、受講生アンケート結果における要望・意見等に応えることができるよう、委員会として今後一層、各学科・別科と連携を図りつつ、本学が有する教育資源を最大限活用し、毎年実施されるシニアサマーカレッジが変化に富むものであるよう努める。

なお、本学は地域に根ざした短期大学として、これまで様々な地域貢献活動を実施してきた。しかし、地域貢献に関する全学的な意識の統一は十分とは言えず、総合的なマネジメントが行われているとは言えない状況である。本学の地域貢献活動に対する地域、企業、自治体等のニーズと本学の資源を効率的に結びつけるためには、地域貢献活動が組織的かつ計画的な取り組みとなるように、企画、調査、連絡調整等を行える体制を整備する必要があり、そのための学内組織の構築が急務である。

備付資料

選択的評価基準	
地域貢献の取り組みについて	67 シニアサマーカレッジ関係資料 68 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学だいきにっぽん関係資料